

柱の中心根底よりはるぬひた國で、其帝王は國常立の臍から帝王の臍を貫て、國常しなるにはるぬひて、體任まし、天照大日靈尊、天柱を以天位に即せ玉しより、天壤無窮之皇統也、是神皇一體の大根本なる故、伊勢兩宮に心御柱立せ玉ふ、柱の御長につぎ、深祓故に中臣は、國常立御中主の天地の本原よりはるぬき、天照太神、兒屋根命に始る、其中と云ふは、天地を統御運轉し、萬物を生々するの神をさして云、其神は天地を形體として統御す、その神は君にして中極、その形體とするの天地は臣民也、夫天地位しては、天は中極の君の位、地は臣民なり、又天地人備つて、人の上では、一天下を統御する一天の君が中の位、臣下萬民は臣也、人一人の上で云へば、心が中の位、君のすぢめ、形體は臣民也、人と萬物と對して云へば、人は中の位、君のをりば、萬物は臣民なり、全體中と云ば、誠のことなり、敬のこと也、この誠と敬とを對して云へば、誠は中すみの君の位、敬は臣の位なり、然るに敬にあらざれば誠ならず、誠ならざれば敬ことあたはず、是則中すみの理也、是神の神たる本體、人の人たる本體也、扱其誠敬の中すみなる理を推立るも、邪欲の念慮あつては、しばらくは誠ならず、

敬ことあたはず、中すみの理にをし立ことあたはず、故に其邪欲の念をはらふて、中臣の誠敬、中すみの本體に至る、其邪欲の念慮罪咎を拂も、誠敬なくて被ことあたはず、君邪欲あつて君たるあたはず、臣邪欲あつて臣たるあたはず、萬民邪欲あつて民たることあたはず、邪欲の惡は物をへたつ、隔ときは和せず、和せざれば誠感通せず、誠感せざれば合體なるあたはず、合體ならざればたがひに守ることあたはず、故に邪欲の念を拂ふ被にあらざれば、誠なるあたはず、こゝを以中臣祓と云、是上一天の君より下萬民まで、この祓を以罪咎を被て、誠敬にいたり、神の感應をえて、中すみの場にこゝまる處の、萬古を歴てもかはらぬ典法とする處也、臣の字をこゝみと訓じ、こゝまるの義にとるも、上君の中の場を目當にし、こゝまるとまるとの義也、又中すみの誠の場を目當にして、こゝまるとまるとの義也、又富の義にとるは、全體に邪欲己にあるときは、必其心まづしくして、且いやし、たとえ財寶衣食の自由に満足とても、必其心まづしふして、且人ををそれ、臣民何ほどつきしたがふとも、皆欲の爲につきしたがふ故、心はなれて實に其人を守ることあ

たはず、故にその心ともしくして甚いやし、故にこの邪欲を拂のけて、一點くもりなき中すみの神理の誠なる道を尊て、つゝしみを以誠敬に至るときは、邪惡これを害することあたはず、天下の人、その君を君とし、其人を人として輔佐し守り、神人共に心を其人にかたむけ歸しなびく、かくの如くなれば、心中富さかえて、誰をそるゝことなく、實に心ひろく體ゆたかに富の義也、是吾神道の教とする所也、能工夫修行して、神理を深く味え考ふべし、此一條略してこれを云、餘は推て求べし、

口傳云、中とぶ、とむの義なり、
 中の字、深く味ふべし、中と云は誠のこと也、天下一統、この誠を自當とす、この誠は中すみなるの誠で、とりもなをさす神のことなり、

神留坐之傳

神は天照太神、天御中主尊也、留坐とは、宮殿の寶鏡御神靈を留させ玉ふことにて、代々の日嗣と御同殿同牀に坐すなり、
 慎齋云、天御中主、天照太神留せ玉へば、自ら天地間の神留坐也、

神漏伎神呂美之傳

神漏伎は高皇產靈尊、神呂美は天照太神、與玉傳記云、天照太神是皇親神漏伎命、高皇產靈尊是神呂美命也、鎮座傳記、以三神皇產靈尊一爲三神呂美一也、
 口傳云、高皇產靈尊、神皇產靈尊、天坐者造化の神、地坐者氣化の神也、天御中主尊は、こしなへに高天原に坐す、太元靈神、高皇產靈尊は、高天原にをひて萬物を化生するの神、神皇產靈尊は、靈降て生物の魂となる神也、故に造化を云ば、神漏伎は高皇產靈尊、神呂美は神皇產靈尊也、

天御陰日御蔭之傳

天御陰は、天御中主尊、高皇產靈尊之御蔭也、日御陰とは天照太神の御蔭なり、
 慎齋云、天御中主、高皇產靈、天照太神、俱に皇孫のために加護し玉ふ、皇天二祖の慈、冥助により我國としろしめす皇孫も、亦皇天二祖の冥助を大切に思召、誠敬を起し立て、皇宮の玉座に推立せ玉ふ、御孝心深くまします故、彌深く冥助をえさせられて、安國としろ

しめす、如し此なれば、今日何たるもの、人れもみな此三神の徳化をうけて出生するものなれば、皇孫ばかりのことでもなく、人々此皇天二祖の冥助にあづからざれば、一國、一家、一身をたもつことあたはず、畢竟つまる處、恐ながらも、中主、高皇產靈、天照太神より見れば、己れが自己の神は、とりもなをさす皇孫也、その皇孫なる神を内に安置することなれば、常に誠敬を起立て、天御蔭、日御蔭の冥助をかふむるべきことなり、此段遷宮、家移、妊娠、妊娠の祈禱祭祀のとき眼をつくべし、

天磐戸之傳

天磐戸、天は尊稱之言葉也、磐は堅固不測之稱、戸は出入往來の所を云、堅固に凝しまりて發達せざる場を云、天上皇居、又一箇の心也、人我とも誠敬なれば、出入來往、發達運轉して、徳化外に顯れ、功用往として行れざるなし、若不敬にしてあなざり、理ある正き道を道とせずして、ふみをかすときは、此磐戸は禁門をさざして、來往出入の感通することなし、故に晝夜善惡の分別なく、常闇となるぞ、可三工夫也、

慎齋云、天磐戸は惡のばにをひての御座所也、晝夜で

云へば、夜の御座所なり、聖智の人で云へば、道明らかならざる世にあひての居所也、然れば、この磐窟戸は今日の上にあること、人心では己不敬で邪惡さかんなれば、内自己の神は磐戸をかたくさして、功用のはたらきなし、故に心に善惡のわいためなく、實に晝夜の分ちなきが、ことに善心一たび芽て、天津祝詞太祝詞の清淨誠敬なるものを推立いのるときは、いかなる堅固不測の禁門にても感通し、ひびきこたへざるなし、誠なるかな神明の徳、真なるかな中臣の誠敬、身心安靜にして、深く味え考ふべし、

速秋津姫之傳

速秋津姫は、天照太神の荒魂也、太神の別宮並宮也、三女神の内、市杵島姫命にして、瀛津鏡也、是事物の上を至て深く照し見玉ふ神也、瀛津鏡、邊津鏡の二鏡は、田心姫の一鏡の分作也、

慎齋云、瀛津姫は、瀛津姫の別名にして、邊津鏡也、速秋津姫は、市杵島姫の別名にして、瀛津鏡也、此二鏡は田心姫の一鏡にして、氣吹戸主の分徳也、速秋津姫は大海にあつて、鹽の八百會に坐す、此大海の瀛中也、人にあつて腹中に坐す、善惡を深くのみあぢはへ

しろしめす神也、海中にあつて鹽のみちひを主り、人身にあつて呼吸を主り玉ふ、田心姫は氣吹戸の丹田氣海に坐て、呼吸の出入を主り玉ふ、太神の御本心なりの徳化也、速秋津姫は腹中を主り、善惡を深く味ひ考へ玉ふ、太神の御本心の靜なる所の徳化也、瀛津姫は、川の瀬、人の背に坐て、善惡を始て見つけしらしめす、大神御本心の動の所の徳化也、何も水徳の神にして、陰神因て姫と稱す、劔玉誓の章、伊弉諾尊解除祓の章、合せ考へし、深長の味あることなり、

根國底國之傳

根國底國は、陰暗の人知れぬ地を云、かくれたる陰所を云、草木などの根も土中にあつて、人知れぬ見へぬ所ゆへ根と云、すなはち黄泉を云ぞ、

慎齋云、根はつ、しみの根底也、つ、しみの訓、土しむる也、素尊荒金の氣すぎ玉ふ神なる故、伊弉諾尊、根國をしらすべしと導教玉ふ、然るをはたさせられぬから、太神のきつとこらし戒らるゝによつて、誓の本心を顯て、根國のつ、しみの場に至り玉ひて、速に清淨むきつの本心をみがき得玉ひて、八重垣の神詠

速懐良姫之傳

をなし玉ひ、永く土地を主り、天壤無究の皇統を守護し玉ふを以能考べし、畢竟高天原に對する言葉で、則高天原の根なり、根は、ね也、北方水徳の場で、太陽天日も是より發生の芽をなし、萬物を生出す初の場なり、古今根國は陰暗の場なると云を以、佛者の地獄なるものと附會し終る、是神紀を見ことの淺く、神理を求るのうすく、高天原の奥儀を深く考へざるのあやまちにして、神を穢し道を害する甚き罪人なり、如し、此見認る所なれば、彌深く思ひ求、厚く神理を考ふべし、

速懐良姫は、土藏靈貴にして、素盞鳴尊の荒魂也、素盞鳴尊は、大戸之道尊、速須良比賣は、大苦邊尊也、此四神は玉、鏡、劔にして、主とする處は八握劔、蛇比禮、蜂比禮、品物比禮也、さすらは、さそひやらふの略訓、やらふは退也、

慎齋云、天照太神は高天原に坐し、素盞鳴尊は根國の清地に坐し、皇孫は國中に坐し、菟戸の神は天、地、人身中に坐し、天の祓は風、地の祓は水、人の祓は息、三才三種の祓、其祓所のものは、邪欲、惡の三つにして、

則不淨なり、其不淨を祓ものは、本心動靜の陰中の陽徳なる神徳を以祓ひ、三種の神器も、三にして二つ、二つにして一つ、彼祓戸の三神も、三神にして二神、二神にして一神、其神も太神の本心動靜につひて顯れ坐す、祓心も本心動靜也、其動は靜の根、其靜は動の根にして、本心のはたらき也、邪欲もこの動靜によつて顯れ、不淨をなすも亦心の動靜によつて不淨をなす、善惡も亦動靜によつて善心を發す、其善惡は皆身體に因て顯る、故に不淨を祓ふの發端は、身を以祓、其身の不淨を祓にちなんで、心の動靜につひて祓をなす、然るときは、本心清淨にして一點くもりなき處は高天原なり、其高天原は、根底にはるぬひたつし、其敬は人の生れ出る根本で、人は敬を以生るもの也、故に敬は人生始中終のつとめ、そのつしみの至極は、眞の誠、其誠は過不及なき中すみの理、其過不及なき中すみの理なるものは神也、其神は中也、この中の神なるものを、とよとみうやまう處の、萬古かわらぬ法は中臣祓也、故にこの八箇九箇の傳を以、深く考へ厚く思ひ求め、必疎略に拜見せず、深妙の味を得べし、慎而勿怠矣、

一箇祈禱之傳
祈禱の訓は、のみいのる也、のみは香込なり、心源にのみいるなり、いのは言述るなり、心中にたえたる誠を、ありのまゝに、言葉と心にいゝのふるなり、祈禱にさまざまの式法あれども、つまる處は誠の感通する所にて、祈禱成就するなり、必古き式法を背くべからず、只至誠のつしみを以祈るべし、一毫も私心疑心あれば、曾て感通なきものなり、口傳云、人の交合して子を生ずるは、至誠の感通するしるし也、その妙合のとき、他念なき如く、その心を以何事をも祈奉るべきことなり、是深秘の極致也、必不_レ可_レ放過_二矣、

往昔圖_二寫_一八箇傳、加以_二愚鑑之言_一、願爲_二其書_一、尤秘奧之極致、千萬世所以不可_レ易者也、然恐不_レ可_レ得_レ盡_二於中臣之謚與_一焉、於是寶曆戊寅歲、以_二父祖相傳之秘書_一、集_二八箇一箇傳_一、使_二中臣一書明白_一焉、欲_二附以_二愚鑑之言_一、其意亦曠_二充_一傳來之深意、而發_二於中臣神代之謚_一、以使_二後學曉易_一、而遂筆_二之書_一焉、然後今

後閱_レ之、聊不_レ滿_二於心_一、却而恐_レ使_二後學惑_一焉、改正之愚言、而以附_二其後_一、號_二八箇九箇傳_一、以與_二子門弟子_一、于_レ時明和元甲申歲中冬來復月、謹而記_レ之云爾、

右中臣八箇九箇之傳者、雖_レ爲_二深秘密要_一焉、累年因_二懇望_一而直_二授松村高定_一、畢、自今拜_二此傳書_一、則深求_二其意_一、厚考_二其旨_一、而必不_レ可_レ放過_一、慎而勿_レ怠焉、且雖_レ爲_二同門_一、而敢不_レ許_二於他見_一矣、

甲斐守大賢照魂靈社三世孫

淺利慎齋源信賢

右中臣八箇九箇之傳合登冊、以伊豫國北宇和郡宇和島町縣社宇和津彦神社司毛山氏正辰藏本令書寫、雖有不齊、依無類本不能校合、明治四十三年二月十一日、

中臣祓再八箇一箇之傳終

神道秘傳抄目錄

- 中臣二字之傳
- 神留坐之傳
- 神漏岐神漏美命之傳
- 天御蔭日御蔭之傳
- 天津祝詞太諄辭之傳
- 四神之傳
- 佐男鹿馬牽之傳
- 八耳之傳

神道秘傳抄

中臣祓

中臣二字之傳

中は則吾國の君のこと、君之事かと思へば、則天地の神明の御座る處も中と云、全體道の目當も、道體の根本も、皆此中と云が主になることは、夫故に此國の大祖の御名を天御中主尊と、中字を云が至て大切に預こと、臣と云は、とみ、をみ、たみ同訓で、則臣下のこと、其内をわけて官祿のあるををみと云、凡人をたみと云までのこと、君と云は、吾國は勿論、天地萬國に

一人ぞ、あとは皆をみたみ、◎信哉案、竹内式部の神道を以ての如くなり、然れば畢竟中臣祓は君臣祓と云ふこと、亦正に此賦なるべし、然れば畢竟中臣祓は君臣祓と云ふこと、然るに君臣祓と云はず、中臣祓と云ければ、此中の字が今云通り、天地に有て、天の眞木眞柱となつて、動ぬ處を中と云、人に有て、なんでも人の道の動ぬことを國中柱と云て、道不偏不倚、過不及ない正中の正統正面の道が中の字也、依て天地の萬物を化育するも、此中から萬物生々する、天下の政も此中から立、學者の學問する目當も此中字、兎角と云迄も、此中字と云ものが立ねば、善やら惡やら分が知れず、則造化で土しまつたるものが天地の正中に立て、形葦牙の如なる物生と書てある、能日月星辰も運行する、然れば是が造化の樞軸、品彙の根底となりて、動かざる處がここにあり、去によつて、君も此中の道を守て、中なりに立つらぬかる、君でなければ君でなく、又臣下はごこまでも此中五の君を戴て、こなたから法なり道なりを守と云が、上一人より今日匹夫匹婦に至ての道なり、故に君臣合體守中と云ことが、此中臣祓の大事、君の上の有て下を治らるゝも、此中の黒がねから出、下の上をいたゞくも中をいたゞく、とんと此中

と云道なりを相守て、萬國に道なりが立つらぬくぞ、それで御中主尊と云詞をえたと云が、とんと陰陽の場に君臣上下の名分が立て、中の道でなふてはと云ことが、君の出ぬさきから立つらぬいたこと、それを聖徳太子の詞に、天御中主尊者、君臣の兩祖たりと書れたと云て、御中主と云へば、君のことより外はないけれども、それを君臣之兩祖となせと云れたと云へば、あの中の中の字ぞ、中字は君の爲もいたゞき奉る中で、これが君臣の兩祖ぞ、然れば道體本原より道の道たるものは、此中の一字より外はない、如し造化より道なりに立つらぬく我君ゆる、今日まで萬古不易に繼がせられ、國とこしなへに立こと也、勿論吳國でも、中字を以中心中五之國と云ことは知てをれども、其實が立ぬゆる、中がぐれつく、あのやうに中がぐれつきたり、替たりしては面白からず、於是見識をすへて、天に二つの日なく、地に二つの王なし、土金は天下萬國の柱、君は萬國萬世の大君、道なりから、直にすいと、たゞねとなつて、りんと中に位なされて、其位の替ぬこと、そこで此祓と云も、民の罪科を不殘君から祓て下さるゝ、其祓はせらるゝは、皆中の

字を以祓たもの、易いこと惡事をして自身中臣祓を讀て罪が消たとは思はふけれども、公儀からゆるさねばなんの役に立ず、然らば君が又我手にゆるさるるかと云へば、天津祝詞乃太諄辭於以、神明へ申上て、四神の冥助をゆるさるゝ、是皆君と云へども、中を守て中なりに天下を治らるゝ、そこを國常立と云物を以、天子の元祖としたもの、其國のとこしなへに立いはれを、も一つつめて云へば、御中主尊で云ねばならぬ、とこしなへに立いはれは、中で立によつて、垂加翁山崎の國常立は帝王之任也と、柱字を埋給こととは、如し形心肺を疑してのことで有ふと、八鹽道翁出雲路の仰られたが尤なこと、

神留坐之傳

高天乃原は、前云通、指所二あれども、こゝは直に天子の皇居を指、神は則天照太神、留坐は寶鏡に御魂を留られて、吾子視此寶鏡、當猶視吾、可與同牀共殿以爲齋鏡と仰られた、それより同殿同牀に御坐られて、幽冥のことは日神、顯露のことは時の天子執行玉ふ、それを高天原神留坐と、こゝの口傳の大事が、日神は今日まで崩御ならず、やはり今日が日神の

御治世、内侍所にきつと留て在坐は、あなたの冥助を以、今日の上様は、其取次手傳をなさるゝ、こゝで祭政一致と云が始つてくる、祭は神を祭こと、其祭たりを天下の政にする、そこで神武天皇御一代の功業、皆日神の御蔭々々と、日神をあたまの上に戴て、常住事をなされた、皆こゝからでることぞ、

神漏岐神漏美命之傳

是は高皇產靈、神皇產靈のこと、造化に有て萬物發生の功業を生ものは、御中主尊は其本體、それを高皇神皇の兩神が事を執らるゝ、それを直に人體のなりにもてきてといて、日神は御中主尊、其日神の命をひすびわけて萬民へ下されたは高皇產靈、時に造化では高皇神皇の二神なれども、人體では一つにあわせて、高皇產靈一神ぞ、造化では高皇產靈神皇產靈と舉たれども、氣化の時には高皇一神ぞ、日神は内侍所に留座は、此尊が其命を以神集仁集賜比、神議仁議賜と云が道、色々事を仰付らるゝ政の、此高皇產靈のなさるゝと云こと、これも古かふで有たと云ことでない、此傳の大事が、則今日御内侍所に日神の神靈は留坐、高皇產靈の神靈も留て、神集神祓仁賜賜ふ、此二神

で吾國の政は立たぬもの、なにほご君有ても、君の命令
を持出す處の攝政關白が、役に立ぬ者では埒は明ず、
然に高皇產靈大徳で、神籬岩坂を起樹て、萬々歳まで
此國に留て、神集神祓によつて、神武天皇の一生、皇
天二祖々々と崇び玉ふが、かふしたこと、やはり今日
が日神、高皇產靈の御治世の神代とみよと云傳ぞ、

天御蔭日御蔭之傳

天御蔭は天御中主尊、高皇產靈之御蔭、日御蔭は日神
の御蔭、兎角吾國は日神の始て天位に御して、高皇產
靈の神籬岩坂を起樹て、上天子を守護し、下萬民を治
られた、此御二方の功業によつて、如レ此今日まで安
國と、神世の遺風歴々としてあることじやによつて、
今神武天皇の此大和國に都なされ、如レ此天子と仰
れ、安國と所知食は、畢竟天御蔭日御蔭と仰らるゝ意
から、神武紀の大星の傳、葵桂之傳、とかく皇天二祖
をあたまたの上にて戴て、懼み慎みて敬崇て、みぢん我功
業となされず、天御蔭、日御蔭止隱座す、こゝが中臣
祓の至極、神武天皇の心法を説たはこゝぞ、これが神
武天皇の神籬、勿論御蔭と云ことは、御殿のやねに付
た語、或は笠に付て語、或は櫛の葉之茂たに付て語

り、なんでもしげみの下に隠坐て、日を懼敬と云の心
法、夫故に日神高皇產靈二神を叡山の麓に自身祭せ
られて、御蔭仕と名られたはこれぞ、それで天乃御
蔭日乃蔭御止の、止字を大事にする、止の字一つで、何
事をも神明の冥助として我功業とせず、御膳一つ、御
衣一つでも、皆天御蔭日乃御蔭と思召、これで御厚心
を察知べし、

天津祝詞太諄辭之傳

是を卜部の傳は未言已言と云て、天津祝詞を未言の
誠と云、胸中にたへてある處、それを太諄辭は思ふ
儘に、胸中の誠を申出したことを云、祝詞は、のぶる
こと、其ことをなんでも云出すこと、天津は付字、太
は稱美したこと、胸中にたへた誠を、ありの儘に云
出すことを、天津祝詞太諄辭と云、然れども伊勢の傳
には、天津祝詞太諄辭を合して誠と云ふこと、傳へ
た、何れにしても誠のことではある、大中臣が朝廷百
官不殘申出たる罪科を、天津祝詞太諄辭で、誠を以
天帝四神へ告上と云こと、

四神之傳

瀬織津姫と云は、川の瀬に在坐から云、神體は造化の

天日、御人跡日神の荒魂として川の瀬に祭て、祓の神
とすること、全體祓主は日神のなること、ことでは
有て、和魂ではない、荒魂ぞ、因て是を伊勢の阿波羅
波命の能傳へられて、内宮は日神の和魂を祭、荒祭宮
に造化の天日を祭て、これを日神の荒魂として、是を
爲三瀬織津姫と記してある、至極能しるされた、速秋
津姫は、是も同じ日神の荒魂、海の鹽乃八百會と云
て、とんと潮のたへてをる一深き處に勸請する、是
は先祓をする者が、山から川へもて行、川から海へ
もてゆく、然れば川は淺し、海は深、淺は邊津鏡にし、
深は瀬津鏡と云て、十種の二の鏡になること、時に瀬
織津姫、秋津姫、皆鏡の御徳、なせぞなれば、日神の荒
魂で、天日を云からは、皆鏡ぞ、御名は罪を段々流し
てやる次第で付た、川の瀬に在坐て、それを海まで指
出させらると、鹽の八百會に、速秋津姫が口をあけて
待て御座られて、罪科を吞でしまはれる、速はすみや
かなこと、すみやかに其罪科を吞込てしまはせらる
るが速秋津姫ぞ、それで持可々吞天牟とある、これ
は次第で名付たもの、畢竟こゝの大事は、罪を祓と云
ものは、もこの通明になること、もと生れた處は、天

神より明に生付たもの、私意私欲によつて覆はれた
ものを、二度明にすると云目當は、天日より外に明な
目當はない、人の私意私欲に覆はるゝは、皆氣のくる
い、陰陽二氣の正しい神靈と云は、直に天日ぞ、天日が
正明になられて、人の罪科を祓せらるゝ、然れども
天日がもとの人の罪科を祓ふ爲ではない、實は萬國を
照す役、そして荒魂を以勸請する、然ればこゝに難
レ有ことは、人如レ此に心の靈を存して生れたは日御
蔭、それで直に人は日留の訓、そして衣食住に事かゝ
ぬ様に事足であるも、日神の御蔭、直にそれが日神
と云天子に成て、道を立人を教、御生也は勿論、今日
まで伊勢内宮に鎮座在て、天下萬民を治て教ことを
のみ誓となされ、其上罪科あれば又祓せらるゝ、豎に
なり横になり、ごちらへこけても、皆日神の妙助を
以、此國に居者にわたつこと、是等に付て難レ有敬べ
し、猶日を目當にして祓をすると云は、初重、檉原
祓除之傳に、伊弉諾尊、日向にて日に向て祓をなさつ
た處で委説たれば、考合見べし、伊吹と主と云は、御
中主尊の荒魂ぞ、伊吹は息吹と云こと、速秋津姫が可
可吞れたのを、根崗の底の國の造化の場へ吹てく

吹まぐられたと云こと、可々香天と香込れたものなれば、又吹出さねばならぬ、こゝでこれ造化の月を目前にして祓ふたれば、則造化の御中主の體と一體に成た、とんと造化の神に御目にかゝり、造化のもとへもどしてみても、どこに一つくいちがふことない様な人間になると云こと、こゝは自ら玉の徳に成て、御中主の本原の水に立歸た様なもの、其次に速佐須良比咩と云は、人跡で素盞鳴尊、造化で大戸道尊の荒魂で、土の精粹の靈也、時に土の精粹の靈と云へば、直に金ぞ、其名をなせ佐須良比咩と名けたなれば、流浪することゝをさすらふと云、これは素盞鳴尊から付たこと、あの金氣強き素尊が、根國へさすらはれて、段段きたいにきたはれて、姫の云氣象にならせられた、それでこゝを五部書に能説て、速佐須良比咩、神素盞鳴尊と力を合て在座とある、直にこれが素盞鳴尊じやとも説ぬ、なせぞなれば、金は土にかねてある、それで土の中のとんと正中の金のじつとじつまつていゝる處へもていた、造化の御中主のもとへもていて、それなりが金の場へせんじつめたも、をのゝ造化本原こゝよりやり處はないほどに、持佐須良比咩失給た

金氣で、事をしもふて取たこと、それを素盞鳴尊をもてきて書たは、佐須良比咩と、比咩の徳に氣質變化なされ、遂に根國の底の國で、土金全備、清々之地に至られたと云を書た、それでこゝは自ら劍に當る、それで四神が三種につまり、瀬織津姫、速秋津姫は鏡、伊吹戸主は玉、今こゝは劍、自ら吾國造化の學術を説なり、佐須良比咩失給とあるゆへ、こゝにての三種は、是まで持てくる飛脚の様に思ふている、さふない、皆持出給天咩、持可々香天幸、伊吹放給天幸とあるが、高い處から卑い處へ持ていきゝする内に、段々罪科がきえて、佐須良比咩の處へもていく時には、みちんほどに成た處を、金氣を以失たと云こと、

左男鹿馬牽之傳

是は中臣坂卜部の傳に、左男鹿の八耳乎振立云々とある、あれは畢竟、詞をよせたもの、左男鹿と云は、しつかりと聞食と云こと、馬牽立は、こまかに金氣を振ひ立て、自はごに、あなたもしつかりと、八耳を振立て聞食と云こと、鹿はもとよりれいりなもの、夫故にれいりな耳を、又振立てしつかりと聞食と云こと、神道は皆此やうなもの、穿て理窟を付れば甚わるいか

ら、云なりが神書のさばき、あちからしつかりと聞食ば、こちからはこまかに馬牽立、金氣を以申上と云こと、

八耳之傳

耳は聞が徳で、外は皆夫々の徳があること、替たこと、で耳、目、鼻、口、四肢、百骸々、皆耳の徳が成のある、それで目の能みるを目きと云、鼻の能かぐを鼻きと云、手の能きくを手きと云、能すること皆耳の徳で云てある、そこで八耳と云へば、神明の何も能させらるゝ聰明など云合點、耳は身皆の訓、身皆能きくと云ことで、神明の徳の聰明なることを、八耳と稱したるもの、

右神道秘傳抄卷册、以伊豫字和島一宮社司毛山正辰所藏本合體寫、以元類本不能校合、明治四十三年二月紀元節、

神道秘傳抄終

神道指要序

神道者、尊皇猷之稱也、廼者至治無爲之法、頗乘或古今之少異、而且別厥目耳、已庸日本紀中或神代卷、而或皇世篇、當知焉、蓋厥稱神者、皆非崇太古久遠之事、亦管取德風合于天心、而仁澤應於自然之義矣、或曰、此神道者、乃稱皇祖之高迹也、故神道也、爲中正之大經、而天下之古質耳、指要者猶言舉大本而抄末者舍焉、夫以皇猷者、國家之憲法、而人倫之綱領也、是故王民所學凡斯弗一歟、而古也專因于工夫、而進焉、今也專循乎書典而薦焉、而視書典也、必先務本、否則時史生之有耳、而今時也、祠家頗似見要于師職者、於是三三太祝自任之而起學則、若比賀大夫櫻塙先生著神學指要、本邦之學術、始獲厥所嚮歟、然孔高雅、故如常人、已雖或志、亦安獲知厥或所依賴之至者乎、蒼生病焉、愚私謂、先生爲人慈惠、素心固欲遍焉、因熟察之、則歟而難止、於是余終欲以約厥道術、撮其要處、使人々速志仁慎德、安厥心乎高

天原之淨域、而此作神道指要也、既而亦考厥諸太祝前所學之學則者、僉時愛覺古義之廢絕、而略述厥旨趣、最親非好將為神吏而導蒼生也、已亦輒近異端累起、而悉為本教之害、坐弗忍見焉、敢以舉舊範也、於是皇綱將紆、紐而却亦張、恐期運使之然矣、今此所謂指要者、著日用急務之事、尤指斥天地人和融一致之義、而為全篇、蓋時以太古神人之所傳者、序焉耳、如敢要之、則謂設講齋庭之為亦可也、抑齋庭之言也、已忌穢惡、輸三才之清淨、而殲誠於天是也、時乃神民之達道矣、故古語曰、天人唯一、天人唯一而治風無窮、海內亦浴浴天照太神之光華、及弓兵政所之明德、而當甘神氣之至處耳、呼昂哉、民生能百之、則雖小人童蒙、已或獲厥大概、况復大人老長馨精真、厚川九之、則神理亦或臻之也、於是余忘僭踰、而敢以此事陳力之義云爾、

天明七年丁未晚春

神州二宮主

榮名井廣聰謹識

◎信哉云、和木本七年丁未改八年戊申

神道指要目錄

- 上篇凡十六章
- 一 三器威德
- 二 三生天爵
- 三 三器在朝
- 四 清々神々
- 五 朴素守常
- 六 郊祀天神
- 七 草創三世
- 八 以豐備凶
- 九 所資惟賢
- 十 祭政衛彈
- 十一 皇耕妃蠶
- 十二 人性主善
- 十三 日慎一日
- 十四 三生護神
- 十五 祭禱祓拜
- 十六 先祭後政
- 下篇凡十五章
- 一 養老正史
- 二 舉聖賢哲
- 三 輓近葬祭
- 四 上世葬祭
- 五 服暇五等
- 六 上世國學
- 七 儒教權輿
- 八 儒教在害
- 九 佛教亂真
- 十 經錄故紙
- 十一 仙道權輿
- 十二 祝教高尚
- 十三 本教學則
- 十四 偽書辨明
- 十五 神學道統
- 右上下凡三十一章

◎信哉云、此目錄原充今補

神道指要上篇

上下凡三十一章、中上凡十六章、

榮名井廣聰章句

凡自古而序天地人、之謂三才、稱厥魂為神祇靈、王臣庶之謂三生、稱厥德為聖賢哲、璽鏡劍之謂三器、稱厥教為實白直、而君教于臣、父教于子、夫教于妻、時謂之三綱、後世撰老翁長者先格之勝、厥德者以為師、能從于厥師、而全仁為學焉、蓋能率厥天性之謂正直、能率厥大經之謂明白、能率厥道理之謂真實、而旁格厥真實、以臨下則時為仁慈愛、仰上則時為忠孝貞、移之於他、則行乎昆弟師友以下衆生之間、而嘗罔所弗和順焉、推之於世、則已雖天下之廣、猶同一家也、奚夫此而已哉、於乾坤覆載、亦時光彩徹底、而德風固弗戾焉、宇宙之間渾々罔弗清々、三種之神教亦不盛乎、崇神帝曰、天神地祇共和享、而風雨順時、百穀用成、家給人足、天下平矣、實此云滿古登何自此云、滿須美、正直此云、須須俱、

凡開闢之始、王臣庶天爵已定矣、神代上曰、于時天地之中生一物、形如葦牙、便化為神、號國常立尊、時為之乾祖、又一書曰、高天原所生神名、曰天御中主

尊、時為之坤祖、亦一書曰、天鏡尊生天萬尊、時為之蒼祖、蓋時三綱主宰之濫觴也、傳云、已以天子稱一姓、以人臣稱諸姓、以庶人稱百姓、中古王也以五世之子、賜姓而為臣、臣也以三世之子、賜居而為庶人、允恭紀曰、三才顯分以來、多歷萬歲、是以一氏蕃息、更為萬姓也、姓此云字治、亦云簡婆爾、

凡三器之在朝也、猶三光之麗于天矣、神代下一書曰、天照太神手持寶鏡、授天忍穗耳尊、而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以為齋鏡、又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗、亦當御於鏡、草薙劍之三種寶物於皇孫尊、因勅之曰、豐葦原瑞穗國者、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當天壤無窮者矣、謹按一書、以三種之事、為太神之勅者、蓋遙稱耳、且以三種統之、稱寶鏡者、猶世人當為帆範者言龜鏡、相傳古以三器稱之為天柱、以三器之所鎮之處、稱之為國柱、齊庭、此云、由仁波、

凡當八洲起元之時、四神出生、而三種之神教已興矣、神代上曰、陰陽二神生、日神、此子光華明彩、照徹乎

六合之內、故二神喜曰、吾息雖多、不有如此靈異之兒、次生三月神、其光彩亞日、次生三蛭兒、自性便弱、次生三素盞鳴尊、此神有勇悍以安忍、然終到于素我地、曰、吾心清々之、蓋各爰以實白直爲心、所謂神教之所原也、厥若三蛭兒、舍而不論焉爾、能適乎神教、是謂神々之、神々、此云三古夫古婦、

凡天皇之始、三種之神教益明、而博所行矣、神武卷曰、辛酉春正月庚申朔、天皇即帝位於橿原、因勅之曰、上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心、亦曰、天皇素聞饒速日命是自天降者、而今果立忠効、則褒而寵之、亦曰、今速屬此屯蒙、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟常矣、蓋風俗雖朴素、然實體守常、乃孝行之集通義者歟、豈敢鄙之乎、孝此云簡志豆豈、亦云遠也、仁志多加婦、

凡雖赫天皇之尊、以者大孝於乾靈爲道、矧於衆人乎、此稱大孝者、猶言天忠歟、神武卷曰、天皇曰、海內無事、可以郊祀天神、用申大孝者也、忠此云都箇、婦末都理、

凡神武帝建皇極焉、綏靖帝繼厥志焉、安寧帝全厥德焉、世稱是謂天皇草創之三世、仁義禮智信自然

所行于茲、而風俗淳々乎、崇神帝曰、昔我皇祖大啓鴻基、聖業逾高、王風博盛也、仁此云字都久之、義此云多能佐登之、信此云奈保之、

凡上古海內無事而無患者、不過于四孝之世歟、若厥前後之美姑舍焉、當治殆三百載、厥衆口者順乎戶長、戶長者順乎邑長、邑長者順乎郡司、郡司者順乎國司、國司者順乎政官、政官者順乎天子、天子者已順乎天神、而上下和睦、天下安泰也、或亦有國造及縣別者、而其務分憂之職、後世是謂國主及郡主、如神代今日如今日、未代猶一日、時謂之天下之大道、而以禮樂政刑齊焉、于時衆民有口分田、男凡一頃四分之一、女凡減厥三分之一、蓋以十分之一輕爲稅、恐多須貢法而少徵法、或云、神代也奉法、皇世也德法、而自大化時而貢爲十分之一、亦云、延喜頃爲十分之一、多須徵法、歟、自嗣府起而來、進爲四公六民、後世大開募之爲五五、可謂苛法也、崇神帝奉稱先皇曰、世開玄功、時流至德矣、凡爲民之父母者、宜在豐年而設凶年之蓄、是即所以陽神飢時生倉稻魂也、宣化帝曰、食者天下之本也、黃金萬貫、不可療飢、白玉

千箱、何能救冷乎、

凡皇室有五等之尊、天皇也、皇后也、太子也、親王也、諸王也、而以有德爲主者、天下之幸、蓋親王者已特有四品之階級而序焉、而親王也、帶三卿及尹帥三太守等、諸王也、隨于齒而帶諸省諸寮之長官、今也如伯、猶爲王職、頗傳佳例者也、夫雖小王者、以依仁爲德、繼體帝曰、所寶惟賢、爲善最樂矣、

凡天下治綱四、祭祀也、政刑也、守衛也、糾彈也、職員令曰、神祇官、大政官、近衛府、彈正臺、可謂事已見于官矣、而此官也、自神代而分厥職、歟、且屬官不尠、崇神紀曰、百寮竭爾忠貞、孝德紀曰、置八省百官、今按、百官者、內則七職、四府、二十寮、十餘司等、外則兩府、六十六國司、及二島司、六百餘郡司、并三關、三津、六坊、諸牧監等是也、厥祭官貴者、齋宮、齋院、次之者、祭主、長官以下、大宮司、厥次大社司以下、三千餘坐、式外之諸神司等是也、上古祭政一致、中世分爲二途、而神官尤所卑焉、既而人臣各有祿、而世守職、蓋頗有賞德功之風、已分厥位、爲三十階、而各安厥素業、爲常心、以大臣爲公、以參議上爲卿、蓋以位則三位、上總爲卿矣、以諸司之長官上爲大夫、以

下爲士、蓋如郡司等有三位田職田功田等之格例、而應于厥分云、已以忠肅爲主、挺々邁職役矣、崇神帝曰、群卿百寮、竭爾忠貞、並安天下焉、神祇官此云太政官、此云於保以萬豆利古止乃都加佐近衛府、此云未茂理都加佐、彈正臺此云多陀之都加佐、

凡天下萬鄉億邑、兆戶京口、此無盡之庶民、雖厥倫弗一、然要之則唯弗過此五等耳、內則父子也、夫婦也、兄弟也、外則主從也、師友也、而以孝貞信爲主、則倫理弗紊、而各事其業、則厥身尤安矣、繼體帝曰、朕聞、士有當年而不耕者、則天下或受其飢矣、女有當年而不績者、則天下或受其寒矣、故帝王躬耕而勸農業、皇妃親蠶而勉桑序、况或厥百寮暨于萬族、應農績而致殷富者乎、

凡天下之人者、僉惟神孫祇裔也、故各卓然蔑弗或懷神性者、然自匪億兆世讓賢哲之質、而使能守焉、安獲久符神祇之素也、因通色相傳曰、人性也主善者矣、猶日或夜、年或寒、天或陰、而言善則顯惡從焉、蓋時古今之流俗、自然之風軌耳、於是太神垂大仁、能欲起人道而布教、已使四之學焉、而後厥獲純善、學亦豈廢之乎、然人也自弗志于道、則教罔所施之、故學也專尚志焉、若厥小人

女子者、當多令依于父兄老長耳、雄略帝聽后之諫曰、樂哉、皆獵得禽獸、朕獵得善言而歸焉、性此云古古呂、主善此云於茂與之、

凡人也須先為正直如劍、已正直之則十而七八可也、而亦須以為明白如鏡、已明白之則十而百愈可也、而亦須以為真實如玉、已獲真實則百而百愈合也、蓋人也欲厥為正直、則宜慎事而為快乎心矣、人也欲厥為明白、則宜預格物而詳為致知矣、人也欲厥為真實、則宜志道脩性、乃為神人、長稱至人矣、垂仁帝奉稱先皇曰、剋已勤身、日慎一日、

凡人各或當尊信之神四柱、天神也、祖神也、德神也、功神也、厥以豐受太神為天神、以天照太神為祖神、以春日明神為德神、以三輪明神為功神者、蓋天子之事也、以內宮及八幡宮等之至尊為產神、以外宮及加茂宮等之至貴為氏神、以高良明神、塔峯權現、弓兵政所、天滿天神等之有德為齋神、以士也住吉、農也御崎、工也新蚊、商也惠美壽等之有功為守神者、蓋臣庶之事也、而若信厥他神者、或謂則可也、否則頗亦似于偏歟、矧於或

害者乎、必也弗信之而可矣、尾與大連曰、我國家之王天下者、恒以天地社稷百八十神、春夏秋冬祭之、為事、然拜他神、則國神尤發怒也、德此云以都久佐保之弓兵此云由都惡、
凡神官所掌之方四、祭祀也、祈禱也、祓禊也、揖拜也、而若揖拜、衆人亦相同、一揖、二拜、拍手是也、蓋是為通敬、厥若兩揖再拜、為篤敬、厥若兩段再拜、為至敬、率若篤敬至敬、已亦為指紳及祠職之事也、然厥若通敬、固仰神之禮、人各弗可弗知焉也、否則復馬牛而為襟裾矣、厥若所稱之祓禊祝詞、先為三品、世壽祝也、中臣祝也、三種祝也、然若常人者、任所意略之而當誦焉耳、蓋若體用二種祝者、祝俗一般共宜傳之也、時謂之唱、天唱、祓而顯、信盡實、尤時抽丹誠之義也、唱、天者念天神地祇也、是為一體之一種、唱、祓者觀祓除穢滌也、是為用之一種、二種統之稱、天祝詞太祝詞也、厥若祈禱、多祠家之所有、非平人之常執行者歟、厥若祭祀、天下之人最宜事之、乃奉祖之務、行道之本、豈亦忽之乎、崇神帝曰、今解罪改過、敦禮神祇、亦垂教而綏荒俗、舉兵以討不服、是以官無廢事、下

神道指要下篇 凡十

榮名井廣聰章句

無逸民、教化流行、衆庶樂業、世壽此云與保儀、實神代上、天神地祇、此云阿末都箇美、久仁都箇美、祓除穢滌、此云波羅比多滿邊喜與妙太未倍、
凡今日於弗逮人力之處、為援者神祇也、且勝于人力、而征暴戾者亦神祇也、此神祇幽冥之賞罰、在人事、而其雖迂、然天地之公儀、終所弗獲免、豈亦弗慎之乎、孝德紀盟詞曰、天覆地載、帝道唯一、而末代澆薄、君臣失序、皇天假手於我、誅殄暴逆、今共瀝心血、而自今以後、君無二政、臣無一朝、若武此盟、天災地妖、鬼誅人伐、皎如日月也、抑宗廟社稷者、時國家之大本也、民人之所遂厥生也、於是山田公曰、先以祭鎮神祇、然後應議政事也、神功紀曰、既而皇后則識神教有驗、更祭祝神祇云々、國家自古、厥以祖先考妣、乃比之於神祇者、無窮之高風、已有奇奇妙妙玄玄之謂、厥知天地自然者、或有洞然親辨明至處、時亦非私言、所載于神代紀之微意爾、慎此云都都之武、

凡本邦雖多經典以下、儒、僧、道、及諸子百家之經史書傳等、然於厥奉道者、已靡貴於日本紀者、而以紀首兩卷、為神代、則教化之最上、本邦之人、特可尊信之書矣、或云、直于今之時、則以三十卷總彙當以稱神代歟、然允恭時、儒事致起焉、推古時僧事致起焉、已或為混雜、則頗可、或用捨者歟、勿論若神功應神仁德三代以往、最為純德、雖履中反正二世之末風、猶可尊之、則以上十二卷、當稱後神代之經王、而神家之典眼也、故雖野人鄙夫、已有力有才者、當謹熟覽之、亦或頗獲德者爾、厥若神代卷、乃著皇王之本源、而臣庶之最初也、於是戶々當貯而恭一覽之、或多所蒙冥加者矣、或云、常人如已執此書、乃貯諸於草屋、則有得罰而家或弗榮者、例之浮屠家、聞忌、或見識大經大法、而却見疎自門自己、為之而所設之奸辭爾、民生必也憑彼等之言、而莫取惑焉、神代上曰、陰陽二神勅之

曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不_レ生天下之主者_一歟、於是共生日神_一矣、弓兵此云、由豆惠、
 凡本邦仁君、得_レ厥稱者弗_レ少、先以_レ應神帝爲神聖、以_レ仁德帝爲_レ聖之全者、以_レ神武帝、神功后、倭姬武尊、爲_レ亞聖、以_レ孝安、垂仁、成務、繼體之數帝、百襲、稚郎之二王等、已爲_レ亞聖之次者也、忠臣有_レ德者亦弗_レ少、武內宿禰爲_レ聖之碩者、已曰_レ神人也、鎌足公爲_レ聖之任者也、其亞者室屋公、其亞之次者、道臣、大彥、守屋、山田等之數公耳、若_レ木苑臣、金村連之賢哲、吾田彥、博麻呂之忠節等、雖_レ未_レ爲_レ族々、然弗_レ遺_レ枚舉耳、蓋時日本紀中之事、厥若_レ神代、輒恐_レ焉而姑憚_レ于茲而已、續紀以下雖_レ或_レ既於_レ君則大寶養老延喜天曆之明、於_レ臣則政王菅公之聖、以下文忠公、新田王、吉備公、大江帥之大賢、乃略_レ于茲、爾來亦多_レ志士仁人、當_レ訪_レ之於書籍、而知_レ焉矣、一儒家誇_レ我而爲_レ無_レ聖國者、勿論開味之甚、可_レ謂_レ西蕃無_レ聖之卑奴也、亦有_レ何面目_レ而得_レ窺_レ知_レ我神德乎、允恭紀曰、夫天下者大器也、帝位者鴻業也、且夫民之父母、斯則聖賢之職也、神德、此云、美、以茲保比、
 凡誕嗣之禮、及冠婚葬祭之式、載有_レ謨典、然今以_レ葬

式不_レ爲_レ國禮之事、而却爲_レ浮屠之有、猶_レ儒生以_レ學文不_レ爲_レ本邦之事、而却爲_レ異域之有、歟、甚哉時人之誤也、請試嘗論之、我上古也、以_レ葬事爲_レ禮之重者、以_レ今現所_レ存之陵墓高者、當_レ察焉、伏惟赫々陰陽二神始_レ焉、天孫三世嚴_レ焉、且用_レ素尊之棺製、稚彥之密藏、亦當_レ證_レ之、垂仁應神二帝大_レ焉、孝德天武兩朝盛_レ焉、而迨_レ乎大寶養老之時、而頗超過焉、故有_レ禁_レ奢侈之制已出矣、爾來天平大同多用_レ浮屠、國風將_レ爲_レ一變、延喜天曆時、亦將_レ甚、然偶有_レ諫爭之臣、降_レ乎安和承曆、而后終恣淫焉、乃以_レ葬式爲_レ彼等之事、而更不_レ顧_レ厥初焉、自_レ保元平治以下、已爲_レ戰國、而特以爲_レ專、厥汚風甚藉、嘗亦弗_レ可_レ論焉也、若比後世自_レ已假_レ彼等之手、禁_レ耶蘇之新術將_レ起者、而益極焉、呼悲夫、天何無_レ智乎、彼厥爲_レ法、已以_レ火葬爲_レ貴、以_レ水葬爲_レ次、以_レ野葬亦爲_レ次、而以_レ我之埋葬葬非焉、自_レ我而言_レ之、則水葬野葬姑舍、火葬尤非也、已破_レ人倫、汚_レ天地、忍_レ不_レ可_レ忍、嗚呼、以_レ大寶時始焉、海內靡然而趣走焉、人無_レ罪而悉坐_レ于焚刑、可_レ禁而可_レ惡矣、孝德天皇曰、葬藏也、欲_レ人之不_レ得_レ見也、廼者我民貧絕、專由_レ營墓、爰陳_レ其制、

尊卑使之別云、葬此云、保、婦李理、

凡我上古人心之厚也、臨_レ泉窆則先遷_レ神靈於屋上、已捧_レ諸禮奠、哭泣而飭_レ已骸、慎_レ飲_レ之於棺、以_レ灰充_レ之、而納_レ之乎椁、用_レ禮送_レ之於葬所、乃爲_レ之墓、舉_レ哀而去、庸_レ期弔焉、厥香送之次第、乃因_レ于官位及親疎之分而爲_レ列、偏事_レ悲哀、以_レ行_レ之云々、蓋自_レ葬_レ其化骸、而後恭安_レ置神靈於壇上、如在禮奠爲_レ恒、重々有_レ法、使_レ厥人堂_レ之、時謂_レ諸荒魂之奠、既_レ代_レ世乃絕_レ常人之敬、而更須_レ尊貴之禮、時謂_レ諸和魂之祭也、如_レ荒魂者無_レ服忌之紀、而禮奠必相駁焉、如_レ和魂者有_レ服忌之紀、而禮祭必純精焉、如_レ厥奠式也、即有_レ識老輩已傳焉、厥祭式也、祝家俊哲固存_レ之、故亦不_レ舉_レ焉矣、住吉神有_レ誨曰、和魂服_レ王身、而守_レ壽命、荒魂爲_レ先鋒、而導_レ師船也、三輪神、古言_レ于事代主曰、汝是我幸魂奇魂也、傳道幸荒也、奇和也、一箇二名之謂、
 凡服紀者、所_レ以_レ厚_レ親、而固慎_レ終之事也、蓋有_レ五等、第一等者服十三月、暇五十日、爲_レ君、父母、夫、本主、蓋如_レ君父母、縱雖_レ在_レ遠境、而經_レ年月告來、乃自_レ得_レ聞之日、喪如_レ法也、如_レ夫本主以_レ卅日爲_レ暇、第

二等者、服五月、暇卅日、爲_レ祖父母、養父母、蓋如_レ養父母、相_レ續家督、則暨_レ本父母同前、然則如_レ本父母、當_レ受_レ第二等也、第三等者、服三月、暇廿日、爲_レ會祖父母、外祖父母、夫之父母、伯叔姑、兄弟姊妹、嫡子、第四等者、服一月、暇十日、爲_レ高祖父母、舅姨、嫡母、繼母、繼父、庶子、嫡孫、同居異父兄弟姊妹、第五等者、服七日、暇三日、爲_レ庶孫、從兄弟姊妹、師匠、養子、蓋養子已相_レ續家督、則養父母者以_レ嫡孫受_レ之云、如_レ大祖父母、再伯叔姑、嫡玄孫等、雖_レ未_レ見焉、然推_レ理則宜_レ受_レ此等_一歟、以上時謂_レ諸喪禮、人不_レ可_レ不_レ慎_レ之者也、而如_レ心喪_一一等者爲_レ三年、但略爲_レ廿五月、二等者爲_レ二年、但略爲_レ十三月、三等者爲_レ五月、但略爲_レ百廿日、四等者爲_レ三月、但略爲_レ五十日、五等者爲_レ二月、但略爲_レ卅日、蓋如_レ師慎_一等矣、服者著_レ藤色之服、而舉_レ哀是也、藤色是謂_レ色衣、暇者賜_レ官職之休日、而使_レ之縱_レ哀者也、相傳如_レ喪禮以下追遠弔期也、自上天子、達_レ乎庶人、致_レ志一矣、綏靖紀、奉_レ稱_レ帝曰、孝性純深、悲慕無_レ已、特留_レ心於哀葬之事、
 凡國字也、而足尊時或造_レ之歟、神代卷曰、畫_レ成蒼海、

或云有畫、豈獲、蔑文字乎、太神時作史歟、不、然則如七代以往之事迹、必以言語、不勝傳焉矣、或云、素尊作文字、蓋稱、更、亦云、激武尊末年、周字已來、于茲、未、詳字、不、傳焉、天武帝時、雖、更作、和字四十餘卷、終廢而不、行焉、今偶或、傳、和字者、信偽難、決、聖武帝時、吉備朝臣作、片假字、而填之於我五十韻、或云、文屋淨三等作、平假字、而代之歟、爾來乃擬、諸國字、然以、日本紀假字、為、厥原本、則今此舉、之曰、阿加左多奈波末也羅和、伊幾之知爾比美園利斐、宇久須都奴布牟由留禹、延計世氏禰閉咩枝禮惠、於古曾斗能保毛與呂乎、今少或、出入、且若、平假字、已用、以呂波之文、訓、之、而為、通用、雖、未詳、其作者、然自然之語路、已為、一風、歟、

凡學、聖道、者、是為、儒、聖也以、仁義、為、宗、以、堯舜、為、祖、述、以、孔子、為、師、範、儒、教、也、以、天皇、拾六代、應神、帝、時、來、焉、阿直、王、仁、弓、月、都、賀、奉、焉、宇治太子、木、鬼、宿、禰、等、學、焉、仁、德、帝、時、置、史、於、朝、而、記、厥政、然、未、專、履、中、帝、時、置、史、於、諸、國、而、志、厥、事、允、恭帝、時、愛、彼、禮、樂、自、此、而、儒、教、稍、起、焉、繼、體、帝、時、已、盛矣、然、學、則、未、嚴、文、武、帝、時、大、備、而、始、釋、奠、焉、已、用、十

三經、乃有、級、第、之、事、且、作、大、學、於、朝、作、國、學、於、諸州、而、使、王、公、大、人、以、下、史、生、及、庶、人、之、俊、秀、者、學、焉、幾似、或、辨、本、邦、一、歟、或、云、如、書、典、禮、記、共、偽、書、也、必、也非、于、古、經、矣、亦、云、本、邦、古、傳、真、書、經、故、日、本、紀、文、字多、依、賴、焉、未、詳、而、今、也、所、行、者、所、謂、偽、書、也、然、儒、生敢、不、捨、之、則、頗、從、之、而、略、取、焉、爾、聖、此、云、比、志、聖、儒、此、世、耳、 云、茂、能、志、聖、一、云、波、

凡、儒、教、也、以、禮、樂、為、事、則、暨、本、教、之、大、旨、多、弗遠、然、若、厥、抄、末、幾、相、似、而、至、于、大、本、則、格、別、也、如、何、者、厥、教、庸、天、下、為、官、故、以、德、讓、於、德、因、或、用臣、代、于、君、之、義、孔、則、以、放、伐、為、事、或、有、不、召、之臣、或、有、學、南、面、之、士、則、二、其、本、而、有、彼、此、為、是之、論、也、於、是、學、風、為、我、而、常、惡、者、弗、少、故、宜、頗收、厥、文、而、多、捨、厥、質、者、也、而、彼、學、風、猶、有、五、歟、堯舜、禹、湯、之、仁、風、一、也、孔、顏、思、孟、之、德、風、二、也、程、朱、究、理、之精、風、三、也、陸、陽、良、智、之、高、風、四、也、韓、柳、歐、蘇、之、他、于、麟元、美、之、雅、風、五、也、乃、日、於、本、邦、或、將、以、為、博、風、者、特、或、害、于、國、風、者、也、厥、徒、動、以、為、本、邦、別、無、可、名之、道、若、稱、神、道、者、復、惟、祭、官、巫、祝、之、事、耳、所、謂若、稱、神、代、者、僉、夷、狄、之、邊、風、耳、自、傳、唐、虞、之、教、而

肇、或、知、五、倫、且、辨、五、常、亦、起、禮、樂、而、稍、獲、為、人、也、其、哉、厥、蒙、昧、也、五、倫、也、五、常、也、禮、樂、也、皆、繫、天、性、矣、古、今、一、貫、豈、祇、獲、為、因、教、而、後、新、所、稟、者、乎、已、先、格、之、討、論、廓、然、故、今、煩、不、舉、于、茲、也、學、者、職宜、思、焉、哉、

凡、學、佛、道、者、是、為、僧、佛、者、梵、語、亦、為、浮、屠、道、之、梵語、為、善、提、佛、道、也、以、戒、定、慧、為、學、以、阿、彌、陀、為、先、佛、以、釋、迦、為、師、佛、僧、之、梵、稱、為、比、丘、亦、為、苾芻、異、名、沙、門、亦、云、桑、門、事、木、食、草、衣、樹、下、石、上、而當、安、一、心、者、也、已、厥、法、以、天、皇、卅、代、欽、明、帝、時、來焉、自、神、武、元、年、相、去、一、千、二、百、有、餘、歲、元、來、西、戎、逸、民之一、術、出、家、捨、身、之、行、方、也、而、以、出、離、生、死、而、斷、滅輪、迴、敢、獲、娛、樂、為、學、則、厥、事、安、心、者、聊、與、神、道、有、香、肖、而、至、絕、無、義、者、天、地、懸、隔、爰、無、義、者、猶、以、為、出家、捨、身、也、 于、時、稻、目、大、別、等、始、信、焉、然、朝、議、忌、之、而固、禁、焉、敏、達、帝、亦、輕、之、而、不、信、焉、守、屋、連、鎌、子、臣、等固、諫、之、而、止、焉、也、既、而、逮、乎、用、明、帝、始、許、容、之、於、朝堂、而、拜、之、上、宮、太、子、馬、兒、等、最、尊、之、乃、懲、中、家、亡、物、家、而、浮、屠、始、變、焉、推、古、舒、明、兩、帝、亦、惑、之、而、大信、焉、用、高、麗、惠、慈、百、濟、慧、聰、同、生、勸、勒、淡、人、旻、師、等、

乃、若、神、爾、來、天、下、揚、々、嚮、之、至、乎、聖、武、平、城、兩、帝、特淫、焉、行、基、道、鏡、最、澄、空、海、等、累、々、乎、出、而、唱、焉、闡討、我、神、道、後、世、幾、一、變、此、人、物、蓋、若、道、行、智、尊、行心、立、防、等、亦、時、雖、為、奸、謀、反、計、之、巨、魁、然、忽、焉、恣、蒙天、罰、立、殛、亦、不、嫌、快、乎、佛、此、云、保、登、計、僧、此、云、與、須、且、一、云、保、婦、之、水、異、訓、耳、

凡、浮、屠、家、所、宗、八、法、相、三、論、華、嚴、阿、含、俱、舍、成、實、天、台、真、言、是、也、然、阿、含、宗、不、度、來、故、以、律、充、焉、後世、淨、禪、二、宗、來、焉、厥、中、淨、土、兩、流、出、禪、家、二、派、行、且、或天、台、傍、流、自、稱、法、華、新、為、二、宗、者、以、上、十、五、宗、互、爭法、之、正、脈、也、蓋、以、我、考、之、則、尤、真、言、歟、然、日、蓮、與、于天、台、曰、念、佛、無、見、禪、天、魔、真、言、亡、國、律、國、賊、諸、宗、無得、道、唯、如、法、華、一、則、釋、迦、之、正、意、也、如、何、者、佛、說、法、五、十而、講、法、華、以、說、四、十、餘、年、未、顯、真、實、矣、按、今、所、謂、法華、經、者、必、非、釋、迦、之、述、作、已、稱、佛、曰、佛、告、佛、言、等、之語、而、為、後、時、之、談、猶、以、論、語、為、成、於、曾、子、有、子、之門、人、與、或、云、阿、彌、陀、之、蓋、區、為、全、說、歟、 一、說、上、行、以、下、十、哲、等、敢、作、為之、云、尤、時、誣、也、或、曰、千、歲、之、後、羅、什、三、藏、者、稱、奉詔、譯、而、所、造、作、云、此、說、亦、未、詳、如、舌、根、不、燒、寺、之談、者、復、唯、例、之、妄、耳、而、佛、典、要、之、則、為、一、字、不、說、

焉、而迦葉止或爲拈華微笑、則已於厭道得全通者、先爲在禪定一歟、以徹底爲事矣、蓋雖以般若若爲經、以語錄已爲學則、然達磨曰、不立文字、如以此則經也錄也、而精舍之故紙耳矣、然則如一切之梵典、豈亦悉得爲真教乎、已以直指人心爲悟、則儒之天性亦然、然況祝之神魂、何以爲有之乎、然釋氏各立門戶、其風不一、當觀衆祖之設法也區々矣、以此道之、則僧家之諸說總無主意、故敢爲諸戎蠻之方、果最後禁支丹伴天連宗來焉、特能或衆者也、於是國家固制斷之、今唯誣俗者、坐禪觀望念佛題目是也、就中以念佛題目爲甚、或許之而加以稱辭、則不過言其實、而必不及我猥德耳、特古語爲自他國、自他親、自親、則以國風眞實爲正旨者、天下之確論也、豈誰得誣之乎、如彼護法論、以同一理之故、舍本而取末者、可謂紫之奪朱者也、若以妄言充之、則彼厥法也、與外道耶蘇等素一般、而甚戾于世教者歟、世人舉事地獄天堂不覺之、而於再生之說、特取噫、噫痛哉、天民易靡智乎、禁此云忌利、俗作切。

生久視、以黃帝爲始祖、以老子爲師宗、以易爲學、老子經莊子傳次之、尤貴間暇無爲之事、故每說虛無本然、以爲旨趣、頗或暨本教之質朴淳素、弗遠者歟、然於大猷、最或爲雲泥、則固以勿論、難取者矣、以天皇卅四代推古帝時來焉、其人道欣、路子工等是也、乃稱道人、然終不行焉、文武帝時、役小角等弘焉、廣足等證妖惑、以來、曾不震、已不克獨立、而總諸國諸山之役徒、終與浮屠天台眞言等相混焉、乃目之於修驗道、願信大日不動等、全爲浮屠之奴隸、故西土稱我、爲不知老子之方、元來以遁世安獨之事爲常、則亡々不知者却亦可也、修驗道有二途、本山東山(信哉云、東山當作當山)是也、此他亦有此類羽黑等之部屬矣。愚按、如老子經、恐僞書也、文林多徵莊子、而密加釋意、闢將闕儒、其謀尤有梁以後與、然儒家不辨之、千歲不關焉、今我敢亦何薄之乎、仙此云也、宋此登、細此云久呂岐奴。

置躬親作顯齋、誅虜而安天下、神功后、躬親爲主祭神祇、而征三韓之類、在皇猷、則至重者也、故如書紀、如國史、如律令格式、至乎神祇之事、秩已過半、蓋祭也與天地相應之道、而甚存大義者矣、一儒家不知大人之祝、而設以小人之祝、卑之者、實誤哉、且浮屠以祝稱俗者尤妄耳、緇徒亦弗知尊貴之祝、而敢以凡鄙之祝侮之、却弗辨自之杜撰、嗚癡哉、既而本邦之祝也、多是神孫王裔、而僉清明正直之仁器、故與他邦之祝不、職任最高尚者也、故今猶不絕賜天爵矣、蓋若厥國造之裔也、古依不政而不保任、或領郡司、亦不勝時務、而多爲祠宦、今也幸有以家爲神主者矣、良種之志祝、宜學道雪前過、然或誇于分職、或就乎逸樂、而弗辨古實、況於文字乎、如斯之祝生者、却劣於儒僧、與加之謔于神、而每貪財寶、可謂實巫覡也、崇神帝曰、導民之本、在於教化也、今既禮神祇、災害皆耗焉、祝、此云保富理。

之今爲文字也、兼學儒、其書先讀孝經、四書、及五經、左傳、或亦讀史記、漢書等、近來祠家多作詩文、而爲讀書之禱、且以教學二途之故、祝子暨蒼生門風不一、祝子也事教、蒼生也事學、是亦自然之運、豈獲亦誣之乎、既而一人有師範、東宮有傅、王公大人以下、亦有學頭而從事、時僉所以奉師也、雖士庶已有師、則蕩々獲速薦此道理哉、而有識之祝也、衰世之師職也、可謂君師也、大師也、國師也、齋師也、故非唯可知祖豆之事耳、亦不可不以不學治術、宜詳古實、而薦善路於民人者也、蓋敢母必博才、要之則不過知書紀耳、修神性、時樞要也、修神性者、載其實眞實是矣、

凡神學家、以白河、藤原、吉田、及忌部爲四流、多以不爲不可焉、亦伊勢、出雲、尾張等次之、厥如橘家及安家、頗難爲家業、與、已以不足稱學也、在平人、則如惟足、垂加、聊依于卜家、偶有可取者、也夫、至于習合家及太子流者、而比之於異端外道、猶浮屠有禁支丹伴天連、最足爲正法者也、彼徒將數我神道、而滅却之、豈有反簡之謀、因先出舊事紀、太子傳、大成經等之僞書、蓋如大成經、有公

載禁之、猶忌禁支丹伴天連也、此他如釋日本紀、纂疏、七部抄、講議、合解、直指抄等之偽注、當惡而可避之也夫、且中臣注、有古鈔、集說等、亦雜書、有天書、神風和記、或神道闕疑篇、或神道肝要集等、乃假神而賣佛、非違責之者也、學者必母以惑則幸甚、

凡祝家稱神家之先格者、如神代姑舍焉、自櫻原至乎近世、聖賢之他、神八井耳命、武雄心命、大田田根子命、野見宿禰、十千根連、中臣大島、忌部廣成以下不尠、厥後巨魁者鮮、或聞焉、唯多名于和歌耳、然伯家一立、而中臣、卜部、忌部弗絕如線、在中與、則忌部正通大夫、卜部兼俱卿、渡會延佳神主、加茂祐之神主、鳥谷長庸翁、加賀美光章先生爲我道統、按鳥谷翁者、頗依乎卜家、而兼取其三派、已始明祭政一致之旨、職俗共可憑之流、親賀子所識之神學指要、而宜察其風也、而神學也、專學古以則于今、乃取規於神、而全人者是也矣、且嘗世有稱和學者、以古事記、萬葉集、和名鈔等爲學焉、與神學畧似而稍非者也、如何者和學也、以知古辭爲專、神學也以知古義爲專、學者必須與母孫義、時乃公道

也、厥若辭章者抄末爾、成務帝奉稱父皇曰、沿天順人、撥賊反正矣、先格、此云、佐哉太智、

右神道指要二冊、以流布印本爲底本、以和田兵英松所藏校訂本補正、明治四十四年十月四日、

神道指要終

神學一口傳

道とは古道也、古道とは上代の皇道なり、中世の皇道是を神道といふ、聖、佛、仙に分かたんが爲也、近世の神道を正道といふ、異教に對て云爾、神國の大法也、其大本を神祇道といふ、爰に是を祭政一致といふ、其御教とは三つ、眞實、明白、正直是也、玉、鏡、劔の神徳よりして申事なり、よて是を三種之神教といふ、其行ひの牙々清々しなごいふ、是を進むには祓を唱へ、天津を唱へ、遠神を唱ふ、その的を齋庭といふ、其齋庭にいたりては、天にも耻る所なく、地にもおくする所なく、心定りて魂潔よく、平らかに安らかに成なる、然れば則神と同體にて、人は人なれども能人といふものなり、但し形ち斗にて、魂の不似を柄々しといふ、是本の虚け人也、又異人、邪人ともいふべし、凡我國の人々は皆是神孫、祇裔なり、よて神の魂有り、祇の貌有り、故に天照太神を天上下御神と敬ひ、天祖太神を大元尊神と崇め奉る、その御教に従ひてこそ、眞の道の人と可申事なり、然るに千年ばかり以來は、

外國異教の論しを専らとし、國道を仇し神、捨け神を敬ふ、外本にし内末にする、邪しま逆しまの心といふべし、遠は國祖に背き、近くは先祖に違ふ、是こそ夷俗、和奴、異端、外道とも申べし、返々心を國に留めて、魂を家に傳へて、先祖より子孫よと互ひに尊敬奔走せられてこそ、神の御裔よ、人の末葉よ、古の道に寄今の掟に従ひてこそ目出度學方と申べし、あなか

甲斐二宮隱士在留京西之岡
榮名井聰翁述

右神學一口傳二枚、以神代卷清地傳校合了、明治四十四年辛亥仲秋

神學一口傳終

神代卷獨見

平 貞丈述

神代よりして人皇十五代應神天皇の十五年に至るまでは、我國に文學なかりし也、されば神代より以來の事をかき記したる書籍もなくして、上古の人、唯口にて語り傳へ聞傳へたるのみにて、多くの代々を歴たりし也、同十六年に百濟國より王仁といふ博士を召て、皇太子菟道の稚郎子の師となし、諸の典籍を學しめ給ひし由、日本紀に見へ、古事記には、王仁が來りし時、論語十卷、千字文壹卷獻りし由記せり、此時吾國に始て文字渡り來りて、文字をかき習ひ、書籍を讀習ふ事始りたり、然れども此事、一年や二年の修行にては、文字をよくかき、書籍をよく讀み、文義をよくさざる程には成まじ、王仁の來りし時よりして後、あまた年月を歴て、よふく成就したるなるべし、斯て後みづから書籍をも著述する程に成りたる時に至りて、神代より以來、古人の語り傳へ、聞傳へし事共を書記したるもの、諸家に多く有しなるべし、然れ共はるかに遠く世々を歴て、あまたの人々口々に語り傳へ

し事なれば、おぼへ違も有べし、いひ違も有べし、間違も有べし、されば其記し置し事も一やうならず、各まちくなりし成るべし、應神天皇より王代は二十八代、年數は四百三十六年を歴て、人皇四十三代元正天皇の養老四年に、舍人親王と、太朝臣安麻呂に勅して、日本書紀を撰しめ給ひし也、此時神代の事さだかならぬによりて、昔し諸家にて記し置し記録どもを多くあつめて編集せられし也、其諸説同じからざる事有に依て、何を眞とし、何を偽りと決定し難き故に、一書に曰と云て、ことく異説をあげられたり、是舊説のまゝに記して、撰者の私意を加へざる所を見つべし、後代に及て、神代卷を釋する人々の諸説を聞くに、心得がたき説多し、天地開闢より天神六代までの事は、陰陽五行の理を以て釋する事、さも有べし、伊弉諾伊弉册より以下人跡出生の後、諸神の行跡を記せるに、不理奇怪なる事あるを、不理奇怪にあらざる様に釋せんと欲て、或は五行の相生相刻の理を以て釋し、或は此段は造化を以て人事となして記したるものなりといひ、或は此段は人事を借りて造化をいひたるもの也、杯と釋し、或は此事を本文には曲言し

て、如此いひたる者なり杯と、本文を寓言とし、又謎語とするに至る者なり杯と、秘傳口訣と稱す、其秘傳口訣のおもむきにては、文義穩ならず、貫通せず、是正解にあらざる故也、夫日本書紀は國史也、史といふものは、事を記すに少もかさらず、實事を直に書記して、後世の鑑とするもの也、寓言謎語は史の筆法にあらず、後世の鑑とすべからず、かの不理奇怪の事は上古より語り傳への誤りなるべけれ共、夫を正さんとするに證據とすべき書籍なきが故に、唯不理奇怪のまゝに記し置れたる處が、是正史の意味也、寓言謎語を以て記したるものにはあらず、吾國の日本書紀のみ、不理奇怪の事を記したるにはあらず、西土にても漢の司馬遷が著したる史記に、上古の事を記したる中には、不理奇怪の事あり、殷本紀曰、三人行浴、見玄鳥墮其卵、簡狄取吞之、因孕、生契云々、三人つれだち行て水をあびたる時、つばくらが玉子を落したるを、簡狄と言婦人取て吞たるに因てはらみて、契といふ子をうみたる也、つばくらの玉子は食すべきものにあらず、夫を簡狄が取て吞たる事、何故とも心得難し、又つばくらの玉子を吞たるに因て、はらみ

たるもあやしき事也、又周本紀曰、姜原出野、見巨人蹟、心欣然欲踐之、踐之而身動如孕者、居期而生子云々、姜原といふ婦人、野に出て大なる人のあしあとを見て、心によろこばしく、是をふまんと思ひてふみたれば、腹中動きてはらみたるが如くなりしが、來年の其頃に至て子をうみしと也、大なる人の足跡を見て心によろこばしく思ひし事、何故とも心得難し、其足跡をふみし故に、はらみて子をうみしとあやしき事也、又秦本紀曰、女脩織、玄鳥墮卵、女脩吞之生子大業云々、女脩と言婦人、はたをおりて居たる時、つばくらが玉子を落したるを取て吞たれば、はらみて大業といふ子をうみたる也、是前にいふ處の簡狄と同じ様成る事也、あやしむべし、又夏本紀曰、天降龍二、有雌雄、孔甲不能食、未得、爰龍氏、陶唐既衰、其後有劉累、學擾龍于豢龍氏、以事孔甲、孔甲賜之姓、曰御龍氏云々、夏の孔甲王の時、天から男龍女龍二つを降したるに、孔甲其龍を飼ふ事ならず、豢龍氏とて龍を飼ふ事をしたる人をいまだ得ざりし時の事也、陶唐の代衰へて其後劉累と言人ありしが、龍を擾る事を豢龍氏といふ人に學

びて孔甲に事へ、龍を能飼ひしかば、孔甲御龍氏と言姓を劉累に賜りしと也、夫龍は變化不測の靈物にて、人間に馴れ近づく物にあらず、又鷄犬を飼如く、飼て玩物にすべき物にあらず、然るに龍を飼ひなづくるとは、不理奇怪の事也、又唐の司馬貞が史記に補ひ加へたる三皇本紀曰、太皞庖犧氏、風姓、代燧人氏、繼天而王、母曰華胥、履大人迹於雷澤、而生宓戲於成紀、蛇身人首、有三聖德云々、太皞庖犧氏と言皇は、姓を風と言、燧人氏と言皇に代りて王となる、母をば華胥と言、華胥雷澤と言所にて、大なる人の足跡をふみてはらみて、成紀と言所にて庖犧と言子をうみたり、其子身は蛇にして首は人の頭にてありしが、聖人の徳ありしと也、大なる人の足跡をふみてはらみたる事は、前に記したる姜原と同じ様成事して、あやしき事也、身は蛇にて首は人なる事、不理奇怪の事也、又曰、女媧氏亦風姓、蛇身人首、有三神聖之徳云云、女媧氏と言皇も、姓は風と言、身は蛇にて首は人の頭にて有りしが、神聖の徳ありしと也、又曰、女媧氏鍊五色石以補天云々、女媧氏と言皇、五色の石を鍊りて天の闕たる所を補ひつくりはれしと也、右

にいふ處の事ども、皆不理奇怪の事ども也、西土にても吾國の如く上古の事は古老の語り傳へ聞傳へを其まに記したる故、右の如くなる不理奇怪の事あり、西土にても後世に及ては、右の奇怪の事共を、奇怪にあらぬやうに説を作りたる人もあり、上古の事は和漢ともに古老の語り傳へを記したる故、其奇怪の事は皆傳へあやまりなるべし、され共、其誤りを正さんとするに、證據とすべき上古の書籍なきによりて、誤りにて有べしと思ひながら、其奇怪をその儘にて傳へたるなり、然れば其不理奇怪の事をば、只其儘に、文に隨て義を釋すべし、不理奇怪にあらざるやうに釋せんとして、別の義を設けて、辨説を巧にしていひまざらかし、本文をば寓言謎語の如くに取なして、國史といふ事を忘れたるは笑ふべき事也、又佛説を交へて釋する事などは、是非を論するに及ばず、

安永七年戊戌六月八日 伊勢平藏貞丈錄

右神代卷獨見登册、以和田氏英松所藏本令謄寫、以史記及補史記訂正畢、明治四十四年九月廿日、

神代卷獨見終

三社託宣考

伊勢平貞丈述

三社託宣の事、正史實錄に載せず、古代會て聞へざる者なり、後の偽作なり、其作者は詳ならず、推て考るに、吉田家の先祖卜部兼俱が偽作ならん歟、夫は如何と言に、卜部家は古より龜卜を用る家にて、神道の家には非ず、其先祖は詳ならざるを、兼俱に至て新に系圖を偽作し、天兒屋命を以て太祖とし、中臣氏と同家にて、天兒屋命より代々神道を家に傳へ來れりと稱し、其證に備ん爲に偽書を多く作り、種々の奸計を巧みて、遂に押して神道の家に成れり、其事は度會延經が辨下抄、及吉見幸和が増益辨下抄俗解に、詳に見へたり、然ば三社託宣も亦兼俱が偽作ならんと言は、妄言ならん歟、

此託宣實に有し事ならば、神託は貴く重き事なれば、何天皇の御宇、何年何月何日、何國何郡何郷にて、何某に神がゝりまして、何某に對して此託宣ありしを、何國司何某解狀を以て太政官に注進せしを、何月何日、何某卿奏聞せし由、國史官牒に明に載て後代に傳

らるべき事なるに、其事を記たる書なれば、偽作なる事疑ふべからず、類聚三代格曰、弘仁三年九月廿六日、太政官符、應檢察神託宣事、右被權大納言正三位藤原朝臣園人宣、傳奉勅恠異之事、聖人不語、妖言之罪、法制非輕、而諸國信民狂言、申上寔繁、或言及國家、或妄陳禍福、敗法亂紀、專甚於斯、宜仰諸國令加檢察、自今以後、若有百姓輒稱託宣者、不問男女、隨事科決、但有神宣灼然、其驗尤著者、國司檢察、定實言上止、此格文を讀で、上古朝廷神託と稱するを輕々しく用ひず、其虚實を檢察する事嚴重にして、神託實正なれば尊信し給ふ事を知べし、三社託宣實ならば、國史官牒に記し載ざる事あらんや、其載ざるを以て偽作を悟るべし、

此託宣の文、天照大神を中に立て、八幡、春日の兩神を左右の脇に置て三社と稱するは、佛家にて阿彌陀を中尊とし、觀音、勢至を脇侍として、三尊と稱するを移したる也、卜部兼俱が新作の神道、其説も其行も、佛家の事を移したる事多し、三社も佛の三尊を似する事、兼俱が神道の風に合へり、託宣の文を評する事左の如し、

八幡大菩薩

雖_レ食_二鉄丸_一、不_レ受_二心汚人之物_一、

雖_レ坐_二銅烟_一、不_レ到_二心穢人之處_一、

評曰、食_二鉄丸_一、坐_二銅烟_一の語、佛家にて地獄の苦患を説く語に似たり、佛者の口氣あり、不_レ受_二心汚人之物_一の語賤し、神慮何ぞ酒食財物を受る不_レ受を以て意とし給はんや、不_レ到_二心穢人之處_一の語解せず、神祇何ぞ人之處に到り給はんや、此文の一牀、神祇を以て乞食法師が毎日人の處に至り、施物を受る類と同じ様に思て作れる文也、

天照大神宮

正直雖_レ非_二一旦之依怙_一、終蒙_二日月之憐_一、

謀計雖_レ爲_二眼前之利潤_一、必蒙_二神明之罰_一、

評に曰、此語は大神の託宣に非ず、聖德太子の語也、其證は無住法師が無住は、福原、砂石集、第六の下、正直曰、聖德太子の御詞には、謀計雖_レ爲_二眼前之利潤_一、終當_二佛神之罰_一、正直雖_レ非_二一旦之依怙_一、必蒙_二日月之哀_一、まことなるかな心あらん人、深く此心を存すべきなりと見たり、此太子の語の正直云々の句を先にし、謀計云々の句を後にし、佛神を神明と改め、當を蒙と改め、哀

考へ見るべし、朝廷神事の時に、群臣の中、慈悲心ある者は、重服たりといへ共穢を忌みずして、神事に關らしめよと言事は、神祇令にも、神祇式にも見へざる事なり、

此託宣若實ならば、三神言合せ給ひて、同日同所にて一度に託宣有しには有べからず、年月日時も、國郷も異にして、託宣の語も長さあり、短きも有べく、不同にて、其詞も祝詞祝詞などの如く古雅なるべきに、左はなくして皆一様に對句を設け、且佛家の詞に似て賤し、句の作り様一致にして相似たり、是作者一人の手より出たるが故也、此託宣を偽作する人は正直ならず、邪見の人にて利潤を受んが爲の謀計、心汚の所爲也、必ず日月の憐を蒙らずして、終には神明の罰を受しならん笑ふべし、卜部兼俱が生質に能く合り、或曰、大神の託宣には正直を教へたり、八幡の託宣には清心を教へたり、春日の託宣には慈悲を教へたり、世人是を實の託宣なりと思ふが故に、尊信して誠とす、人の爲に益あり、汝じ偽作なりと言事を人に告る事勿れど、予曰、人を教ふるには儒道あり、何ぞ偽作の託宣を借るに及ばん、方便と號して詐偽を設て人を

を憐と改て、大神の託宣と偽りたる也、是託宣偽作の根本也、自餘も推て知るべし、八幡春日の神託に至らば、更に一己の自作也、又云、無住法師が在世、鎌倉將軍の時代までは、三社託宣と言物なかりしを知るべし、

春日大明神

雖_レ與_二千日注連_一、不_レ到_二邪見之家_一、

雖_レ爲_二重服深厚_一、可_レ趣_二慈悲之室_一、

評に曰、千日の注連と言名目は、古書に會て見へず、到と言ひ、趣と言は、何の事ぞや、佛家にて彌陀の來迎といふ如く、神祇も人の家室に趣く者とする歟、日本國中諸方百萬億兆の人家に到り趣き給はら、神なりといへ共さを聞敷疲勞し給はん、邪見慈悲と言詞は、佛家の名目也、實の神託ならば、佛家の語は有べからず、兩部習合の神社の縁起、又は物語の冊子の類の俗書に載たる神託に佛語あるは、皆後の人、佛を信する者等の造言なれば取に足らず、又雖_レ爲_二重服深厚_一云々の語も、朝廷神祇道の法に背けり、神事に死穢を忌む事、祭祀の大法也、日本紀に伊弉諾尊が伊弉册尊の死穢に觸れしに因て、祓除し給ひしを以て

導き教ふるは佛家の道也、汝じ偽りを好まば、好む所に隨ふべし、予は偽を好まず、只正直に従はん而已、

右三社託宣考、春日逸居獨樂漫筆焉、

天明四年甲辰正月十一日 伊勢平藏貞丈

右三社託宣考一冊、以和田兵英松所藏本令謄寫校合畢、明治辛亥九月廿日、

三社託宣考終

神道正統記 又曰神祇道正統記

夫神道は、吾國開闢のはじめ、伊弉諾伊弉冊の陰陽二神化生たまひて、國常立尊より七代の統を起し、天照大神を化生たまひて、萬王不易の帝系を建たまひけるは、此二神の行ひたまふ道なるがゆへに神道といふ、其教なるがゆへに神教といふ、陰陽自然の道をもて、男女左右の道を建て、男は外を治め、女は内を守るの道を教へ、天照大神を天上に擧て、下土を照臨し、萬物を生育ひ、天君の位を授けたまひ、月神に輔佐を任し、素盞鳴尊に武職を任したまへり、是におひて君臣の大義立て、上下貴賤の差わかれたり、天照大神、素盞鳴尊盟約したまひ、吾勝尊を生たまひて君統を傳へたまひ、吾勝尊は高皇產靈尊の女千々姫を娶りたまひて、皇孫瓊々杵尊を生たまひ、この葦原の中國を授け給ひてよりこのかた、今日に至まで皇統歴々綿々たり、是君臣父子夫婦の大道大義にして、異邦の教をまたずして三綱すでに吾國太古に明なる事神代紀に分明也、所謂皇天二祖の勅によりて、皇孫

日向の國に天降りたまふ時、中國はもとより荒茫たりしを、蓋素鳴尊の子大己貴命、神勇をもて摧伏て、歸順せしめ給ふ、此大己貴命は君主天上にまします間は、しばらく中國のあるじのごとくなるも、其いはれなきにあらず、經津主武甕槌の二神香取鹿島に鎮座の野、吉田等の神社にては、第一二の神也、春日、大原はひまつらる、天下泰平、武運守護の神也。に勅したまひて、邪神を平定したまふのとき、皇天二祖の大己貴命に條々の勅を陳べたまへば、大己貴命、其命令の慇懃をかしくみおぼして、すなはち顯露の事を皇孫にゆづり奉り、廣牙を進獻して、退て幽神の事をつかさどり給ふによりて、皇孫天上の磐座をはなれて、中國に降臨たまふ、此時に天上の格式悉く中國に摸擬たまへり、すなはち殊に高皇產靈尊より天兒屋命藤原、下都、中、天太玉命足部に勅して、すなはち天津神籬、及天津磐境の密旨を傳へたまへり、其記文神代紀にいちじるし、天照大神より皇孫に三種の神器を御相傳ましまして、天下を統御したまふ大道の密意を授けたまひて、天位の璽となしたまへり、神器の御事は、天君の御相傳なれば、鄙陋の口舌にもらし奉るは恐れあることなり、その天津神籬、及天津磐境は、道の

よりて出るところの本原なり、高皇產靈尊の、別天神の元祖天御中主尊より傳へうけたまへる君臣合體、大道の密旨にして、兒屋太玉の二神に直授したまふ御事也、しかるに太玉命、其雲仍すゑ微々にして、この傳遂に亡滅して傳はらず、天神の御守りにや、兒屋命より傳へたまへるところは、藤原氏の正統大織冠鎌足公に及べり、しかるに鎌足公入鹿の亂をしづめ、天下の執柄一人の任となり給ひて、萬機いごまなくして神事を怠りたまはむことを恐れおぼして、此大道の密旨を、同姓の從父兄弟意美麻呂鎌足公、子とし五へり、進級日本紀に詳なり。に附屬したまひしより、この密旨吉田の家今の下都氏なり、天兒屋命の神胤、意美麻呂の血脈、下都の正統なり、この意美麻呂の後五代に、日良麻呂といへる、伊豆の國にて誕生ありて、血脈にあらざるよし世にいふ人のあるは、本系の詳をしらずして、みだりにいひなせることなれば、論ずるにたらざることなり、日良麻呂は知治麻呂の子にして、意美麻呂につたはりて、血脈ごとも一一代も絶せず、うけ傳へ守りつゝしみたまへることなり、されば神道といへるは、吾日本國の大道にして天下往として道にあらざるることなし、太古異教の渡り來らざるの前は、此道自然に民間の風俗となりて、應事接物、皆神教のまゝに尊み敬み、君臣、父子、夫婦の道はいふに及ばず、日用動靜、往として神道にあら

ざることなければ、此天地の間に生出る人は、高天原に坐す天御中主尊、高皇產靈尊の神心より、父母の兩間に生れ來れるものなれば、人の形體は即ち天地の形體なり、身の動作云爲も天神地祇のよざし定めたまへる法則と尊みつゝしみ、君臣、父子、忠孝の道を守り、親、義、別、序、信の道、をのづから明にし、其身の分に超ず、利欲に走らず、夙に起て鏡にむかへば、祖先の神靈を敬拜し、國祚の永命を護る、これ日本人の魂にして、大道の主意なり、萬のこと神事をもてさきとする、吾國太古より定れる法なれば、正史の記文をはじめとして、順德天皇の御記にも、先神事、次に他事としるさせたまひ、後醍醐天皇も神事を先とすべしと、後村上天皇に傳へたまひしことも、敬ておもひを致すべし、朝食夕食にのぞみては倉稻魂神を拜し、一衣着するときは稚日女尊を拜し、新水をくみては罔象女神を拜し、新火をうちいだしては火産神を拜し、木を伐て薪となさば句々廼馳神を拜し、金銀銅鐵の費用は金山彦神を拜し、農夫耕耨のときは埴安神を拜したてまつるべし、是れすなはち唯一宗源神道の教にして、一家の私言にあらず、

舍人親王の日本書紀を撰定したまふ時も、諸家の傳記數多あれば、神道の秘決口傳、一家のみに私する理なきこと知るべし、しかあれども、その密旨口決の奥義に至りては、たやすく諸家につたへて、あまねく人のしるところにあらず、古傳證明正しきものをたづねもとむべし、其大道をあづかりし家を、神祇道の長と稱する、これすなはち天下公共の論なり、神傳相承の家は、むかしは他にもありつらむ、太玉の神胤も絶はてぬれば、道をつたへて神祇道の長といへるは、吉田家にかされること、おぼえ侍る、是則天兒屋命の神胤、神道正統、古傳相承の家嫡なるものなり、吾國の大道、神籙の密旨正印を相承し來れる家なれば、いにしへに志ある人は敬みおもふべきことこそ、蓋神道の要領は忠孝の二つにありて、その密旨正意にいたりては、所謂神籙の傳、これをつくせり、君是をもて資祚無窮の基本とし、臣是をもて朝政輔佐の本義とし、百姓萬民に至ても、これをもて業をまもり、身を脩むるときは、天下泰平、國土平安にして、外襲の患なし、禽獸草木の微物、瓦礫土塊のたぐひにいたるまでも、皆この神籙の道にもる、ことはなし、

此傳來の正しき吉田家なるが故に、いにしへより天皇の侍讀にめされ、講筵に陪して古傳を授け奉り、かたじけなくも御師範たれば、時ありては御手代をうけたまはり、大嘗新嘗等の祭祀にかならず奉仕して、國郡小忌の卜定、臨時の御卜等、天兒屋命の太占の卜事、雷大臣命の相承、龜卜の神業を掌りて、勅賜卜部の職業顯著なり、されば天兒屋命の太諄辭を相承して、長日のねぎごと怠らざる勅を蒙り、かゝるためしも千早振神代の風の吹つたへける吉田家なるが故にこそ、御手形宸翰をはじめとして、神祇道の管領、南座勾當の宣旨、諸社神主祠官の事、可_レ爲_三進止_一の勅定、天下諸神社執奏の事等、神道行事條々已下、殊に諸社勸請靈符、神祇道諸事、依_レ爲_三神祇管領_一、古來一身の進退也云々と、世々の天皇の繪旨をくだしたまひ侍りけれ、夫中世以來をおもむ見れば、兼直は止雨の祈りをうけたまはりて神祇官に參籠し、一首の和歌を唱て雨の愛をといめ、八雲の傳をもて、京極の黃門定家卿にさづけられたり、兼照は永和の大祀に主基の奉行をうけたまはりて、直衣をゆりたまひ、上階の天恩を蒙り、兼俱は神祇道の秘旨を天皇に授

け奉りて、直衣の天許をかたじけなくし、内侍所の御搦を奉仕_{此義近年に至りて}、安鎮祭參勤の賞爵にす、めり、兼右、兼見等の卿は宗源の神法を天皇に授け奉り、神道の奥旨を奏し申さることあまた、びに及べり、それより後に至りても三器、八雲、三神、三聖の傳のごとき、すべて神道にあづかることどもは、吉田家に仰下され侍りけること、なをいにしへのまゝにこそ侍れ、東照神君は常に兼見の亭に渡りたまひて、園基の奥など催しおはして、雑話したまひし間には、神書并に卜部の神道に由緒ある舊家なることを感賞したまひぬ、鹿島香取の神宮の義をたづね給ひて、吉田の社の修理料など沙汰せしめたまへり、多武峯大織冠破裂の祈を仰下されて、感應の速なることを褒賞せられて、神君の花押を用られ消息を兼治にたまはりける、されば天下諸國の社人、神主、禰宜、祝等専ら神祇道を學びて、神事、祭禮、怠慢すべからず、社家官位執奏、神事の裝束、神道の傳授は、皆以て吉田家の職掌たるゆへに、其條々東武連綿の條目を下したまひ侍れば、かゝる神君の由緒をおぼしてや、嚴有院殿は、吉田家雲客の位たるごときも、公卿の序にす、まし

め、有徳院殿は、神拜などの次第おほせられけるによりて、相傳申されき、たび／＼神道の義をたづね下されしことども侍りけるとなむ、そも／＼大八洲の神社に奉仕する社人は、いふもさらなり、この國に生るる益人等に至まで、吉田家に就て神國、神道、神教の正しきをうけ習ふべきことにこそ侍れ、他家に就て道をもとむる道理はあるべからず、近く世にきこえし吉川惟足、山崎闇齋などいへる、道を吉田家に問てその傳をうけかしこみ侍りぬ、殊に神職のごもからは、天皇の繪旨を守り、東武の條目に従ふべし、もし此法則にたがへるときは、道に背き法に違ひ、神祇の冥罰免かれがたかるべし、異教を専らにし、神教を外にするものは、萬世父母の國を無蔑し、吾道を敬みおもわざるは罪人といふべし、今日なを舊儀のごとく、朝廷の神事吉田家にうけ給はり奉仕したまへること、皆人のしれるところなり、もとそれ神祇官といへるは、神武天皇の御時に濫觴して、天庭まぢかく八神を安鎮したまふ、天神地祇の齋場なり、祈年、月次等の祭祀、諸社の奉幣發遣の時、百官神祇官に集侍りて、其事行はれしことなり、伯、副、祐、史等の官名、つ

まびらかに式令、及職原鈔などに見え侍れば、今更いふもくだし、凡天下の神社に預ることは、此所におゐて沙汰し申され侍ることなれば、神祇は人主の重するところ、臣下の尊ぶところ、福祥をいのり、永貞を求る、神祇の徳に歸せざるはなしと、古人の言に侍りぬ、令の撰定、神祇の官をもて諸官の上に置たまへば、職原鈔などもこれにならひたまへり、されば崇神天皇のむかし、神物官物格別となりし後もなを、代代の天皇神事を先としたまふ御念、敬みあふぎ奉るべきとにぞ侍る、しかあるに天庭まぢかき神祇官八神殿荒廢してより、神殿を吉田の神樂岡に遷しまいらせたまひしに、後陽成天皇の慶長の年間、神君のおほせたまひて、吉田の兼見をして更に八神の祭典を嚴重にしたまひ、それよりこのかた、伊勢神宮の官幣發遣などの儀、神樂岡八神殿の齋場にて行はせたまへり、今に至りて恒例のごとくなれり、私の宅地に、小社をつらねて、往古の八神の神體を安置せるといふやうの侍る、これ上をたすめ、下をまごはすの所爲にして、往古の八神の子細をしらぬ人のこと、こまより出た、されば神祇道管領は、吉田家一身の進退たるしなり、前文繪旨の趣顯然たれば、道の長たること異論なかるべし、其神祇伯の官かけたる人、中臣藤原に

もかぎらず、石川、文屋、橋、田口、在原、高階の諸氏混任のこと、正史の文明白なれば、一家にとゞまる官にあらす、神祇伯といへるは、神祇官におゐて一官の長なり、但し大副權大副のつかさど、いづれの家にても道のつたへの有無をとはす、神祇伯に任せらるゝ時は官の長といふべし、道の長といふべからず、むかし鎌足公、意美麿のたぐひは、道の長にして官の長なり、しかあるに、近き比白川家といへる源氏なるが、神道の傳ありとて、人に其門人たらんことをすゝめたまへるとうけたまはり傳へぬ、いぶかしきことにこそ侍れ、その白川家といへるは、花山法皇の皇子清仁親王の後にて、但し親王の血統は後には、他家より相續のことも三度にも及る歟、親王の子の延信と申しが始て神祇伯に任じたまひしより、うちつゝきて此官に任じたまへり、しかあれども道の傳來は聞及ばざることなり、大かた王孫は四世にして、五代にあまりぬれば、王の數にもあらず、今の白川家も數代に及びぬれば、格別の家にもなきこと、關白良基公なども記し置きたまへり、伯に任する日に王氏に復せらるゝなど、白川家のふの例にて、職原鈔にも是近例なりとのせたまへり、神道は吉田家に問て

傳をうけたまひしこと、彼家記分明なれば、道の傳來なきことはこれにてしられ侍れば、むかし石川、文屋などの伯の官かけたるもおなじこと也、白川家雅業の領地、攝津國にありしが、一村の鎮守、神體の勸請など、吉田家に懸望ありて、吉田家より勸請遷宮等有しことなど、さまじくかの家記にあるを知らずがほにて、愚盲の人々は神祇伯といへる官名によりて、道の長と同じ様におもひ、就て道を問ときは、古傳と稱して、さまじくとりあつめたる説をつらひ、これを家傳としてその人に授け、諸國に口伝の奴隷をつかはして、ひそかに諸社の神人をあざぶき、妄りに金錢をむさばり、謾に裝束をゆるし、官位を執奏せむとすゝめ侍る者をつかひたまへるは、何事ぞや、私曲をもて神明をけがし、邪路に迷ふて身をほろぼさむことは、あさましき事にこそ侍れ、今世に吉田家を誹謗せる書籍のまゝ流布する、皆これ神代より相承し來れる家業をうらやみ、衆を惑はして、おのれが私にひきいれむの謀計ならむ、一々辯説するも益なきとにぞ侍る、予はもとより吉田白川いづれに適從し、いづれに荷擔すべきころなし、いはゆる義と共にしたがふ

のみ、吾國神祇道の正統傳來の教をまなばむ人のために、嘗て開見するところをもて、あらくしるし侍れば、神代以來の的傳、神祇道管領、吉田卜部家の由緒の小線おとせならぬことをあふぎ信じて、神道の古風をたづね、神明正直の教にしたがはむことをこひねがふのみ、あな賢、
寶曆壬申(二年)之春 都下散位藤中溪謹識
同盟の借觀しはくにして、書寫の勢にわづらひあれば、木にのぼせて需めに便す、敢てこれを交易のためにせむとにはあらざるものなり、
右神道正統記一巻、以予藏本書寫、以神道正統記考比較學、明治四十二年四月卅日、

神道正統記終

吉田家記文

一當家神祇道職掌之儀者、天照太神天の岩戸へこもらせ給ひし御時、天兒屋根命春日大明神、中臣、下部藤原姓の祖神也、岩戸の前になしして、諄辭し給ひしより起り、天押雲命、天種子命まで、地神五代の間執柄の職を司り給ひ、人皇のはじめ神武天皇の御宇、天種子命、宇佐津臣命、執政神祇道の兩職を司り給ひしより、兒屋根命十一世の孫雷大臣命まで中臣姓、執柄の職は、依怙勇質なく、中道を志すよし、諸人皇十三代成務天皇の御宇、雷大臣命龜トの奇瑞によりてト部の姓を賜り、兒屋根命十八世の孫常磐大連公、人皇三十代欽明天皇へ中臣祓を授奉り、神道御相傳の事、御慮に叶ふて、ト部を中臣に復姓を賜り、兒屋根命二十一世の孫大織冠鎌足公、入鹿大臣の逆亂を鎮め給ひ、大功宇宙に輝しかば、忠臣の家族藤の榮ゆるごとくならん事を祝し給ひ、中臣姓を改めて藤原姓を賜り、御嫡不比等公國政を司り給ふ、五攝家の鎌足公入鹿の亂を鎮め給ふ時、陣中は存命難計、若我落命せば、神代より嫡々相承の神祇道、實

璽、神寶に至るまで可致亡滅と、遠慮をめぐらされ、甥意美麿を御養子として、大化六年、太占のト事、宗源神道、神籬、磐境、祖神の妙業、神寶等、悉被レ爲有附屬、是吉田家の元祖なり、爰において政事は攝家、神祇道は吉田家と二つに分る、兒屋根命二十四世の孫清麿、神護景雲三年、中臣姓へ大の字を加へ給、大中臣と改させ給ふ、兒屋根命二十七世の孫日良麿、神道大業、太占、ト事の恩賜として、平野社執務并大中臣を改、ト部に復姓を賜りしより、以來、ト部を姓とす、兒屋根命三十世の孫兼延代、永延元年十一月吉田社へ行幸、同年大織冠諱の字の傍を吉田家代々名乗の頭字に可レ用之旨、一條院震筆を賜りしより以降、鎌字の偏をのぞきて、于今兼字を用ゆる事連綿たり、兒屋根命三十四世の孫兼俊まで數代、神祇伯兼任あり、亦石川家、文屋家等、神祇伯此任の事もありしが、伯にて神祇道に携り候例曾て是なし、人皇六十五代花山院の皇子清仁親王の男延信、はじめて神祇伯に任じ、男康資神祇伯兼任、男顯康、神祇伯に不任、是男顯廣より白川家代々神祇伯兼任なれども、漸七百年以來の家にて、神代よりの神道傳來せらるべき謂なし、鳥合の家

士ども、猥りに偽謀をもつて世人を惑はすもの也、當家は天兒屋根命より當二位良俱に至まで、神胤血脈連綿して、神祇道嫡々相承、吾國道の基本たる家柄なるによつて、御代々天皇の師範たり、内侍所の御甥、御一代一度之大祭大嘗會、其外新嘗會等、年々朝廷に行給ふ所の大小の神事、何によらず當家の所行にあらざる事なく、他家の拘る事これなし、依て數通の繪旨拜戴して、諸社勸請靈符、官位執奏、社家進退、神祇道管領長上、當家一流の職掌に限る事、他家に比類なし、故に唯一神道と申也、

一宗源殿と申は、園の内庭續に宮柱太敷立、神代以來の古傳、唯一宗源神道、神籬、磐境、寶璽、神寶等を安置し、諸神勸請の靈場なるがゆへに、此殿において十八神道宗源行事、火の祭の三壇行事を執行ひ、寶祚遠長、武運長久、天下泰平、萬民豐樂の抽三懇祈、年中の行事を束ね、御年禮の節、御祓献上いたし來候、此殿大破に付、修理料として關東より寛文十一亥年銀廿貫目、寶永五子年銀廿貫目被レ下之候也、

一齋場所と申は、神樂岡に造立し奉る八角の宮殿、當家神祇の靈場にて、廻廊には延喜式に載る所の諸

國の鎮座、三千二百三十六座の神々を安置し、往古禁庭近くまします神祇官八神殿、此所に遷座して、神祇の事を執行はせ給ひ、既に慶長十三年伊勢奉幣、吉田神祇官にて可レ執行之旨、駿府於御城内御直に被レ仰出しより以來、伊勢奉幣、由之奉幣、七社奉幣、勅使發遣の公式執行はせ給ひ、於今に齋場所神祇官へ勅使參向ありて、形のごとく、勅使發遣の儀式絶る事なく、公務の靈場なり、然るに近年他家にて八神殿を偽作し、世人を欺く方有之由、恐多耻かしき事どもなり、此殿破損に付、禁裏御所より慶長七寅年修理料下賜る、員數不詳、正保五子年白銀五十枚下賜る、關東より正徳四年修理料銀五百枚、寛保二戌年宗源殿、齋場所、吉田社修理料として、銀卅貫目被レ下之候也、

一吉田社奈良春日同體、天兒屋根命、齊主命、武靈龍命、姬大神、永延年中、天正年中行幸あり、奈良の都には春日の社を皇城鎮護とし、長岡の都には大原野を守護の社とし、今の平安城には吉田の社を鎮護とし給へる事、御堂の關白道長公の撰書に載せられ、是藤原姓の氏神にて、于今關白吉田詣の儀式絶ざる也、當社破損に付、修理料と

して禁裏御所より慶安元子年白銀五十枚、寛文十二子
年白銀十壹貫十五匁、寛政二戌年判金貳枚、仙洞御所
より判金壹枚、大女院御所より白銀十枚、女院御所よ
り白銀十枚下賜り、關東より慶長二酉年修理料とし
て米百石被下之候也、

一宗源宣旨と申は、天兒屋根命より代々祭政一致の
職を司り、宗源神道の神宣を以、諸社の願にまかせ、
上古の通り、神位、并社家官位等授來られ、猶亦壽永
年中其旨可守之由永宣旨下賜りし事、御代々の天皇
しるしめし給ひ、勅定を蒙りて神位を授られし例間
間是ありて、當家の規模たる所、近年に至り神位は勅
裁に限るべきの旨仰出され、往昔よりの仕來も必至
と被差止候得とも、宗源の神宣を以、神位授與の
社、諸國に數多有之、顯然たる事に御座候也、

一東照宮永祿年中、初て當家へ被爲有御音問候
てより日増に御懇情厚く、文祿年中、慶長年中、數度
被遊御成、神代よりの古傳、唯一宗源神道の奥儀、
當家職掌の趣旨、諸神社執奏、諸社之進退、春日大明
神の由來、當家の系譜等、具に御札問あらせられ、數
通之繪旨、并日本、紀延喜式御上覽、書寫被仰付、堂

上方兩三輩、淺野霜臺細川幽齋等侍座にて、園基酒宴
の御遊興、問々御止宿あらせられ、判金、時服、鶴、雁
等、毎度拜領物有之、文祿二巳年兼見男左兵衛祐兼
治、於三武州岩附御對顔、雖爲雲客、公卿の座に被
加、歸洛之節、御朱印傳馬等被仰付、且亦慶長五子
年、軍勢亂妨放火等禁札被成下、同十三申年、和州
多武峯御破裂祈りの義に付、本多上野介を以、御懇之
御直書を賜り、格別の御懇情とも筆紙に盡しがたく、
又二位兼見へ對し、神祇道職掌、追て札問之處、神代
より嫡々相承之旨、無相違之間、如舊儀永永久可
爲神祇管領之條、被爲有嚴命候に付、兼見深
く恭被存、公の御武德四海に輝き、古今に秀給ひて、
神祇道まで委敷御札問之上、吾國道の本を本となし
給へる事、前代未聞の御明徳海内に溢れ、御他界の
後は神靈と齋祭られさせ給ふべきのよし申されしか
ば、御満悅の御氣色にて、其旨申遣し神に祭り候様被
命しを、兼見速に記録して子孫へ遺言せし故、御他
界の後宗源殿へ勸請し奉り、寶永七亥年兼見玄孫兼
敬、皇城鎮護、武運長久、天下泰平御祈りのため、公裁
之上、吉田境内へ御宮造立、關東より爲御見分、新井

勘解由御側衆之由也、致三上京、御宮繪圖面差出され、同
年十一月廿六日御遷宮式相調、萬端事濟候て、十二月
十七日於御宮二月次之御祭を初、廿日轉度之御被致
修行、於今に毎月十七日恒例の御祭、廿日轉度の御
被致三執行、例年頭御祝儀之節、年中之行事を束ね、御
被献上いたし來候、東照宮右の如く神祇道被爲有、
御信仰候ゆへ、大猷院殿御上洛之度、神祇道再應御
札問之上、如先規專可進退之旨被爲有、御懇
命、引續嚴有院殿、寛文五年、諸國之神職等吉田之許
容を受、神祇道可相守之旨御條目被成下、御代々
御書替被致三拜戴候也、

一有德院殿神道御入門、奉幣次第、神拜式等御相傳、
神祇道格別御信仰あらせられ候て、享保年中依御内
命、大御與え御鎮札差上られ、於今毎年被差上、御
初穂として判金二枚宛年々被致三拜受候也、
一寛文八申年三月、御城内紅葉山御宮附高野宗清蒙
台命、爲三神道傳授致三上京、十八神道、宗源行事、火
の祭、惣て事相の相傳、切紙を受、神服八組、木綿手織
等免許事濟候て致三歸府、紅葉山御宮致三勤役、當家神
道之風儀押移候よしに御座候也、

一寛文五年、御條目被成下、吉田兼敬關東より歸洛
之剋、御朱印傳馬被仰付、其上家士共吉田家職掌疎
意に不存、吉田爲能様可勤仕之旨、假初ならぬ重
き蒙三上意、御所司代屋敷におゐて、吉良若狹守、牧野
佐渡守宛、家士共差上候起證文左之通り、
起證文前書
一今度被仰出候神社御條目之旨相守、違背仕間敷
候、社人執奏許狀之儀に付而、無依怙最負、正路に沙
汰可仕候事、
一神道事理之學、吉田家來之内、二人三人程宛斷絶無
之様傳受可仕事、
附り事理共に傳受口決之義、雖爲三人
高人、不其器者、一切傳受仕間敷事、
一吉田侍從若年に候間、連判中萬事申合、吉田爲能
様に沙汰仕、奢たる儀無之様相嗜、諸事相談之節不
立私之所存、多分につき吉田のため能様可仕事、
附り内證より執奏許狀之取次、其外表向之義申出候共、一人
して許容仕間敷、但連判中相談之上、隙無之義は可爲格別
事、
右條々雖爲一事、於致三違背は、蒙三天神地祇、殊
には神祇官齋場所吉田社之御罰可申候、依誓紙如
件、

寛文五年十二月二十二日

鈴鹿將監 大角主水 鈴鹿采女 鈴鹿左京

吉良若狹守様

牧野佐渡守様

右之ごとく神文差上候以來、上意之趣一統難有畏入候、右體神祇道御大切に被成下候儀、全祖神兒屋根命より神胤血脈連綿、嫡々相承なるが故に、數通之繪旨を賜り、諸神社執奏、諸社進退、神祇管領長上、常家一流に相限り、他家に比類無之事、東照宮御札間之上、明向に相分り、彌々可爲如舊儀旨、被爲有嚴命候てより、引續御代々御條目、且天明二寅年御觸流被成下、於今に一格別之御取扱を以、職掌被致相續候儀炳焉之儀御座候以上、

吉田殿家

寛政六年九月

鹽田兵庫

右吉田家記文披露書、以予所藏本齊寫校合畢、明治四十四年二月十一日、

吉田家記文終

神祇伯家學則

伯王殿御口授 御門葉等謹承

凡當家の門葉に相列し、神國士民の道を學ばむと志を立候徒は、舊來示し置く處の伯家條目の最初に「夫神道者、萬國一般之大道、古今不易之綱紀、神武一體法令之出處也」と記せる旨を恆に遺忘致さず、本朝の御政憲は、素より神代の天儀を傳給ひ、神隨に行給ふ神道に候由を、孝德天皇紀に「惟神者、謂隨神道、亦自有神道也」其、「帝道唯一」とも是あるに相證し、其儀を委曲に相心得候に、古事記、日本紀、古語拾遺、姓氏錄等の皇典に相據り、まづ古事記序に「乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖、所出以入幽顯、日月影於洗目、浮沈海水、神祇呈於滌身、故太素杳冥、因本教一而識孕土產之島之時、元始綿邈、賴先聖而察生神立人之世、定知喫劍吐珠百王相續、懸鏡切蛇以萬神蕃息歟、議安河一而平天下、論小瀛而清國土、是以、番仁岐命初降于高千嶺、神倭天皇經歷于秋津島云々」と見え候次

第の如し、慇懃に相學び、第一に天地の初發は、天地に先立つ天祖天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神三はしら、無始より天之最中に御坐し、爲こと無して爲たまふ謂ゆる無爲の神徳より、造化の首たる一物を作り賜ひ、其物二つに分開して、天地陰陽こゝに始まり、皇祖伊邪那岐、伊邪那美二柱の神の群品の祖と爲給ひ候、太素の古傳、本教の來由を諦に相辨へ、然して天、地、泉の成立、神世七代の定説、天祖三神の詔命、皇祖二神の神業は更なり、度量の初元、太兆の淵原、文字の濫觴、語言の本來、皇國の創造、萬國の大體、蒼生の元始に及び、然て謂ゆる五行の神化、鎮火の古義、火土二神の妙用より、武神、山神、雷神、龍神等の功德に及び、次に塞神、道饗祭の大事、かつ妖神の所成を知り、殊に被戸神、水戸神、海神等の出自、及び其靈用を探ね、然して日神、月神の本生より、武道の鴻基、皇胤の紹運、祭祀の起元、神樂の最初、大稜の秘旨、馭蕃の權輿、神社の初建、顯幽の微旨、皇孫の降臨、大嘗の初儀、神世の年歴、神歷の推歩、鎮魂の玄義、行氣の要旨、郊祀の大元、式内式外、官知未官知の神社の本縁、姓氏の本由等に相及び、猶班々の故實を

温ね候、其成學中に、惟神の古道の神道に是あり、神道の帝道武道にして、神武一體の御政道たる趣き粗相同はれ、謂ゆる經世の術、正心、修身、齊家、治國、平天下の道の要領、缺る事なく固有致候事も、郭然と相見え、尙他邦の古説をも考索折衷致し候へば、皇國素より萬國の祖宗、君師の國にして、諸蕃の國々皆我が神眞の開闢含養し賜へるにて、彼に用ふる政刑、兵陳、律曆、度量、文字、卜筮、醫藥より、總て國家を治むる道の根元、悉く皇國古眞の授け賜ひ候事も、分明に相知られ候、神道者萬國一般之大道とは、即是義なり、其上に令式格律等の古今の沿革、その條例をも兼學び候て、國體の大義、封建の制度、祭政一致の御憲法を拜承致し、然て當家の職掌、神祇四姓の家格は更なり、其學風をも相辨へ、其他異邦の學事たりとも、今現に公武に於て施行し給ひ、國學中に立置れ候學問の限り、總て御政用中の事に候へば、神道を學ぶ者も知らず叶はぬ事に候、然れども儒道の經籍、佛法の教戒を始め、頗ぶる御取捨の是ある趣き、御政蹟に嚴然たる其御例を欽仰奉り、某々の書類をも敢て偏黨の情を用ひず、公平に讀涉り、或は其諸學に謂ゆる

蠻夷の華を猪り、莠草の苗を亂る俗弊あり、止ことを得ず、其義を討論いたし候に、皇典の謂ゆる神習ふ質素の古意を主と致し、一向に上件々の御政憲を相守り、神武の道の御治世の根本にして、他道はみな其枝葉なる義を諦に相辨へ、白地にも皇蕃の本末、尊内卑外の典例に相悖らず、遇にも異邦に對する事ある時は、假にも其辱めを受る事なく、士民純一の大日本心を執り、死を守りて道に順ひ、古道精要の旨を研究に及び、其考證の確乎たる義は、籍冊にも相著はし、庸夫の思ひ街巷の談も、徒に棄給はず、一片の氷心蠅蟻の努力も、何時か御治國一端の御用にも相立べく、報國恩の義を恆の心と致し、嘗ても異なる行ひなく、時の御令に順ひ奉ること、神國士民の學問の大本に候、抑此大本の學則、既に堅固に相立候へば、道の大端已に定まり候を、此大本立ざる倫は、假令宇宙間の書籍盡く闇記を極め候とも、學問の統要是なき故に、却て僞功の情のみ進み、動すれば由なき異邦の浮華を稱して、我が古代の質素を卑しめ、其弊増長しては、自然に他邦を尊びて、我が父母の國を貶するを見識の如く心得候て、調ゆる悖德悖禮の惡弊是より相生じ、

適にも我國美を顯揚する者の是ある時は、其嫉妬心より、衆口金を鏢する譖愬を企て、或は此國に居て此國の禁令を問はず、臣として君を放伐すべき權道ある由の外教を奉じ、經ても其辨を作むと欲し、或は後衆の、鬼神は二氣の良能、鬼神は造化の迹など申せる類の、鬼神を無に歸せる説に因りて、天道の古義を誤まり、天は理のみと云ひ、氣と理を以て鬼神を論じ候より、皇典に其事蹟烈々たる天祖皇祖の神等の古傳をさへに、寓言假説の如く思ひなし、或は穆々たる我が天子の御大祖を、己が情の引く方に異邦の種類に申し成せる倫も是あり、然て神祇の妙用を知らず、眞の神道を知らざる故に、祭祀の式あるは民に信を示す術策の如く存じ、神前に俎豆を列ね禮容を設くる類の神事を以て神道なりと思ひ錯まり、夫より神道と申すは巫祝の業とのみ心得候者も問これあり、抑神事も神道の事には有れど、事と道とは素より別にして、實には陰陽の二氣、これ天神地祇の良能、造化は天神地祇の迹に候て、神祇在すが故に二氣造化の行はるゝ迹あり、是乃神道に候、故に其生々化育の良能を謝し、なほ其靈應を仰ぎ願ふとして祭祀の神事

を作賜ひ、其神祇の加護に頼りて益々に天下を平治し、萬民を安撫し給ふ朝憲に候、是故に祭政二字の訓相同じく、祭政一致と申すは是なり、其根元は高天原に神留坐す天照大御神、高皇產靈神の御言依して、武道の棟梁たる神等を先降し給ひて、是大御國に有ゆる荒振神どもを攘ひ平たまひ、皇孫邇々藝命を天日嗣の高御座に即奉り、天降し給る往昔、天照大御神御手づから鏡劔二種の神寶を、天璽と授け賜ひて、「豊葦原瑞穗國者、吾子孫可王之地也、爾皇孫就而可治焉、寶祚之隆、當與天壤無窮矣」と詔命し給ひ、高皇產靈神、御口づから種々の神式を御傳へ坐て、如天上之儀せよと故寄し給へるに起りし事なり、是故に神武天皇その神武の道を以て天下を平定し給ひ、御親から天神地祇の顯齋したまひ、靈時を立て皇祖天神を郊祀し給へるを始め、皇御孫命の御々代々、此道に因順し給ふこと、國史官牒の諸典に歴然たる事にて、菅家遺誠に「凡治世之道、以神國之玄妙欲治之」とあるも、即此神武の道の事に候、然るに中世梵漢の外教甚く流行せるより、遂に神道を蔑如して佛を崇め、武道を卑視して文を尊び候故に、古風の質

素は漸に廢れ、文官武官の間相和せず、神國の典要已に亂れて私の合戦をなし、天下の事つひに鎌倉に歸して朝威を畏ます、そは神事の等閑に成れるに因る事なる由を察み給へるか、建曆の御世に、禁秘御抄の御記あり、其開卷第一に「凡禁中之作法、先神事、後人事、且恭敬神之容慮無懈怠、白地以神宮並内侍所之方不爲御迹、萬物隨出來必先奉之云々」と、敬神の道の第一たる義を記させ給へり、然るに此御世すでに朝憲を無する鎌倉の陪臣北條義時あり、大江廣元と云へる儒者の議に従りて、彼商湯周武が先蹤に效ふ由にて、承久に三柱の天皇を遠島に放ち奉りて、その後元亨の御世にも、其裔高時また其所行に效ひて、天皇を島に遷し奉れるが、此者新田楠などの武功に依りて族誅せられ、再び公家一統の御世に復しては有れど、神武の古風なほ復せず、大内裡の御造營等あり、仍しも文官を尊び、武官を卑しむ漢風の行はれし故に、兎猶無慚の武士ども憤りを起して世を亂り、其中に足利氏つひに天下の權を握りて、大樹の大任に在りつれど、其代々には天下一年も事なき年なく、況て應仁の大亂より世中は麻の如く亂れ、京師に度

度兵火あり、古典は多く其時々焼失し、其末世に至りては、君臣、父子、兄弟、互に私の軍を用ひて挑み争ひ、相殺し相奪ひて、其さま恰もかの周代の春秋戦國の世の如し、亂臣賊子の多有しは、職として中世より表を文りて誠なく、上を陵する風俗に移れるゆゑなり、足利氏の代には、皇よりは殊に大樹を篤く會釋ひ坐つるを、然る大任を慎まず、却りて皇を蔑如し奉れる故に、天下の武士みな其風をまねびて、次々に上を犯しつゝ、然る亂世とは成にけり、其は甲乙を以て云むに、乙よく甲を尊崇すれば、丙また乙を尊崇し、丁もまた丙を尊む、乙もし甲を蔑如すれば、丙また乙を蔑如し、丁もまた丙を蔑如する自然の勢なればなり、然有れど我が朝の本教はも、上件天照大御神の神勅の如く、天壤と共に無窮に、君は君たり臣は臣たる道の動なく立たれば、適にも其臣を土芥の如く見給ふ君の在とも、臣として其君を寇讎の如く見るとふ道はなき事にて、此は畏き朝廷の御上のみに非ず、下が下までに及ぶ君臣の道なり、故今世賤しき船脚車夫の屬までも、新田楠などの忠臣を稱し、北條足利等の所行を憎まぬ者なし、彼孟子てふ書の舊く未施

行なりしは是故なりとぞ、抑外邦の道々、取りて皇猷の贊となし給ふ事も少からねど、謂ゆる馬肝の擇び無くて叶はず、慶長の御世に是を鑒み所思てや有けむ、「神道者爲萬法之根柢、儒佛二教者皆是神道之末葉也、頃學儒佛者夥、而不知神書者鮮矣、物有本末、事有終始、何棄本取末焉云々」の睿慮を以て、始めて日本書紀を彫刻せしめ給ひ、竟に往昔に復し給ひて、神武の道を崇重し給ひ、天下の事を武家へ御委任ありし時に、三台の連署し給ひ候禁中諸法度に、天子の御學問は、禁秘御抄の御習學專要なる由にて、不_レ明_二古道_一、而能政致_二太平_一者、未_レ之有_一也と是あり、古道と申すは、皇極天皇紀に、天皇順考古道_二而爲_レ政と有るに據給へるにて、謂ゆる惟神の神道、唯一の帝道、乃是に外ならず候、此頃武邊に於て、有ゆる古典を探索ありて、古道を順考せられ候こと、當時の記録等に許多相見え、世人も多く知る所に候、然れば今しも武家より出る御政令、やがて神隨の神道、古道に候なり、當家條目の初めに、「神道者古今不易之綱紀」と云ひ、「神武一統、法令之出處也」と記せること、是にて明亮たるべく候、扱しか古道を復興し給ふ御

令條一度立ちて、尾張大納言義直卿に神祇寶典の撰あり、水戸中納言光圀卿に大日本史の作あり、是より以來、絶て久しき典例の、公武に於て復古なし給ひ候事等も多く、かつ此學の弘く世間に及べるより、荷田東滿、岡部眞淵、本居宣長等の英哲次々に勃興いたし、益々に此學の古義を發稱して、外邦學の混雜を籟揚し、實に世寶と稱すべき書類をも數多相著し、今既に民心なべて上世純一の古意に復すべき御世に至り候は、全く神武の古道に因循して御治世ありし其鴻業の嚴然たる徴にて候、抑民心の純一、尊卑の等差、これ治道の根元、守國の大事に候を、外學の徒往々に其義を相猜り、譬へば神儒佛と云べきを、儒者は儒を先に稱し、佛者は佛を先に稱し、かつ其學を直に學問と稱し、本朝の學をば殊に和學と稱する類ひ、自然に他邦を主として、我國を貶する心の底ひ見え候て、此は小義の如くなれど、遂には民の守國に純一なる義心を賊ふ可き基と成れば、然る稱謂の糺し、尤關係の大なる事に候、其は唯右等の事のみならず、總じて道は正名に因りて上下猥らず、事々順宜に行はれ候は勿論の事にて、令式の條々、職掌の尊卑も、みな正名

の義に本起せる事に候、然るに今度屬官の中にさる故實を亂り、我家の職掌を蔑如せる文章を以て群庸に示せる者あるに、止事を得ず官裁を請白す事に及べり、故此事を畏み惟ひて、今殊に我が家の學義の較略を口授して、門葉の徒に誨すこと斯の如し、汝等深く此旨を心得て、公武の奉爲に古道の研究懈らず、右件々の講義をも致し、神明の祈請彌丹誠を抽出て、聊か怠慢致すまじき者也、
以上
神祇伯家四十二代
御名 御花押
文化十三丙子年
右伯家學則寶冊、以皇典研究所本令體寫一校畢、明治辛亥九月六日

神祇伯家學則終

神道通國辨義卷上

神道あり、神系あり、名を正さずして意義を求むる時は、言の從ざること必せり、神道は天地の神氣循環して、萬物生々化々するの名にして、和漢竺は勿論、四夷八變、萬國一般の大道なり、天地廣しといへども、萬物多といへども、一つも其化に洩ることなく、尺地も其循によらざる所なし、知者も神道裏の人、知らぬ者も神道裏の人、鳥獸虫魚の有情、草木砂石の非情、皆其化に出入し、人々其神の分賦を受けて、これを心の臟に容て魂と爲ながら、神の所爲たることを知らざるは、實に神道の大きいなる所なり、
神系と云ふは、日本の天子の連綿し玉ふ日神純化の御血脈にして、是を皇道と云ふなり、萬物生化の上へより云ふ時は、人は勿論、鳥獸虫魚草木砂石の萬物に至るまで、皆これ神孫神系にても、一つ神化に原づかざる者なしといへども、質天地にして日月星の神象別れしより、純清濁の三つと成て、日神の純化に出る者は純一に連綿し、月神の清化に出る者は、明かな

る者時を得て、暗者は從ひ、星神の濁化に出る者は散亂奔走するなり、因て神道の運化に正して、神孫の系を辨するときは、宗統の純化を神系と云て、庶流の清化濁化は神系と云べからざるの意義分れども、神系を以神道を論するときは、始祖と仰がせ玉ふ、日神の萬國を照臨し玉ふ理が通せぬなり、
日本書紀三十卷は、神孫歴代の御跡を書記し玉ふ書にて、天子の御系圖の書なるに因て、日本の二字を上に置玉ふ者なり、其三十卷の中の一二の卷を神代紀と云て、萬國一般の天地の神の世代を説玉ふ、是神道皇道の分ちある所なり、何故に日本帝系の書記たる一二の卷にて、萬國一般の天地の神の世代を説て、神代の卷と題し玉ふぞなれば、日本の天子は、日神純化の系統とて、天地の間に生出する萬物の中にて、精清潔粹の純一なる宗氣を受玉ひて、古今一系に連綿し玉ふ祥瑞坐て、唐の變革する所の天子と異ならせ玉へば、實に日神純の神孫たる眞の天子たる明證あらせ玉ふ故なり、
天地の間、萬國を隔たりて、其の國々の風俗各異にして、其萬國千差萬別なりと雖ども、太素の昔より今日

に至て、生々化々して盡ることなきは、一神氣の伸暢する所爲なれば、萬國共に皆神道と云者なり、其一神氣の無の所よりして有と成て、天地位し萬物育する伸暢の次第は、皆理を元として、理具はらざれば氣のと云ふことなく、其氣が巡交は牙らざれば質の凝と云ふことなく、質より積ざれば形となることなし、此理氣質形の四の妙選は、萬物一つも此次第の違ことなく、其後に目に見る所の實形實物となるなり、其神氣の妙物妙化、目前にそうかうと語言文字を以て物を借り譬を設けて、悟し示すことばならざれども、形ある者一つも此の四の運なくして頓に出来る者に非ず、故に此四つの運は、事々物々相應に具りて、天地開くるは天地の理氣質形あり、人の生ずるは人の理氣質形あり、鳥獸虫魚の生ずるは、鳥獸虫魚の理氣質形の運びあれども、人と鳥獸虫魚と、皆萬物の内にて、形天地成就して後、日月星の三光循環照臨して、日輪の陽氣日夜大地を蒸立、地氣交和して段々として出来る萬物にて、人は其萬物の中の靈長とて、靈異なる所の神氣を受けて長頭なり、其長頭たる人之中にて、天子を長頭として神孫神系と仰ぎ奉るなり、然るに唐

の天子は變革して定かならねば、天の子と云ふ實なくして、天子と呼名すれども眞の天子ならねば、自然と神孫とも神系とも云ず、其實なくして只上に立つの呼名とせば、一國一郡にても天子と云ふべし、
唐土は月神清化の臣下の國にして、月の明暗あるが如、明かなる者權柄を取る、左輔右弼の國なれば、實は天子なき國なり、其外國に依天子號を立るは、皆唐に習て實ある天子に非ず、唯日本の天子一系古今に亘りて片時も穢なき眞の天子天孫たる奇特祥瑞坐して、往古より萬民共に渴仰し奉り、自にも神系神孫と知し食て、始祖たる天の神々を祭り來らせ玉ふと、自然の實證ならずして、後世儒佛と争はんとして、數千歳の前より工み設て祭り玉はんや、是を唐天竺に正して、天子の天子たる奇瑞を以て證とし、祭來らせ玉ふの實とし玉ひ、天地の理氣質形を以て、因て出來玉ふ所の本源とするなり、去るに因、別に人の理氣質形を説ことなし、理氣質形の運びの間を神代と云ひ、形天地の形神よりして血肉實體の形を現し玉ふ、是より人皇と申奉て、人皇即地神にて坐すなり、然るに神道者流ども、訓點に暗まされ意義を知らず、文章の上に

疎くして、神世七代と云ふ理氣の幽隱を結ぶ一句に、地神五代と云名目を作り足して、天神七代、地神五代と云ふは、何なる是天神、何なる是地神と云譯も知らず、元より天七地五と云ふ數の叶はざることも知らず、一犬虛を吠れば萬犬實を傳へて、天神七代、地神五代と云ひ古したるなり、是皆訓點便りに雙紙物語の如く讀まして、四天地の運限を立玉ふ聖旨を求す、神と云ふは何したる者やら、萬物の字は何したる所を云ふやら知らずして、日神よりは人體の有るやうに、神道皇道を混雜して、神と人との譯さへ知らざるなり、凡て神代記に記し玉ふ神は、皆虚體の天神と云者なり、今日肉體の天地にては、人は父母有て父母の氣血を受て體をなせども、其最初無より有となり、天地開けて萬物生化する時は、萬物共に天地を以父母として、今の虫などの如くに人も生化したる者なり、因て人は人の生する理氣質形の運びあれども、別に理氣質形を亡はずして、天地を以て父母とするなり、この天地の開闢する理氣質形の運びを四天地と云ひて、此四天地に當運の神と妙選の神有て、理氣質形の時運に因て、世代別れ神德替れば、中々一神二神な

ど云紛はしき傳授秘訣事、曾て無きことなり、虚體は時運と徳をよく分ざれば、凡て萬神一神なり、先づ神と云者をよく工夫會得すべし、昔より神學者流ども、神道と皇道を一つにして、神と人との差別を知らざる故、虚體の神と見れば神代二卷が嘘説となり、人體とみれば奇怪に成て落着せず、故に色々の見やうを立て、こゝは氣化、かしこは造化、夫は虚體、是は人體と云、門人に講じ聞すにも、初註、再註、再々註と嘘を巧にして秘傳、口訣、切帝と名付て人を迷はし、正直の祇を嘘かために固るは、自分が暗き故なり、神と云ふは太素の無の所より有と成て、天地開闢する運をなす活氣を神と云て、外に體有者に非ず、元來一活なれども段々伸暢するに因て神と云なり、伸暢と讀て、無よりして理具はり氣交はり、質凝形成と云運びは、一活の段々と伸暢るなり、其のびくくして天地開闢する間は、一物も無くして只神氣の活ばかりなり、其後日月星の循環する照臨にて、陽氣大地を蒸立、萬物化生する、其時に神氣精粗清濁とて、精さと粗と清と濁との分有て、其中にて精中に精粗清濁あれば、粗中にも亦精粗清濁と段々別れて萬物となる

に、理と氣とは形なく、質よりしては目に見ゆる象有て、物と別る、也、故人の理氣質形を云へば、質よりしては一點の精氣と云象あれども、是は父母と云實體ある上へのごとにて、其最初天地を父母として説ことなれば、形天地の理神と云ふは、天地の形具はりて、人はまだ出生すべき肉體の理の神氣なり、今日父母の精氣を受て生る、人體にても、胎肉にある質、胎内にある形の間は、直に見ることならず、因て形天地の質神までは皆虚體の神氣にて、形天地の形神と云時運當て肉體出來て人皇と申す、是即地神なり、然れども其神氣の靈體なるにも、理には理の體氣には氣の體ありて動かす所の體象あり、詳に入式六體異象の條にあり、

氣ざし催し、竟に生出る二葉より段々と枝葉できて、花さき實のりて豆となる、其運の按排は、其豆の伸暢する活に具はる活理にて、同じきもあり異なるも有て、定理の如く百粒が百粒ながら一定することはなし、是皆豆の活理にて、豆に具はりある活の上にあることにて、活する故に伸暢するなれば、其活即ち豆の神なり、活する故に伸暢する理有て、神と活と理との三つは、相依てはなる、こと無し、試に其豆を煮焼して殺さば、活さりて伸暢するの理も亡ぶるなり、此活の豆を保ちて、一年二年乃至三年五年にても時うへざれば、聲もなく、臭もなく、活を保ちてある、是を豆の渾沌と云ふなり、渾沌とは活の存養するを、渾渾沌々と形容したる名なり、存養とは活の存養で、保ことなり、渾沌は二字ながらにごると讀で、にごるは分るべき者が分れず、一つに相渾沌するなり、其豆の渾沌たる中には、何が渾沌して有ぞなれば、竟に陰陽の二氣となるべき者が、一活の中に渾沌として渾じ有なり、豆の真中に二葉となるべき者が抱合、一つに成てあるは、陰陽二葉となるべき者が渾沌して有なり、此渾沌即豆の理天地にて、理の豆なり、其豆

を播植るときは、豆に保ち存養する所の活より、そろそろと滋ひ脹れて生へ出んと催し牙すは、豆の氣天地にて、氣豆なり、然れども理と氣とは形なくして目には見へず、理氣共に形なければも氣には牙と云、巡と云交と云象ありて、牙すと云活潑の所よりは、氣に屬する故、神學にては動きなき理中に於て活を見るなり、諸學皆動くに因て活をいへども、神學にては動くを氣と云ふ、是神儒の違目なり、因て神代紀に渾沌たること鶏の子の如しと譬へて、玉子の活物にして動かす間に、漸々として存養する意を示し玉ふなり、其活潑の氣竟に發動して生立るは、豆の質天地にして、質の豆なり、質は氣の交はり凝結者にて、目に見るの初なれば、脆き者にて未だ豆とも草とも分らぬ所なり、然も豆の如種を以生する上にては、氣の凝結と質と云者取合難ければ、只真最初化生する所に就て、其質の凝結ことを思ひ觀るべし、夫より段々立のびて枝葉全く出來揃ふは、豆の形天地にして、形の豆なり、然れども未だ目に見るべき豆はなし、其後花さきみのり、月日を歷て初て最初植たる所の豆となる、是豆の肉天地にて、肉體の豆なり、右の如理の豆、

氣の豆、質の豆、形の豆と別て、肉體の豆までは豆と呼名すれども、豆はなく、只豆に保ちたる活の伸暢して、豆となる運の次第なれば、豆と云呼名すれども、皆虚體の豆にして、是を豆の神代と云ふなり、是等のことを以て、肉體人の出來る神代をよく觀心會得すべし、

天地は萬物の器ものにして、萬物の中の靈長とて、靈異なる長頭は人なり、其靈長たる中にて一系古今を貫ぬく靈異ある天子を、萬國一君の眞天子、神孫神系として、靈體の神明より連綿し玉ふ道統を引來、是神代記と云なり、若宗統庶流の分ちなく云ときは、人は勿論、鳥獸虫魚に至るまで、其最初は皆神代に原づき、天地を父母とする神系神孫と云者なり、然れども系圖の法にして、宗統は始祖より續記し、庶流は其別れ來所を始祖として記すなり、日本の天子の一系に連綿し玉ふと、唐の天子の變革して始め終りの定かならぬと、思ひくらべて見るべし、假令祭來らせ玉ふ處の神號なく、神武帝は勿論、推古帝より書紀ありても、神孫神系崇奉るべき明證坐す眞の天子たることは炳焉たることなり、因て宗統の純化を受つがせ玉

ふ天子ならでは、神孫神系とは云れぬ筋なることなるに、吉田卜部家に、始祖にもあらぬ天の兒屋命を遠つ祖として、神系神孫呼はりするは、朝敵にも勝たることなり、◎信哉云、吉田卜部は天兒屋命の神裔にあらずと云は見えたり、然るに平田篤胤は其著稱言に於て之を既に度會延經の辨抄抄、及び吉見幸和の辨抄俗解等に載せり、されども予は仍は前説を以て穩當と認む、殊に神職の身として神號の字義も知らず、兒屋根尊と尊の字をかき、屋根の根の字を入たるは、家の屋根の事と覺悟したるや、笑止なることなり、吉田家は伊豆卜部平磨より出て、對馬卜部と各段なること、増補辨卜俗解に詳なり。

凡て天地の萬物神化に出る、其神化の妙選理氣質形と次第するに、理氣は無形の幽隱と云て、目に見る事ならず、質形は有質の顯露と云て、目に見るの質あるなく、幽隱は幽に隱と讀て、心にて觀じ見る所を云、顯露は顯はに露はると讀て、現在に見る所を云ふなり、一理、二氣、三質と續て、一理渾沌として具はると、活潑して二氣となり、二氣が交ると、奇偶合して三質を結、質よりしては目に見るの象できて、彼は是ならず、是は夫とならずして、物の差別始なり、因て二を神道の成就の數として用るなり、天地開るとき

は三才と成て、天は日月星を象とし、地は海山陸を形とし、人は君臣庶を品とし、人の性は智仁勇を徳とし、器は鏡玉劔を寶とし、國は和漢竺を秀とし、其外千差萬別なる者、皆三つを以て統るは、天地自然の數にして、其三即理氣質に應するなり、日は古今時を違す、晝夜十二時にして東出し、海は萬國一水にしてよく受容し、君は古今一系にして他混塵することなき、皆理の動なき象なり、月は明暗を代へ、山は高低を形はし、臣は左右に輔する、皆氣の陰陽ある象なり、星は散在して進み、陸は平面して隔なく、庶人は奔走して役使せられ、皆質の象なり、三は理氣質と次第する質位にして、質に三の象あるなり、質は陰陽二氣の凝結の者にて、陽の象は奇、陰の象は偶なり、此奇偶の象凝ときは三なり、三は奇偶の凝る質の象なる故、老子にも三は萬物を生すと云て、三の質よりしては、物我の別れあることを明せり、因て事物の三にて別るることをよく會得すべし、

何れの學にも、定理に二つはあらざれども、佛者は方便を主とし、神學者流は和訓に泥で義理を知らず、肝必要の本源とする神代紀は、双希物語の如なり果、假

名付なければ讀得ぬ書と成たる故、◎信哉云、吉田の社僧前にて無點の日本紀を讀ませられ大に開口して、引義理を捌くこと下りしことあり、伯家の徒或は暗に之を諷するが、義理を捌くこと専ら儒學の術と成、神代紀に於、字義文意を分け、理非を云ふときは、儒に習合する如心得、一向に和訓を云ひたて、祕傳口訣を神道の極意と心得て、夫れも祕事是も傳授と云ぬけ句を覺て、祕傳の譯をゆがみなりにも知らず、隠すことばかりを神學の胸とするは、知たる者も知らざる者も、際立ことなくして、神職といかめしく云ども、奉仕する社の神徳さへしかと知らぬ邪なる一社の傳にて間を合、學問せざる故、眩々眞字のよめる者なく、邂逅に筆を取ても字義文章の事は曾て知らず、當字交に間を合せ、目を明す僻に、口がましく義理は皆嘘なりと云者あるなり、相應によりみかきしながら、義理を嘘と心得たるは珍しき見識なり、今日下もさまに取扱ふ狀文にさへ、令致仕と相應に意義を用ひ書分るが、筆を取る者の道なり、心得なるに、神孫天子を書記たる神代の卷に、字義文章の譯なく書玉ふべき者なるや、假名物は知らず、文字を並べて書に、字義文章を知らずして書立ちる、者に非ず、其證據は、手を書ながら字義文章を知

らぬ者に、少しの事なりとも書せてしるべし、一行も書得る者に非ず、況んや古今未曾有の聖手を以て、神孫天子の系統を書き立玉ふ神代紀に、字義文章の差別なく、何んぞや草紙物語の如く書き玉ふべきや、少しは思慮して見るべし、唯一の活より、理氣幽隱の微妙を説き玉ふこと、四聖人の手を経たる易よりも精密にして、一字を下し一句を置き玉ふにも、その意味深長なる所あれども、餘手高き所なれば、大槩の儒學にも下た地なくては、中々及ばぬ所なり、まして神學者流の和訓を表として、祕傳口訣にて間を合せ、仲間學問にて、口利位の者の兎や角と目にも耳にも及ばぬ筈なり、
儒に太極動て陽を生じ、靜にして陰を生ずと云、陰陽二氣の神と云ふは伊弉諾伊弉册二尊にて、其前に一氣の氣天地あり、其前に渾沌の理天地、其前に唯一神有て、儒の無極にして太極と只一口に云なすとは、各別なることなれども、神代紀和訓者流によりみ殺され、草紙物語よりも拙く見ぐるしき書と成たれば、學者分の者は見こなして思を極めず、只神學者の自己ども落字には傳を付け、誤字には口訣を拵へて、竟に

錢なりの種となれり、千百餘年以來、唯神祇伯延信王のみ、親王の聖旨を淑し玉へども、諸の楚人嗽しくして、意に齋語せしむること能はず、因て親王聖作以後、延信王のみにして、三代格式、類聚國史といへども、聖旨に叶ふ作にあらず、去るに因て、親王の聖旨を見んことを思ふ者は、只一向に神代紀を素讀するの外手段なし、讀書千遍意自ら通すと、之を守て朝夕に讀で、前後照應するの取廻自由なれば、經緯の取捌きも次第に明らかに成なり、

神代紀を讀に習あり、訓點に拘はらず、唐本と同く見なして、音訓兼用て平々に讀なして、たい意義の通するを旨とすべし、よく始終の意義を合點したる上にては、如何やうとも讀なすべし、兎角書物は意義を會得して、作者の本旨を知るが肝要なり、

第一神道の書と云ふこと非なり、日本の天子百王に勝させ玉ひて、日神の純化を受つがせ玉へば、唐の月神清化の天子、天竺の星神濁化の王と違ひて、一系古今を貫き玉ふ奇特坐、其始祖たる所の天の神々、世代を説玉ふ神代紀にて、御系圖三十卷の中の一二卷にして、神道の書には非ず、然れども虚體の神の常運妙選

を分ちて、世代を立玉へば、理氣の幽隱より質形顯露に及で、意義自ら神道の玄微を含んで、神道を説は説る、なれども、初より神道の爲に説玉ふ書に非る故に、日本書紀と日本の二字を以書に題し玉ふなり、眼前萬國を照し玉ふ書に、日本書紀と題し玉ふこと、系と道との辨へなくして通すべきや、神系の書を借て神道を説に、神道殆ど餘蘊なく説き盡さる、者は、聖作の妙所なり、然れども一途に神道の書と云ときは、大八洲の生立、其外出雲日向の地名ある所通せず、神道日本限の事と成て、皇神と仰ぎたまふ日神の萬國を照し玉ふが、いらざる世話し玉ふ如くに思はる、なり、併ながら昔より皆道と系との分なく、日本ばかり神道と心得たればこそ、伊勢の外宮に天の岩戸を作、參詣の者共を愚にすること、身すき、口すきとは云ひながら、餘り拙き手段なり、然れどもしらくしき作り事は、世によく取はやさる、者なり、又何某なる家の説には、唐の日月と日本の日月と別なる者と云たる由なれば、神道の衰ゆくも無理ならねども、折角聖慮を盡させ玉ふ神代紀なれば、只一人を導き得ることも、國への忠義、蒼生の本意ならん

かし、

天地の間は一神氣の運行なれば、萬國共に神道にして、萬物皆神の子たる中にて、唯り日本の天子、古今系に統御し玉ふ奇特祥瑞坐すほどの事なれば、上古より誰云ふとなく、西の果より東の果まで、自然と神孫神系と仰奉て、萬民共に畏服し、露座ほども他系の一交りなく、片時半刻も尊位の塵なく、教ざる民の敬ひ事へ奉る自然の神徳、つらく思ひみるに、恐れ多きことなり、

日本の事は書紀なくして、其始定ならぬ如くなれども、自然の實具はり、唐の事は文章面白くして甚だ儲なる如くなれども、皆見合の作り事なれば、下推しとみるに皆其實なし、日本の教ざる民の心服して崇敬し奉ると、唐五常五倫の教正しき國の意に弑奪するに、よく思も較べみるべし、日本の天子の如、一系古今を貫くと云程の奇特なくして、天子と云はるべきや、暴惡にして衆人が見放と、一夫獨夫となるは、元筋なき一夫獨夫なるを、諸人が舉用ひて天子とする故、見はなすと元一夫獨夫となるなり、逸物ならぬ犬猫を逸物と付ても、常にさして害になる事もな

けれども、若し逸物の用ある時は、逸物の役が勤まらずして、平生の耻を顯はす如く、天子に非ずして天子と名付る故、天子と云名の實なく、一夫獨夫と成て位を保ち得ずして、日頃の虚名なる耻を見はすなり、同じ肉體の人を、人主、人長と云はすして、天の子と云ふこと、其實なくして云はるべきや、名正しからざれば言従はずとは、實に唐の天子の事なるべし、

日本の天子の神徳坐す事、心も詞も及ばぬ事なれども、外に見くらべ者なければ、上下共に何とも思はず、只無爲に治まり來るなり、中古に至て、段々唐天竺の雜書渡來て、國風の異なる所見へ、神系の百王に勝させ玉ふ所の祥瑞顯はれ、其書漸く行はれ、國の古風移りかはるに因て、初めて神系混沌なきやうと思しめして、上古より祭り來らせ玉ふ所の始祖の神號に、かしこの文書記録を合せ考、書記し給ふ所の日本書紀なり、因て儒書佛書の駁雜なる、くらべもの無ければ、神系自然の祥瑞坐す事も、只かやうなる者とばかり思はれて、さして書記する用は無きなり、唐の帝の初め終定かならず、湯王、武王の聖人、君を弑し位を奪ふの道を開てより、代々弑奪の事やまず、天

竺の父大王の頭え足を戴せたる傍若無人の果は、抜提河にて往き倒死たるなど見及びて、初て神系の神系たる奇瑞と思めし譯玉ふなり、去に因て日本の書紀は、遙にをそく出來て、物ごと皆唐に習て始たる如くに思はるゝなれども、日本は上下共に道を生れ付てあれば、今日よりは際立て作り教るに及ばず、唐にては教へてだに弑奪する人情なれば、早く教を立て教るなり、然れども教へて勤させる教はつけ焼刃にて、元と生れ付ぬ事なれば、竟に弑奪するの本性を顯はすなり、かゝる雲泥黑白の遠ある國がらなれども、儒佛の國のかく淺間しき混雜ものゝ入來るまでは、書記して置く用なき故、上古より書記せざるなり、唐の弑奪する國さへ上代は無爲なる由なれば、日本の上代日向に坐す時は、一向に書記すべきことなきなり、今にても試に、一國或は一郡にて事を記し見るべし、人情柔和に一致すれば、何も書留ることはなし、剛情にて出入事多ければ、其中には分別者もあり、力者もあれば、能書も有なり、然る所にては色々利口なる法度式目ができる者なり、因て唐の聖賢澤山に

書物は、前人の善惡、賢愚、得失等を記して後人に知らせ、善を勸め惡を懲す爲なれば、日本の如く自然に道をうまれ付たる國には入り用なし、日本に上代の書紀なきは、無爲自然の神習とて、自然と生化して巧作を容され、神代の習はしにて、神系たる所の證據なり、よく思て見るべし、初より書紀有べき國なれば、天より書記する者を降して書記させるなり、書記すべき國へ、天が油斷して其人を降さず、唐より渡りて後、見習て書記するならば、唐は天より勝たる者とや云ん、土地語言通ぬ所に通用する事のあるは、元と兩地共に有て、ひしと相叶ふ故に、段々通用するなり、書記ある國と、書記なき國と、事を通用する時は、竟に書記する國に習て、事を初めたる如く思ひなさるゝ事となるは、人情の思ひ僻と云者なり、日本にも惡逆なりとて天子を弑して、一夫獨夫が位に即くならば、君臣の道も唐に教られたる如く云べけれども、聖人の教より上をゆく日本の生質美なる所が有て、涅にすれども縋まぬ所は、神系自然の風俗なり、神武帝大和に都を遷し玉ひしよりは、新都古都の差別できて、漸く事を記しをく事となり、荒増の知るゝ

事と成たれども、日向の上代は定かならせ玉はぬによりて、神化の妙邊を以て云ひ傳たる地名、祭り來らせ玉ふ所の神號を次第し、諸家の筆記までを集めて經緯を立置玉ふなり、和漢合運によつて見れば、神武帝の頃が周の末に當て、日本は遙に遅く開けたる如くなれども、和漢竺と稱して萬國に頭ら立て、其三國の中にも理に應じ君に應じて、漢竺に勝たる國なれば、別に漢竺より遅開ると云理もなく、又日本は未だ背不台尊と云神代にて、漢は人代と云理もなき事なり、かやうなる意味合の事は、神と人との差別さへつくと、自然と明白になるなり、今さへ靈神と云へば虚體にて、實體ある間は人なり、日向の上代は、實あれども書記なき神習なれば、説はなきなり、凡て日本の事は實有て説なし、武烈帝の如き悪性坐ても、弑奪せぬ君臣の實はあれども、君臣の義はそむかうと云説はなし、唐には竟に弑奪して、君臣の實はなれども、説は君臣義ありの、或は父と君との仇には共に天を戴かずと立派に云なすなり、去るに因て日向の上代を兎や角と云ひて、儒佛の徒と争ふには及ず、天地の間に日神の純化を受つき玉ふ神孫神系の事に於

ては、義理ほど慥なる證口はなく、實ほど有難目當はなし、唐の如立派に書立云ひ並べても、神系の天子ならねばこそ、竟に淺ましき一夫獨夫と成て、追ひ放たれて位を奪はれ、其身頼としたる臣下に弑殺せられて、子孫の成りゆきも定かならぬ有様、何ほど文章續はいかめしくても、肝心の實なくては、何の詮なき事なり、
凡て義理ほど正しき證據はなきに、神道者流共、義理の明かにして動かぬと云慥なることを知らず、己が心の愚味なるを盾にして事を疑ひ、直に見た聞たと云へば、吉田の兼俱が日神の神勅に任せ神語に因て是を書くと云ふ、昇で廻るほどの嘘でも、嘘とは思はず有難がるなり、
昔より神學者流の僻として、本據證文を引たがれども、書記なき神習にて、書記なければ本據證文はなき筈なり、殊に格と式には、本據證文なくては、一家の私ごとなれども、義理ある事に於ては、義理を定規として、本據にも證文にも及ぶことなし、因て日本と唐の事は、よく思ひくらべて義理を定規とし、身に引あて今日に押しもとづけてみるべし、歴々聖人が出

て五常五倫を立て、教へ道びく、唐の天子の弑殺せられて、其末葉のゆるる知らず枯はつると、教なき日本民の自然尊敬し奉りて、古今一系に連綿し玉ふと、何の差別もなく、只其國の天子とばかり心得て、天子の稱號はいかなる事にて、天子と云ふ實の有無しをも正さぬは、義理は何を正すものと思ひ學問することぞや、なるほど學問筋の文華ごとは唐が具りたれども、唐人は學問しても、湯王武王の如き弑奪する悪性あれば、學問なきときは、一向人面獸心と云ふ惡國なり、日本人は學問なくとも、自然と道を生れ付て、假にも弑奪の念を起す事なし、自然の生れ付は、造次顛沛にもはなれずして、一人も生れつかぬ者也、學問の付焼及は教届かずして、教たる人も時として兀ること有り、よつて日本人は學問せぬ生得のまゝなる人には、得て善人或は忠孝の人あれども、昔より名ある學者には、稀にも善人なく、元より忠孝の人となし、學問すれば辨口はよくなれども、根柢は唐の陰惡がうつりて、却て悪くなるなり、現の證據には、よくためし見るべし、武士ならば一家中、町人ならば一町内、農民ならば一村にて、引くらべて例しみるべ

し、少にても學問した者は、學問相應にいけぬ道だて云て底意地あしく、勿體なくも君父を誹りて、文盲なの、不學なのと高慢する者なり、書物の中に高慢せよとも君父を誹れともなければ、唐の一體が五倫の初めに、君臣義ありと云て、勝手の上き間は義を守れ共、普代相傳の主君でも、少し運がよはくなると、一夫の獨夫のと名を付て弑奪しながら、五常五倫をことごとしく云立て、口と心と一致せぬことを耻と知らぬ國にて立たる教なれば、學問すれば口と心と別つに成て、行ひは却て學問せぬ者よりは悪く、君父をも誹嘲けるは、皆其隱惡の毒氣に中るなり、日本は日神純和の神孫を君として、其道に準じて父に事る故、忠孝共に同く、假にも背かぬと云が盾なるに、唐は月神清化の左輔右弼の臣下の國にて、時を得た者を君として立たる教なれば、君に立たる者も、惡逆なれば取かへて其代に君となる者、又同く臣下の時を得たる者なれば、竟に又衰へて弑せらるゝ時節至るなり、孝は君に事る所以とて、父に事へるの道は君に事へ、君に事の道は父に事へるの道なれば、唐にては父にても道に叶はざれば弑殺することや、君臣の義を以て

五倫之初に置たれども、元臣下の國にて生の貴き君に非れば、君の用ひ方にて、臣下の忠の仕方替りて、君に事ふるによく其身を致すと云たばかりにて、日本の君臣とは別つることなり、

忠臣二君に仕へすと云ひ、又父と君との仇には共に天を戴かすと云、是らの語には、唐にて云て至極の要語なれども、唐には曾てなきことなり、二君に仕るの事はさしをき、衰運になれば普代恩顧の者弑殺して、自ら王となれば、外々の者口々に一夫獨夫と云ひ立て、却て其仇に奔走し仕ることは、代の替りめの定まり事なり、因て生質の柔和なる日本人は、學問するに却て唐の陰毒に中りて、強情になるなり、草木其外作りものにて、未だ生氣の調はざる間にむざと肥し土かふと、却て生氣を害して毒となるなり、學問は人情の肥しものに、唐の如き陰惡の穢地の人には宜しけれども、日本の如き素朴なる土地の人には却て毒に成り、見分の伸び立は宜きやうなれども、内心朽て用に立ざるなり、因て和漢竺三國の土地柄をくらべ考るに、國氣人情に段々美惡あること、皆自然の事なり、

天地の間、萬國と隔て、地界人物異なれども、其隔は水にして、水は萬國一海なり、只其國々の間に大なる谿ありて、海水湛へ深ければ、容易に通路ならぬまでなり、天の外に包むこと一天なれば、地の中央に凝るも一地にして、其根もとは一つなり、唐、天竺、阿蘭陀、琉球、朝鮮の國々も、四國、九州、隱岐、佐渡の國々も、別といへば別れども、一地といへば一地にして、泥土沙石の地の體に替りはなし、遠くして自由ならぬ所は別とし、近くして從ひ通ずるは國同と思ふは、少なき人情の差別なり、天地大なる一神氣の運化より云へば、隔は水にして、水は萬國一海なれば、萬國共に一地なり、因て物ごと萬國に通じて見ざれば、一偏に片よりて通曉せぬ事多し、其數々なる萬國の中に、和漢竺三國は意義通じて秀たる國なり、三國と云こと儒佛の書になく、日本にて付たる名目なる由なれども、事の千差萬別なるを三にて摠括することは、理氣質に應ずる自然の名にして、國俗自ら理氣質に應ずる象有、一理二氣三質と次第して、質よりして目に見る實できて、天地人の三才と成り、天は日月星を象とし、地は海陸山を形とし、性は智仁勇を徳とし、器

は鏡玉劔を寶とし、人は君臣庶を品とし、國は和漢竺を秀とする、皆理氣質に應ずる自然の象なり、純一にして明なるは理なり、天にして日と成、地にして海と成、性にしては智と成り、器にして鏡と成、人にして君と成、國にしては日本と成る、兩立して順なる者は氣なり、天にしては月と成、地にしては山と成り、性にしては仁と成、器にしては玉と成、人にしては臣と成、國にしては唐と成る、濁りて凝る者は質なり、天にして星と成り、地にしては陸と成、性にしては勇と成り、器にしては劔と成、人にしては衆諸と成り、國にしては天竺となる、三は神道の成數にて、事物皆三つを以分る、老子が三萬物を生ずと云所にて、陽奇、陰偶の二氣凝り結の質なれば、三は質の象位を兼たる者なり、理と氣と形なければ目に見ることならず、質よりしては目にもゆる者出きて、物我の別ある故に、質天地にして日月星と神明の託り玉ふ象わかれて、形天地三神の化を経て、形天地の形神の運に當て生化する萬物にて、其萬物に靈長たる人なれば、日月星の純清濁の化に應じて、君臣庶と別れ、和漢竺に應じて、理氣質の象を

顯はずなり、日本は日神純化の理に應ずる君國なり、其化の純一なる中にて、又純清濁と別れて、君臣庶を化すれば、君は純中の純なる故に、古今一系に連綿し玉ひて、他の混塵なく、臣下庶人に至るまで永く續く事を美とするなり、其國風、坐するを以て禮とするは、理の動きなき君の象なり、唐は月神清化の臣下の國にして、清化の中の純清濁に因て、君臣庶と分る、故、其君を化する純と云者、清中の純にして、日本紀中の純とは各別なり、月は明と暗と相半して、常に明かなる所を以て日に奉ずる如く、左輔右弼の臣下兩立する象にて、明なる者行はれて上に立て、暗き者は下て從ふなり、因て聖徳あるか勢あるか、又は引つきの宜きことあるか、何れ時を得たる者上に立て天子と名のれども、生貴の君に非ず、其化源が、月神清化の中にて純化にて、其化源とする月象に明暗の盛衰あれば、日神純化の中の純化とは、一段下にして、純一に古今を貫くこと能はず、竟には暗く衰へる時節到來するなり、故に天子と云べき象はなれども、聖徳と云、茲に懷きて天子と

稱する故、其子孫に至て徳が衰へると弑殺せられて、天の子と云たる名の詮もなく、人に取捨せらるゝなり、天子と名付て人より取捨しては、名の叶はぬと云ことを知らぬは、天子なき國の自然なるべし、唐、立を以て禮とするは、氣の兩立する象なり、今日應對の上にて、立が恭しきか、坐するが恭しきか、よく心に思ひ分けて見るべし、かうなる自然の姿に、國の美惡は備はりある者なり、

天竺は、星神獨化の庶人の國なり、濁化の中にて純清濁と分れて、君臣庶となれば、其純化の君と云者濁中の純にして、唐の清中の純よりは又一段下なり、因て其王の子たる釋迦の山籠して工夫するより、得道して天上天下唯我獨尊と云、父大王の頭へ足を上たるさま、其外平等利益、又物我の隔なしと教ながら、九品の淨土を分け、唯我獨尊と云ふは、日本で云舌二枚なり、方便と名付けて嘘を云ひちらし、門に立て人に賈ふ事を表とし、果々は河原にて往倒れて死する、皆諸人の業にて、日本にては乞食非人の境界なり、尤も熱國とは云ながら、偏袒右肩とて、偏に右の肩を袒て禮とする實、諸人の驅馳奔走するの象なり、日本の諸

人は日神純中の濁化なる故にや、諸人にては釋迦の行位を本意とは思はぬなり、然るに唐にては佛法に迷ひこむは、畢竟諸人の國の教なれば、自墮落にして成し易き故なり、

凡て宜しきことは手高くして學び習ひがたく、賤きことは成易して染りよし、因て下の事は上へ移やすく、上の事は下へ移りがたし、何故なれば、好事は似せられずして、惡き事は似せやすし、譬ば大名高家の人柄にても、棒をかたげる姿にて着を呼べば着賣、青菜を呼べば青菜賣と知らるゝなり、然らば其の着賣、青菜賣が、大名高家を眞似は一向成らぬことなり、佛法の流行も、畢竟成し易くして、益なきことなる故なり、今日にても成ぬ者の果は、天窓を刺こかして鉢に出ると、もはや佛弟子にて、極意を云へば歴々色衣を掛たる和尚上人よりは、佛意に叶也、然を何と思召迷はせ玉ひてや、聖武帝の頭より頸に貴び玉ひ、僧には段々位階官祿をあたへ、何國の牛の骨やら、馬の骨やら知れぬ者に參内させ、智恩院へ住職すれば、準親王と成て、親王に勝りて紫宸殿の階下まで杖傘をゆるされ、外開實義此上もなき面目なり、夫には替

り、始祖の宗廟と仰がせ玉ふ伊勢の神宮を守奉る長官は、二位に成ても參内せず、かゝる事にて未だ神職の殘ありて、絶々にも御燈の影の見ゆるは、道の道たる不思議なるべし、かく成りゆくも、元と神職の者の未熟とは云ひながら、寂滅爲樂を表として勤行する寺院を、實祚長久の御祈とて建立し玉ふ程の迷ひこみなれば、悟し方有まじきなり、何に暗からぬ純化の神系を連綿し玉ひながら、胡佛の教へ濁化の道の有難とは、是も不思議の一つなるべし、

佛法は、人皇三十代欽明帝の御宇に初て渡、推古帝の御宇に聖德太子迷ひこみ玉ふより、段々廣がりたる由なれば、三十代はなくても事の欠たることなく、太子より行なはれて、彼是害はあれども益はなし、殊に地獄極樂の沙汰なき時も、死後後往所なしとて歸りたる人もなく、又信仰したりとて、其功德にて蓮臺の上より便りしたる人もなく、何を云ふも皆闇の夜の礫にて、當所なき事なるに、神孫たる上々よりして深く迷ひこみ玉ひて、物事皆段々と佛の流行、神の衰、遠ざかるやうに仕成玉ふ、其起は皆愚しき欲心にて、御先々より往かせ玉ふ所へ往玉ふ思召はなくて、得

しれぬ寂光淨土とやらの危き逆の臺に、外國の者と膝を並べ、見苦しく胸乳を突出し、片肌脱て佛と成たく思し召す慾心より、引こまれ玉ふ者なり、日本人の神に成たることは、神武帝を始め奉、御歴代の中數々かぞへつくし難し、其外、臣下庶人に至て數多なれども、佛と成たる人は獨もなし、聖德太子身に替て取立られて、日本佛法の開基なれば、佛者共色々取はやし風聽すれども、今に聖德太子にて、佛に成玉ふ沙汰も無し、一宗を取立たる坊主共、仕合よく菩薩、國師、大師、上人など、用ひらるゝも、皆上々の愚しき思召迷より下さるゝ名にして、中々佛の力にて成たるに非ず、然れば何ほど頼願ても、日本人は釋迦や阿彌陀の手際にて、佛と云はせることは成らぬ、念佛もうして、法華經を讀誦しても、上々に折よく愚しき迷人なるとは、表立たる佛號はとられぬなり、然れば彌陀や釋迦よりは貴く有がたきは、神系の天子なり、今にては宗旨取して寺へやれば、表だゝぬ儒佛には死さへすれば成るなり、殊に古より其靈の恨み、此靈の祟とて、障をなしたる者を小祠に鎮め祭り、をさめたる事はあれども、合點せぬか佛に齋こめたることなし、よ

く合點してみらべし、日本人が死で佛になる事ならば、日本に初より佛法があるなり、人皇三十代より後の人が願て成佛するならば、其以前の人は如何なりたるや、何にもせよ、三十代まで人々の往たる所へ行へしと思は、國の事を餘所にして得知れぬ天竺三界の事を學やうな不本意の事をせずすむなり、殊に佛法のなき間には、武烈帝の如惡逆坐ても、地獄へ落玉ふ沙汰はなきを、延喜帝などは、なまなかに鬼や角と扱玉ふ故に却て彼是と勿體なき惡說雜談を云ふなり、兎角日本人は成られぬ佛を願ふよりは、古より數多例のある神になることを願ふが近道なり、國の本意と云ふ者なり、何ほど念佛申し、經陀羅尼を讀み、日課を勤めたりとも、聖德太子の功力に及まじきに、其太子が相も替らぬ貌にて、柄香爐を横たへ、後悔げな貌にて居玉ふを見て悟るべきなり、坊主は方便とて嘘を云ふが佛の教なれば、袈裟衣のきらくしきほど嘘をつきて、悟り貌する者なれば、正すも證なきことながら、佛にならんと志す人は、昔より日本に誰が佛に成たるは、名を何と云ふと尋問べし、いらざる正し事なれども、日本の人の死で神に成たるは、

數々かぞへ立られぬ程あれども、佛に成たる云ことを曾て聞かず、生て居間は情慾に引れて佛の方へ傾けども、魂魄離散して幽位に就と、神にならねば合點せぬ事、讒言、無實の難にて死たる靈魂の、小祠に祭られて治まるにてとくと會得すべし、佛に成べく思ふて勤くることが無に成りて、思はぬ神と成ては、誠に食ない人の座しきに直されたる如くにて、すはる心地はせまじきなり、同じ事ならば、存生より神になる合點にて心に願ひ神とならば、同じ神位も穩やかならんか、
唐の事も前に云が如く、學問の國なる故、儒は濡なりと、濡と云字を以註して、徳は身を濡すと云た詞は尤なれども、唐は利口に云なして、身には行なひ遂げず、日本は口がましく云ひ殘し書傳へはせねども、生れ付た性が、聖人の世話苦勞したる教に吐て、生れ付たる性は、一人も洩ることなくして、性我にも弑奪の念を起さぬとは、武烈帝の御事跡にても知ろしめさるべき、學問の付焼及に迷はされ玉て、肝心、國の元たる御即位など、唐冠、唐裝束に改め替玉ひ、冠衣裳は唐にて、貌と詞は日本にて、惡く云は、鶴と云べ

き出立をいみじと思召は、本意なき事の限なるべし、國柄なれば、唐人自には唐の裝束を合恰よく思ふべけれど、日本人自には日本の裝束ほど氣高く有がたく見させ玉ふ者はなし、唐紅、唐錦は色よき所あれば目出玉ふも理はりながら、日本にて和人に作らせ、唐櫃、唐門など、もてはやし玉ふは、皆學問のかざりに目くれ玉ひて、自ら備はらせ玉ふ貴さも爲れ無、自然の神習のやごとなき事をも知し召さる故なり、自ら唐めく事をのみ好ませ玉ふに、竟に君臣の間に、唐めく弑奪のことのできぬと云ふは、日神純化の純一なる事は、よくの事と有難さ、申す計りはなきなり、

和漢竺の荒増、上に論じたるが如く、美惡異なることは、其國地球のつき所に因て、始中終と天氣の化する所異にして、氣習自ら替あるなり、天地開闢し、日月星の三光照臨し玉ひて、地球より萬物を生出すること、心詞の及ばぬことながら、神道天文に因て見るに、天は一大圓相、外に包むといへども際限なく、其旋急疾にして地球中央に集凝て動くことなきなり、天は氣に屬して形なければ、星を以て天の質として、

東より西に至り、地下又西より東に至一周、天の丸みを三百六十五度四分度の一として、是を天の渡數とするなり、此數は大小によらず、天の丸みを以て三百六十五分二厘五毛とするの割合なり、其三百六十五度四分度の一の丸みを、星は日夜十二時にして一度を進み、昨日の暮に東の山のすり拂に出たる星が、今日一度を進んで、一歳三百六十五日餘刻に、三百六十五度四分度の一を進み盡して、元の如く日に會する、是を一歳と云なり、歳は星の行度を以て定める故に、歳をほしと訓するなり、立春より臘盡に至るを歳と云ひ、元日より大晦日に至るを年と云ふなり、

日は古今替りなく、晝夜十二時にして東方元の位に出る、故に日は實なりと、まことの字を以て注して、日を萬古不易の定規定則として、星の進み月の退きを見るなり、月は毎日十三度十九分度の七を退て、二十七日には、天の三百六十五度四分度の一をしりぞき盡なり、然れども二十七日には天に二十七度の進が有て、月と日の間に二十七度の隔たりが有なり、其二十七度を十三度十九分度の七づ、退く間に、廿八

日、廿九日、卅日と暮て、又三日に三度の進ができて、卅日には月の退く道に、三十度の餘慶が有て、都合するときは三百九十五度四分度の一を退て、日に會するなり、其三百九十五度四分度の一を退き盡さぬ中に、三十日めの百刻につまると、大の月となり、百刻につまらぬ中に退盡すと、小の月となるなり、因て晦會なりと註して、日と月と東方に會するなり、つごもりと訓するは、地下の天にて月が日にこもり行にて、つきこもりの意なり、明る一日をついたちと云は、日月會したるが一日の朝對に立出るなり、朔と云ふは北の事にて、北は一陽來復するとして、陰中に陽を包む坎の中連の象なり、一日の朝、日月對に出立る所、月の道は低く、日の道は高し、因て日月對に出るときは、月にて日を包隠して、一陽來復の陰中に陽を包たる意あり、因て朔と云なり、伊勢内外宮の鎮座は、日月對に立玉ふ所の御影なり、

内宮は天照太神宮、外宮は豐受太神宮にて、日月對に立玉ふ所の御影なることは、神代紀に其證文はあれども、例の和訓によつて意義を知らざるゆゑに、明白に是内宮外宮となれば見付得ぬなり、其上外宮の

理は聲もなく貌もなく、象なくして然も動かす明な、をとしてよく明かなるものなり、因天地萬物の主宰たるなり、

國常立尊は、氣天地の理神にて、氣は一度活潑し動くときは、竟に天地に瀰論して、萬々世々の息むと云ことなし、故に國人常住に起立すと云意にて、國常立尊と申すなり、理は無象の幽なれば立つと、姿はいはれず、氣は上に理あれば、主とは云れざるなり、理神と云へば一神二名の如くなれども、理中の理と、氣中の理と譯あることは、得と観心して見るべし、虚體の神明、時運の徳功を分けざれば、萬神すべて一神なり、一神の上にはさへ體用徳功に因て、荒魂、奇魂、幸魂有て、名義分ることなるに、天御中主尊にして、國常立尊と一神二名の水徳とは、一向に神の事を知らぬ詞なり、譬へば佐保姫、龍田姫と云ふが如き、一年一氣より云へば一神二名なり、春秋と別れば二神にして、神徳自ら別なり、其外年の神といへば一神、月の神と云は十二神、中節の神は二十四神、日の神と云へば三百六十五神なり、四時の化異なれば、徳自ら同からず、元日と二日と同化ならず、去年と今年と同じか

神官共、月神と云は内宮の次なることを嫌ひ、天の御中主尊にて、國常立尊と一神二名の水徳の神といひて、我意に任せて、奉仕する御社の神體を自由するなり、是皆神道皇道の差別なく、神體に暗く、神徳神號の譯がたぬ故に、耳を摘で鼻をかむと云やうな違を云、つまるところは、秘事口傳、神宮の傳來にて事を紛らすなり、神代紀に於ては秘事口傳も、一神二名も會てなきことなり、

天御中主尊は理天地の理神、國常立尊は氣天地の理神にして、理は幽中の幽なれば、神代紀の本段には戴玉はずして、一書え廻、高天原にあれますの神なし、氣の活潑するより、牙し巡ると云體なる象ある、幽中の顯よりして、國常立尊と云神號をあげ玉ふなり、神代紀は四天地を分て、常運の神と妙選の神とを分たる者なれば、其譯を知らざれば神號神徳共に分らず、一神や二神は増ても減ても苦からぬやうに成、

一神、二神、或は五代一神など云迷事となるなり、天御中主尊は理天地の理神にて、天地の事物一つも理に原づかざる者なし、因て理中の理は、天地の御中の主、人公、君主と云意にて、天御中主尊と申すなり、

らず、葵を羹にし、稷を喰者は大牟の滋味を論するに足らざれども、豐受と云文字にても合點すべし、内外宮の神垣を並て、天照すと云豐受と云、辨するに及ばぬ事なり、其上水徳と云ふこと月の神には叶ひたれども、天御中主尊にも國常立尊にも會てなきことなり、天御中主尊は理中の理神にて、無明の明徳なり、國常立尊は氣天地の理神にて、本然の陽徳なり、本然の陽と云ふは、未だ動靜なき一氣活潑の陽にして、元陽とも云なり、此一氣二氣の譯を知らざれば、神代紀の乾道獨化純男の句が會て通せずして、乾の卦爻に當て見るやうな、時運違あるなり、

一書に、國常立尊を大徳に配し、天鏡尊の水徳、天萬尊の土徳とは説たれども、國常立尊を水徳と云ふことは、親王聖作の書中には會てなきことなり、又天御中を水中主に轉じ、御食津の神と云號に取合せて、みづは、みけつの中畧など利口に云ひくろむれども、是又四天地の時運が分らぬ故云ふことなり、一元水と云ふは、質天地にて、水中と云ふことは、質以下ならでは云れぬ理天地の理神を、質天地へ入れて、水中主など云て通すると思ふは、一向責るに足らず、

御食津の神と云號は、月神の別號なり、日神若戸を出玉ふ時、鏡を入れれば戸に觸て小瑕つくと有て、朔日月進退の交際、日蝕することにて、月重なりて日に蝕せしむる故、蝕と食と通して御食津と云ふなり、みけつと云は御鐸にて、日の鐸玉ふなり、因て天御中主尊には一圓ゆかりなきことなり、神代紀を見て聖旨を得んと思は、先理氣質形の妙選の次第をよく會得すべし、然らざれば神號も神も前後の時運も分らぬなり、

天地の開闢する理、氣、質、形の次第、乾坤、陰陽、天地と云の差別をよく得心すれば、神代紀の聖旨明かにして、國の美惡、神孫純化の祥瑞、自然と合點ゆくなり、日月星の三光、天の象文たることは同じことなれども、化に純清濁の違有りて、君臣庶の品を分るなり、

日は純陽にして軽く、月は清陰にして重し、星は濁陰にして尤も重き者なれども、質天地の質位に當て象をかくれば、脆き上に脆きを重て、日月の如輪相をなすことならず、一天に散亂して有なり、因て軽くして天につれて巡るなり、今試に鉢などの如き器に、水を

湛へ入れてかき廻し、其中へ玉を浮みるに、輕き玉は早く重き玉は遅し、糖のやうなる細なる者は、尤も早く水につれて廻るなり、日月星の巡りも此道理にて、遅速同じからず、其旋りの早きと譬へるに物無し、

諺に速きことを云には矢の如しと云、是早き譬の第一なり、天の旋りの早きことは、矢に千倍ほどでも有んか、矢の早きことを例しみるに、京都三十三間堂の矢數、一晝夜十二時して射出す所の總矢數二萬矢なり、堂間二間にして六十六間なれば一町なり、一を以て二に合、二萬町なり、射出すこと早ければ、矢常に堂の間に三本づつあれども、折ふし休あれば、平均して一本とし、總數を倍し、四萬町とし、是を日本の道法に直し見れば、千百十一里四町なり、是即ち矢の一晝夜十二時の間少も滞なく直ゆきにゆく里數なり、因て地球の大きさを計みるに、古天文學に地球圓形九萬三千里と有て、日本の道法にてはさし互し一萬五千里なり、

月の大き地球に倍して、其間月を容る計とあれば、月の大きさは三萬里にして、地球よりは三萬里上に有なり、日の大き月に倍して其間日を容る計とあれば、日

の大きさは六萬里にして、地球より九萬里上に有なり、然るに其日月を僅四五寸の的をみるが如くに見なして、天の廣きことは其日月を物ともせず見渡れば、三百六十五度四分度の一と、度數はたてれども、天の圓形は中々言語文字にて悟す事は成るまじきなり、其際限もなき天の丸みを、晝夜百刻の間に一巡りして、元と所へ出る日輪なれば、其早きこと矢に千倍と云ふも愚なることなるべし、右の如く急なる天の旋りなるに因て、土水眞ん中に集凝て動かさるなり、故に天は丸く地は方なりと云ふは、動かぬ所の象意にて、地の形も丸きものなり、因て球と云ふなり、球は玉にて丸き意なり、

今其丸き地球に因て、和漢竺の附所を考みるに、萬國に秀で日東中華西竺と名に立ほごの實有て、人情風俗教法共に自然と、朝晝晩の化に應じて、君臣庶に叶ひ、理氣質に屬する象あり、日月星を三光とは稱すれども、其功用大に違ありて、天地の間は只一日氣の薰蒸のみにて、月星は光あれども氣なくして、只主時を立る計なり、

日月星晝夜に循環して陽氣地球を蒸立て萬物を生ず

る、其地厚薄あれば、天化にも亦朝晝晩の替ある也、日本は地球の上東西の正中よりすこし西に附着すれども、東に國なければ發生の初氣を受るなり、其日陽の蒸立ること、夜の八つより七つ、明け六つ、朝五つ四つと、一氣に蒸立るに、東の方は土の重なく薄くして、陽氣のよく地中に透、陰陽融和して少も不和のなき故、生民の氣質自然と柔和なり、去るに因て、教道びかされども、天性道に叶ひて何事も生れ具はり、後聖人の教を渡し見るに、日本人は習はずして教に叶ひ、生れ付たる奇特には、曾て弑奪の事なきなり、初の氣は何にても柔和なる者なり、人も二十までは随分柔和正直にして、我慢片意地はなし、有ても直りやすく、又なほらぬとて、強て害を成すほどの大事はなさず、草木にても芽だち若ばへは、何ほど重なり茂りても、曾て鬱陶しからず、只性のまゝに伸立ことを主として、木つき枝なりをかまはされども、自然とゆがみねじれも無く、逆さまなる枝もつかねば、裏表なる葉もできず、然れども餘り柔和すぎて、物にさへられて痛やすし、悪く物にふれるとゆがみ折れて、生れも付ぬえせ者と成なり、日本人の移り氣にして毒

に中りやすく、學問して心のゆがみ出る意味、得る観心すべし、日本は無爲自然の神習にて、往古より書記なければ學問なくしてすむ國也、何故學問なくしてすむぞとなれば、生質柔和にして、執奪する強暴なければ、是に準じて他の事までも教へ道びきて、くめ付るやうの事はいらぬなり、聖人の教其外學問させ、前輩の是非を知らずするは、勸善懲惡とて、善を見ては吾と吾心を勸めて善にうつし、惡を見ては吾と吾心を懲し戒めて、惡をせぬやうにする學問にて、專生質の惡き者に學ばせて、勸善懲惡するなれば、生質の宜きものにはいらぬなり、學問にはまり文華を羨む人は、生質の宜き者が學問せば、いよく勸善懲惡して宜き人となるやうに云ふべけれど、夫は稀々千に一人か二人かにて、多は學問で勸善懲惡の爲にはならず、却て唐の國毒に中りて、必ず惡くなるなり、作物其外庭前の植物にても、肥し培の入る物といらぬ物とあり、然るに肥し培かひのいらぬ者に、肥し培ふならば、いよく茂り榮ふべしと云ふは、手前の推量にて、肥しつちかはすして宜き所の理を知らざるなり、因て一例にこやしつちかへば毒に成て、枝葉

色々の難僻でき、或は他み、形はできても花實少きなど、害に成て肥しには成ぬなり、此意義を得と考へて、日本の學問せまじき國にて學問すれば、却て心の惡くなること合點すべし、小兒にても、其年相應に遊の所作は自然と備あれば、教へ習はす事も、年相應、身相應の事あるに似合ぬ藝能を仕こむと、當分は利口發明稀者のやうに思はるゝなれども、家業ならぬ事なれば、後には家業の妨となり、竟に身を持くつず者なり、よく合點して見るべし、天地の間は皆自然の神化にて、神化即ち神道なり、其神と云者はいかなる者ぞと云へば、聖にして知べからざるを神と云と有て、神は聖より上にして、自然を主とする者なり、其神の主と云こと有べきや、日本に教が有べきことなれば、神代より教が立て、唐より渡しこすを待つ理はなきなり、日本に教なきは、學問なしに相應に道に叶ふ土地柄なるに、國の自然にそむきて、學問沙汰をする故に、子供に似合ぬ藝を仕こみ、若生の枝をゆがめ屈たるが如く、なみくならず佞人と成て、竟には其藝の影にて、人交はりもならぬ者となるなり、かく云へば

學問をきらひ、理不盡なる惡口がましけれども、世間に多數あることにて、其起りは文華の唐の飾り計りを羨で實學ならぬ故なれば、よく辨へて實學にすべし、

唐は地球の真ん中に附て、日輪の陽氣を受けること、朝の四つ、九つ、八つと照、又夜の四つ、九つ、八つと二度に照らすうへに、真ん中は土の重厚ければ、上より照すときは、陰氣沈て和せず、下より照すときは、陰氣浮て和せずして、只表へばかり和するなり、因て人情底意に陰惡の殺氣ありて、湯王武王の如き聖人分、上の人にも、執奪するの惡性が有なり、然ども晝の四つ、九つ、八つと天化の文明なる盛を受けるに因て、上へは自然と文華にして、利口發明にみゆるなれども、學問は元と其惡性の矯なをす掟なれば、學問にてできたる文華は皆付焼刃にて、時とすれば元て、底意に生れ付たる土地の陰氣に推さるゝなり、湯王武王の聖人さへ、陰氣にをされて執奪の道を開たれば、其餘の人々文華文才は決して當にならぬことなり、然るに伯夷叔齊の外は、惟我三人も執奪と思はず、却て一夫の獨夫のと云つけするは、皆底に陰惡の殺氣を

生れ付てある故、執奪と得思はぬなり、殊に兎や角と云ひ縋めるほどの文華ある故、實に一夫獨夫と思つめて、執奪するとは思はぬなり、凡て學者の非義非道をするは、怒に云ひくろめる程の文才がある故、其文才にくろめられて、自ら其非を知り得ぬなり、人にて云へば、二十より四十に至血氣の中年なれば、勤め盛りにて教へた上にも教、習ふた上にも習はざれば、大なる害をなすなり、草木にても、夏は枝をすかし、葉をつみて手入せざれば、鬱陶しくして景にならぬ上に、影をさして害をなし、或は風に吹きたをされて、生を保たぬのみならず、外の者まで損なふなり、唐人も其通にて、枝をすかし葉をつむが如き教を以て、矯なをしく、め付ざれば、滅多に伸ほるへて生を遂す害をなす故に、天の神國、初より聖人を降して教を立させるなり、教のあるもなきも皆天神の命にして、中聖人のでかし事には非ず、

天竺は地球の西に附着して、日輪の陽氣を受けること、晩の八つ七つ、暮六つ、夜の五つ、四つと一氣に蒸立ること、土の重ねの薄きことも、日本と同じことなれども、日本は陰より陽へ出る發生の氣、天竺は陽よ

り陰へ入る收斂の氣なれば、似たることは似たれども、生と死との違なり、寒より暑に出春氣は發生して温なり、暑より寒に入秋氣は收斂して涼と云が如く、出ると入ると氣習同からず、人にては晩年四十より六十に至るなれば、人情自然と吝嗇にして心峻し、何ゆゑなれば、一日の終化にして未短ければ、もはや生涯も僅なりと思ひて、我意につのりて、人に従はず、耻も人目もかまはず、老人の氣持なり、故並定まり道理事にては悟されぬ故、方便と云のさだてを以て、來世と云ふ住所を建立し、此世は僅なれば、いかなりても高の知たることなれども、永來世が大事と、終氣の情の穴へ持こみ、扱其往生する來世は、いかゞと云へば、寂光淨土と云て、七寶を莊嚴とし、庭には金銀を以て砂とすると、彼吝嗇なる人情を引こむ方便なれば、旨ひ事の限りを云ひ立、勸善懲惡の定りの事にては悟されぬ故、因果應報を云ひ立、有と云ひ無と云て、初心の者の思慮分別の及ばぬやうに説きなし、布施供養を淨土へ往生する善根とし、慾を放れさせる趣向、天竺終氣の國にて、尤もなる方便なり、殊に女の淫亂なる國なれば、出家して色慾を放れ

て見せ、女に異見がましき教化は云はずして、別に阿彌陀に女人往生願を立て、先を越して女の氣を取、五障三從とて、女の愚痴なる歎のつばへ持込、色品をかへて説出すに、君に忠とも、親に孝とも云はずして、色と慾との二つで戒しめをさすは、其國氣人情のほごよく推察すべし、元より大熱國にて、裸身に薄衣を着ながら、帯なしに、ひばにて結び、合自墮落に胸乳を顯はし、腹臍までを突出し、人に出會は、右の肩を袒て禮とするなど、日本にては馬子船頭もせぬ行作、悉皆雲介非人の出會なり、半生が日本の夏より暑き故に、夏は一向たへがたく、五町十町が間に池をほりて、功德池と名付、水を浴ながら往來する由なり、かゝる偏氣の國の人を引こむ方便説なれば、寂光淨土は九品蓮臺と云水邊にて、地獄と云ふは火責湯責にて、熱一色なり、因て天竺人の思ひつくは尤なれども、日本春温、夏暑、秋涼、冬寒、調ひたる國にて、水へん蓮の臺が羨しきはいかなる物嗜ぞや、殊に坊主の廻向する三蓮託生と云法名を並べ書て、一蓮託生など記せば、夫婦膝を並て佛に成るやうに思ふは、大なる了簡ちがひなり、肝心佛弟子となる者が出家し

て、妻子眷屬家やしきをはなし無宿に成て、一生貫ひ喰費着して果る者なれば、中々一蓮託生は思もよらず、よき仕合にて寂光淨土の七寶莊嚴の所にて、貫ひ喰して、兩替やの店さきに非人乞食の立たるが如くならんと、笑止なることなり、

七寶は、金銀、琉璃、珊瑚、瑪瑙、琥珀、眞珠等の寶にて、萬國共に寶とする者なり、寂光淨土は西方十萬億土にて、道法遠き上、片便なれば善惡を問ふことならねど、萬國に重寶する七寶を以て寶として鑲たれば、左まで頼もしく思ふことも、羨しく思ふことも無となり、殊に寶は少くてこそ寶となれ、我も人も澤山なれば、土や石と同じ事で寶に非ず、よし寂光淨土を七寶にて莊嚴してあればとて、淨土の地主のものにて、往生した者は寄合借の店、でい主同前の事にて、強て願ひ往生すべき所とも思はれず、凡人は色色變易するゆゑ、憂もあり喜もあるに、寂光淨土へ往生、七寶莊嚴の中にて蓮の臺を放れず、來る日もくもる日も珠數つまぐり、南無阿彌陀佛を唱へたらば、何ほご面白く嬉きことであるや、少し思合せて見るべし、坊主共の云ほご有がたく功德ある念佛ならば、せ

めて日々の勤は自身すべきことなり、人には念佛をすゝめ、我は大切なる念佛を、小僧或は道心者に勤させて安閑とくらすにて、念佛の功德をよく合點すべし、
天竺終氣の國にて教ふる故に、此世は僅なれども永ひ來世の爲と云ひて、此世のことを勤めさすは、譬ば晩になりて事の勤さするに、今日は晩れたれば、高々勤て知れたることなれども、今日此事を成しをかざれば、翌の用にた、すと云が如く、翌を云ひ立にして、今日の事を勤めさせる、是を方便の手段と云ふなり、實に翌の事があれば、方便にてなく、實説と云ふ者なり、是即ち天竺は終氣の國なれば、此方便を以教へたる者なり、然るに日本の朝陽發生の初の氣に屬する國に生れて、この世は僅と思ひ佛を頼むは、一向論するに足らぬことにて、釋迦もかく餘所外の國まで引入んとは思ひかけぬことなり、
方便と云ふは、其方に便宜なる意にて、其方土の氣僻に因て、無きことを有やうに云ひなし、其愚なる意に有と思ひこみ、其爲とて、今日も勤るやうに教道びく是を方便と云ふなり、實に西方十萬億土に淨土があ

れば、實説にて方便と云はず、實に淨土へ往生する支度、念佛三昧に成ては、方便にはまるなり、凡て今の坊主共は、方便を己が暮し方の方便にして、信者の爲になるやうには教ず、只寺へ上げ拂へ供すること計りをすゝめて、竟には邪見片意地者にするなり、其證據は實に念佛三昧に暮しても、只佛に計動て、布施供養のあげ物なければ、信者とも佛者とも云はず、佛壇に釋迦阿彌陀を括り釣、いかなる非義非道を働らきても、寺へ物をやり坊主にせさせさへすれば、信者法義者と云立て、近里隣郷までも風聽するなり、釋迦の本旨は、勸善懲惡の方便なれども、元とが正教ならぬ故佛を信する者は、是も方便それも方便と云ひて、自然と不實になるなり、然れども元と終氣の老人を引こむ教へなれば、初の氣の日本人は別にして、よく迷ひ陥るなり、諺にも、賢い兒共は經さるゝ者なれども、愚な老人が經されずとて、終氣は凝固まりて道びくものなるに、其終氣を引こむ方便説なれば、初の氣へはよく移りて、佛を信するなり、

佛と神とは死生の違なれば、似たることは似ても、發生と收歛にて、其旨甚異なるに、昔より寶祚長久の御

祈とて、寺塔を建立し、武運長久とて僧侶に命玉ふは寂滅爲樂を何と了簡し玉ふことぞや、かゝる思入れの門違よりして、朝夕佛を念じ、助け玉へと願ひながら、其念が届て不圖妻子にても助らるゝと、塗方にくれて歎き悲みながら、其法の寂滅するを樂とする本旨を知らず、彌迷こみ、百萬遍、或は讀經日課など、でかけるは、皆愛に溺るゝ者の定まりの紛し事にて、實より出たることには非れども、坊主共が弱みへ付こみ、結構なの殊勝なのとはやし立るにより、竟に外間に拘はり、止られぬ事なり、勤め看經怠らず、信心者となり、然れども實よりぬ佛なぶりなれば、不圖病つくと、針立よ、藥よと周章騒ぎ、多賀明神へ命乞の立願し、伊勢へ代參立て、叶はぬ時の神たゝきとて、一入未練に死を哀み、日頃念じた念佛も、思々しく、餘所の鉦鼓鳥鳴までが氣にかゝるは、後生願の定まり事にて、日ごろ念じたる名聞の根を顯はすなり、是皆寂滅爲樂と云ふは、何の意やら胡椒を丸香にして、信心する故なり、

日本は朝陽發生の初氣にて、朝日の登出玉ふ化なれば、伸暢とて、物事のびひろがり、榮へ茂るが自然の

國氣なるに、佛を頼念するは、譬ば木をうへて、春の芽立より朝夕に紅葉せよ、落葉になれよと念するが如し、春の間になきことを願念することなれば、皆骨をりのむたごととなり、一方一念が届きたらば、紅葉し落て木の天性は盡さぬなり、日本人の佛を頼念するも是に同じく、一生むた骨を折ながら、國の本意に背くなり、若又念が届たらば、折角神代より相續したる血脉の跡形もなく、寂滅して樂しき事なるべし、朝夕に寂滅爲樂の法を念しながら、富貴繁昌に榮るは運宜生なれば、害をなさぬかなれども、其如く盛運なる人が、佛にむた骨をらすと、運に乗じて神の恵の伸暢する有難き所をよく得心して怠らず拜禮するならば、運と願と心と三つ拍子揃て、其果長く子孫に及で繁昌すべきに、運と心は繁昌する伸暢を望みなから、願ふ口上と聞人が、寂滅爲樂の潰し事なれば、竟に運衰へて長者二代なしの諺に叶ひて、竟に孫は乞食するの事となるなり、上代は長者と云はるゝ者數多有りしと見へて、長者號の古るやしき所々にあるに、今の世終へてなきは、長者になるべき家運も少し、手廻しがよくなること一心不亂に佛を頼み願故、竟

に家運の先きをそれ、下り坂となるは、頼まれる佛が寂滅するを樂みとして、長く續き傳はる事が嫌なるに、願人も何知らず云ふ口上が、寂滅爲樂の中の文句なれば、竟に衰へ果るなり、

尤も人は今日より明日、今年よりは來年と、後を願志すことが悪き事には非れども、今日の事をすてをきかけて、春の種まき、夏の草きりをせずして、春夏の頃より只一向に鎌をとき繩を縛、棒を削りて秋の刈いれ支度をするが如し、折角秋になりても、春の種まき、夏の耘と云常用の勤がなき故に、刈べき稻がなきなり、よく思ひ見るべき、今日常用の勤むべき事を勤めて、其餘力を以て、明日の事を志こそ志と云者なれ、今日の事をすて置て、明日の事をしては、今日の事はいつの時にするや、物ごと皆常用をつとめるが即ち後々へかゝる事にて、常用を閑て、後の事を勤ては、常用の事が負目と成て、極樂へ往てもまた古借鏡につかはるゝなり、死ぬれば只一枚の改名となることとて、存命の中三盃の盛きり飯に、抹香を薫し置ては、目前暮されぬ事なり、身は今日に養はれ居ながら

今日を捨て、後生を願ひたばれとて、後生になるべき者か、よく工夫すべきことなり、君に奉公し仕る者が、常用の奉公を勤めず、末にて隠居する支度ばかりをせば、思ふまゝに隠居がなるべきや、只常用の奉公まへをよく勤まへすれば、其勤功をつみくめて、世話苦勞の心がけなしに、樂々と隠居がなるなり、因て武士などに後生の氣のある者は、まさかの時の役に立まじきなり、後生を願ふは、我欲の勝手にさし當りたる恩徳を忘れて、義理も法も思はぬなり、すぎ去る恩を思はぬ者は、忠孝の志はなし、

現在日本に生れ長なりて、頭の頂より足の爪さきまで日本の物にして、衣食に身を育ながら、日本の事をさしをいて、唐天竺の事を何ほど知り覺へ、よく勤めたりとて、人の人たる本意ならんや、忽ち我心に引くらべ見るべし、我扶持しをく家頼は勿論の事、我にかゝり居る人にも、餘所の事を大切に心がけ、其家の事をすてをくのみならず、兎や角と家風例式を誹口云は、其儘に扶持し、又はかくまひ置べきか、我心にも其者共を、道に叶ひたる者、心得ある者と思ふべきや、其令する所、好所に反するとは、かゝる事

を云ふなり、我は日本に生れ長なりながら、唐天竺の事を貴び信するのみならず、却て日本の事をどやかくと云ひて誹、我召使者には我事を致させ、我を大切にさせんとは、我する所と、心に願欲する所と、うらはらと云者なり、因て人を召使ふ者は、尤も心得すべきことなり、とかく何事も得と身に引當、心に思くらべて、我ものにして見れば、只目さき口さきの學問と成、當時の學者の如、身持が放埒に成て、詩文章作りと成り、論語讀みの論語知らずと云はる、なり、

神道の中に養なはれて、神を知らぬから身を知ず、身を知らぬから忠孝も知らぬなり、神は萬國一般の神にて、天地の間の萬物は、皆神孫神系なれども、質天地にして日月星の三神象を懸玉ひしより、其化に純清濁の替有て、君臣庶の三品と成て、和漢竺に應する其中にて、日神の純化ならでは、純一に傳はらざる故、神孫神系と云はぬまでなり、我々にても神の末葉にして、其遠つ祖は神代何某の命なれども、清濁より化する臣下庶人は、其傳はりが曖々と知れざるなり、然ども今日に現在する人、一人も神代にもとづかさ

る血脉はなし、上の君が神にて坐す間は、臣下庶人も皆神なり、天子御一人の神代には非ず、只神孫神系と云ふと云はぬとの事はかりなり、故に神を祭るは、我が血脉の由て出くる源を祭るにて、中々佛を拜むやうに、色々注文して頼む者には非ず、然れども其元とを忘れずして、誠を盡すときは、自然と息災延命にして、富貴繁昌するなり、故に人は神を知るが第一の急務なり、我が因て出くる所の神を知らずして、物を格し知を致し、明德を明かにすると云ても、其知を致すの智は、何故によく應するやら、明德は何にて明かなるやら、知得ぬなり、

學須知に詳なり、論語に、亂神を語らずと云ふた弟子は、中々神の事を聞べき器量なき故に、聞たることなきなり、孔子の弟子三千と云へば、數多あるやうなれども、其中にて大槩なる者は七十二人なり、朱子の序に、身六藝に通する者七十二人とあり、然ども此七十二人と云ふも、荒つもりにや、論語の中には、十哲曾子の外あまり見及ばず、其中にて柴は愚なり、參は魯なり、師は辟なり、由は陞なり、賜は命を受ずして貨殖すとあれば、人並ならぬ高利の金貸と見へたり、然れども儘ときは屢中とあれば、折には孔子の心に叶たる事もあるなり、幸我は世寐して以の外に呵らるゝ、兎や角と吟味すると、顔淵、閔子騫の二人にて、回はそれ庶かんかどあるからは、孔子の神を語聞されぬは尤なり、譬は隠居親父が孫兒をあつめて、又してもく、祖父は山へ柴かり、祖母は川へ洗濯と咄すが如、隠居親父が、經書軍書を知らざるには非れども、孫兒が幼稚にて、未だ何の差別もなき故、あどさき無しのたらし事と知らず、只一口に隠居親父は、經書軍書は語らずと云ふが如、三千弟子も、孔子の爲には差別なしの孫兒

なれば、むつかしき神の事は語られぬなり、隠居親父さへ孫兒の器量に因て咄すに、孔子とも云る、聖人が、聞べき器量もなき弟子共に、むざと神を語るべきや、故に孔子の神を語られぬは、神を語るべからずの證據にはならず、三千の弟子に、神の事の間べき器量なき證據なり、併ながら唐は月神清化の臣下の國にして、上に神系神孫と云べき生貴の人なければ、土地柄にて見識の届かぬことも許さるゝなれども、日本の神孫天子の古今一系に連綿して統御し玉ふ國に生れ長なりて、恠力亂神の片語に庇されて、易傳中庸などに毎々説てある神の事の見へぬと云ふは、開目盲とも云ふべし、

神の事は、先づ我身に引當て、生きて居るは何にて生きて居るぞ、白い黒を見分るの智は、何にて應ずるぞと工夫すべし、人は氣血を父母にうけて形を成し、神を天地神にうけて、心の臓に容て魂と成、白い黒いを見分るは、皆神の職、起居動靜の働らきは氣血の業なり、故に神魂をたまいいと訓じ、又神の字ばかりにて、魂の字斗にても、たまいいと訓するなり、因て天地を活しをくが天地の魂にて、天地の神なり、人を活

しをくが人の魂にて、人の神なり、鳥獸虫魚を活しをくが、鳥獸虫魚の魂にて、鳥獸虫魚の神なり、草木砂石を活しをくが、草木砂石の魂にて、草木砂石の神なり、凡て天地の間に出生する者は皆活物にて、其活は皆天神より分賦するごとて、分け賦る者なり、土石に至るまで活物にして、火にて燒殺すときは忽ち死て土石の用をなさず、然れども人と鳥獸虫魚は有情なり、草木砂石は非情なり、有情は神と氣と別れども、非情は神氣の分れなし、

人は氣血を父母にうけて、その元、命門にあり、是を兩賢と云、父母交合の一點の精氣にして、生命の元となる故に、命門と云ふなり、其一點の精氣和合する時、精は氣を以て活し、氣は精に因て散氣相因て活す、故に血海に養はれて、段々日夜に増長して形でき、五臟六腑具るにつきて、天地に瀰淪する所の神氣、母の肌肉を通りしみて、心の臓に納まり、出生の後、直に在る、是を神魂のたましいと云、此天神分賦の魂の下に因て、父母より受たる氣血働をなすなり、然るに神と持合て神の感するに隨て、氣の應する間は、甚かり難し、少にても勝劣あるときは神と氣と明白に

神道通國辨義卷下

分なり、小兒の智慧さとして虚弱なる者、父母の氣血かひなくして、天の神氣満足なるなり、又生れば丈夫なれども愚しきは父母の氣血満足にして、天の神氣かひなきなり、又老年に至、手足丈夫にして、父母共に相應なれども、うつとりとし覺なく、又老毛すれば父母より受たる氣血は無事にて、天より受たる神氣の衰へるなり、又半身中風するは、父母より受たる氣血衰て、天より受たる神氣には握らんと思へども、氣血應せざるなり、凡て丈夫不丈夫は父母の氣血により、智慧の賢さと愚なると、天の神氣によるなり、是等の事は醫學なくては會得し難ことなり、神と氣との事は程子朱子ともに分らざれば、儒學にては分らぬ事なり、因て神は身の魂の元と、父母は氣血の元とにして、共に身の親なり、然るに其神を知らずして、明德を明らかにする、仁義を行ふなど云ふは、片腹痛き經學なり、

天地の間の萬物、すべて神化に出る中にて、人は靈長とて靈異なる長頭なれば、日月星三神の純清濁の化に應じて、君臣庶の三品と別る、其初質よりして分ると云道理は、理氣質形と次第する中で、理は無象の幽にして動なく、氣は牙し巡ると云象あれども形なければ、夫是と眼前に別る、者なし、質は氣の凝結ぶ者にて、初て目に遮ざる者あるなり、喻ば寒と云の間は、微なると甚しとあれども、その分れめ見るることならず、其寒氣、ものに就て凝り結のときは、霜と成、雪となり、雹、寒凍、氷筋と成、その氣の微なると甚しと、分ちみるなり、去に因て神代紀にも、理天地、氣天地の間は、當運妙遷の神ばかりにて、君臣高下の別ちなければ、命のみことの神一神もなし、質天地にして、日月星の象を懸玉ふに因て、君臣庶の化定まりて、理氣質に應ずるなり、因て一神二神など云紛らはしきことはなれども、四天地と、經緯の取捌を知らずして見る故に、混雜して分らぬなり、質は形の初頭

にして、目にみるの初にて、彼は是とならず、是は夫
とならずして、物我の別れできる故、本段に國常立尊
より説玉へども、質の理神、日神を以て皇系の祖と
し、皇太神と崇め、始祖とし玉ふなり、理氣と質形と
對侍の幽顯を知らざる者、理氣幽隱の結文、神世七代
と云に、地神五代の名目を作り足して、皇太神を地神
と云ふなり、象を天に懸玉ふ日神を地神とせば、何な
る神を天神とするや、

日は晝夜百刻にして、東出して古今位をかへず、海は
萬國一水にして古今増減なく、神系天子は萬國に君
として、古今一系に連綿し玉ふ、皆純一にして他を交
へざるの明象なり、月は明暗相半ばして、十三度十九
分度の七を退き、明を以て日に奉ずる、左輔右弼の臣
下の象なり、唐は月の清化に應じ、氣の兩立するに屬
して、明に時を得たる者上に立て、暗き者下り従ふ臣
下の國なるに、上代よりして天子と潜號する故に、天
言はず屢變革して、天子尊位に非ることを示せども、
昔より聖賢と雖も曾て其意を知る者なく、天子の名
義を吟味する者一人もなし、因て段々變革し盡して、
昔は北狄とて、禽獸同前に云たる體に命じ替たれど

も、心付ずして天子至尊と思ひ、四百餘州の諸侯大夫
ども朝覲し、是が祿爵を受て榮とするは、淺ましき事
に非ずや、唐の下國にして教なければ成らぬと云事、
是等にてよく合點すべし、古より段々聖人が教をさ
たれども、孔子以後に人らしき人出されば、北狄の體
軀を天子として朝覲しても、耻かしくも口借とも思
はぬは、よくく差別を知らぬ國なり、教てさへ其
人に遠ざかれれば、善惡の心なく、類をし拭て朝覲す
るなれば、最初より教なくば二た目とも見られまじ
きなり、此意を推て、日本人の昔より教なくとも、君
臣の義を欠ざる、生得の道の有難ことを知るべし、假
令日本に神系の證據正しき天子坐さずとも、唐の天
子の、天の子と云れぬ事は、眼前知れたる事なる上に、
恥と天子なき證文あり、

禮記の郊饋性に、天下生れながらにして貴者なし、天
子の元子も士なりと云ふ、天子實の天子たらば、元子
は天孫なり、然るに天孫と云はずして士と云ふは、生
れながらにして貴からぬ故なり、生れながらに貴か
らずして天子と呼名するは、天子と云名をいかなる
意義と思ふや、人の子は人にて、馬の子は馬なり、子

の子は孫也、然るに天子の元子とて、總領に生れなが
ら天孫と云れぬは、其子の咎には非ず、其親、天の子
に非ずして、天子と虚名する故、其天の字、子に通せ
ず、其後諸人にゆるされて天子となるなり、天孫と云
れぬ者が、後に又天子となるも可笑しき國風なり、日
本の如生れながらに貴くして、賢愚善惡に因て人の
自由することならず、眞の天子が坐されば左まで際
だつ分りは見へされども、神系自然の祥瑞坐、眞の天
子にたくらべみる時は、きはだつこと盤火の光、腐木
の株の光るが如、日神の光に遇ては、見る影もなきな
り、針を棒に説なす漢唐の儒者共、竟に天子の名義を
説破せざるは、かゝる耻かしき譯ある故なるべし、其
流をくむ儒學者流ども、幸日本生貴の神孫の御國に
生れながら、國恩をも思はず、口僻の如に國を賤しめ、
唐を貴譽そやし、神孫の一系列に連綿し玉ふ自然の祥
瑞に至ては口を閉ながら、畏服する心はなく、滅
多學問の廣き中より、吳の秦伯が三たび讓て後、東に
去と云ふに、伊勢神宮に三讓と云類のある由を取合
せて、日本の天子は吳の秦伯の末にして、伊勢太神宮
は吳の秦伯を祭りたる者と云山なり、是等の説は銘

を便りに正宗なりと秘藏するに劣りて、兎や角と相
手ざるも筆を汚すなれども、其やうな愚なる者の僻
として、目利良して云たがる者なれば、荒増辨するこ
と左の如し、
辱くも神武帝、大和に都を遷し玉ひしよりも、二千年
餘の連綿、唐にては周、秦、漢、三國、晋、唐、宋、元、明、
清と變革すること、奉公人の出替、臨番持の役所同前
に、とりかへ引替て弒奪して位につく、其中に歴々聖
賢の名を得たる者あれども、行る知らず衰へ果るは、
生貴ならぬ者を、天子至尊と潜號する故、竟に冥加に
つきる果は、初め弒奪したる天罰にて、又弒奪せらる
るなり、其間に、神系の一日片時も汚なく連綿し玉ふ
と思ひくらべて見るときは、實に土砂の中なる金玉
なれども、學問に目しい心眩みて見へぬなるべし、か
かる奇瑞ある神孫が、何の由緒問違にて統御し玉ふ
日本に降臨ならすして、先づ唐え生、賤諸侯大夫に列
座し、三たび讓りて後、東に去て日本に來べきや、天
の物を生ずる事は、左ほど間違ある者に非ず、文王を
譽んとて鳳凰の岐山に鳴たる山を云、孔子も西の狩
に麒麟の足を折かせて、聖人の美相を擧たるに非や、

文王は累代の主君の滅亡するを見ながら、其二つを保て諫めず、孔子も十七ヶ國を遍參して、時に遇ざる人なれども、鳳凰麒麟が出て瑞を告ると云、天の助を聞ながら、奇特祥瑞坐、神系の唐へ降誕なるべき道理のあるなしを得辨へずとは、鹿追獵師の山を見ぬと云類なるべし、日本の義理がたき意にて見れば、鳳凰麒麟までも唐へ出るは、弑氣ありや、文王孔子の爲に出たるは、不調法なるべし、

日本にては、鬼殿主が繪は、深草山より繪の具の出たるを妙とする如、數ならぬ藝にさへ天の助は有なり、其外山遠して薪にとほしき所には、燃る土あり、雪深して種なき國には、水より油を絞り、人は雨乳にして雙子を産し、犬猫は六つ乳、八つ乳、水鳥は水かきあり、澤に啄む鳥は嘴と脚長く、角ある獸は片齒なく、羽あるものは手なき類、皆是天の自然にして、宜きを得ること、鳥獸より虫に至まで相應に天の助有て、間違はなきなり、然るに日本に天降り坐て、古今に渡玉ふ神系の眞天子が、唐へ生れて吳の秦伯となるは、冥加しらすの腐儒者共、何を學問し、いかなる義理を擲なれて、寐言の如きことを云ふや、凡て小學問して儒

學を藝に、知行俸祿にありつきたがる者共、書物をみたる能には、人の問に相應の引き句譬を云て問を合すのみにて、行狀はさんく、繩にも葛にもかゝらず、國を治天下を治ることは思ひもよらず、僅五人か七人、己が家内をさへ得治めずして、女房にさへ見侮られ、身もち放埒にして、心が淫亂なる故に、示し言がきかずして、女夫喧嘩やら恨嫉妬に云ひことたへず、一家一門とは、中をたがひ、面をふり合す、近所隣には忌嫌はれ、借りたる者は反さず、買たる者は代物をやらざる故、右から左へ、猿が餅かふやうにせざれば、町内限りて掛賣にせず、學問良する者は、得て店賃を滞らする上に、兎や角詞質を取てかゝりがましく理屈ばる故、貸店札を見、店をかりにかゝるに、慥なる知音近付の請合がなければ、十軒が九軒までは先約と町内云こみに指合て、相談のならぬ事、都鄙共に近來學者の定事なり、左程皆が皆生質の悪き者計が揃て學問するに非ず、學問は勸善懲惡とて、善を勸惡を懲す道なるに、慥我に一人も素朴なる者なきは、敵の詞の中に、唐の土地柄の陰惡の殺氣がある故、善を勸の惡を懲すの能より、其陰殺の毒氣に染るなり、

よく思出し聞合せてみるべし、主人持は知らず、昔より學者の跡式三代と満足に積きたるはなし、是皆學問を名聞の化し道具、利欲の飾り物にして、心の爲身行ひの爲にせぬのみならず、生れ長なりたる所の、國食、國衣の恩も知らず、己が愚蒙にして、日本書紀神代の卷の意義を知ぬ事は、思はずして、書物に庇されて、勿體なくも萬國一君の明證ある神系を疑、假りにも狹し奉、冥加に盡て竟には有るか無きかにも、其日を送り兼るなり、

吳の秦伯が東に去ると云、東が日本に定まりたる證據あるや、若必定日本に來住果たるならば、其子孫は今の穢多なるべし、日本は朝陽發生の初に氣に屬して、伸暢を主とする神國なる故に、生を表として死を忌嫌へば、清淨を好みて惡穢を遠ざけ、獸を刳事をせず、元より肉食せざれば、祭祀に奉犠牲のいけにへも、牛馬を畫きて奉るなり、其餘風今に傳はりて、神前へ繪馬を奉は、いけにへの故實なれば、牛馬猪鹿の外を畫くものに非ず、かゝる清淨國なる故に、牛馬猪犬などの家畜の死たるを、兎や角と取捌き兼たる所へ、彼秦伯東に去、日本に漂着し、當分食事の儲いと

なみの業もなければ、捨たる所の牛馬を貫、皮をはぎて用物となし、肉を食したる故、穢多とは云ながら調法なる故に、幸住置たるなるべし、云ひ傳へにも、穢多は唐の者なる由なり、尤も秦伯は諸侯にも列なりたれば、自ら切刳手段も有まじけれども、只一人渡來にも有まじきなれば、付従ふ者が巧者に切刳したるなるべし、唐には専ら肉食し、牛などは大牢の滋味とて別て賞翫して、中々下もさまの者の喰ふ事のならぬ由なれば、秦伯も從者も結構なる國へ來、寶の山え入たる心地して住果たる成べし、

伊勢神宮に有と云三讓の額は、何の頃、誰が書て、何の殿に掲たる事か知らね共、日本は日神純化の系統にて、日神嘗て皇孫天津火々火瓊々杵尊に三種の神器を賜りしより、御代々此三種を以御讓位、御即位の御規式あれば、三讓とは鏡玉劔三つの讓にて、神系の眞物なれば、伊勢神宮の宮殿に掲る事尤有べき事なり、愁に秦伯が事が心に横たはりある故に、三讓の文字が鏡玉劔の三つの讓と平聲によめずして、三たび天下を讓と中畧して、三の字を去聲によみなすなり、道は近きに有て遠きに求め、事は易きに有て、難

きに求むとは、かゝることを云なるべし、
 秦伯生故郷でさへ、二度三度辭讓して面倒に思、竟に
 迹去て跡を隠す者が、日本に來りて、よし日本人が頼
 たればとて、位につき天子となるべきや、左やうな理
 非の辨へもなき、ふつゝかなる見識にては、秦伯が三
 たび讓たる意味も、孔子の至徳と賞美せられたる義
 理も、得知まじきなり、君子は義にさとり、小人は利
 にさるとして、賤しき了簡をつける者は、己が心の賤
 しき故なり、

凡て學者の僻にて、己が學問の賣ぬに付ては、世を
 憤はり、世話嫌にて仕官もせぬやうに云、市中の隠者
 など、自ら口には云へども、心は鶴の目鷹の目と聞
 立て、若大名方より儒者を尋る噂を聞く、手足を廻
 し、傳手を求、己が學問の分に過て、知行格式を望め
 ども、十目の見る所十の手の指處、別に秀たる評判
 もなければ相談ならぬ果々は、初の望と表裡して、竟
 に五人扶持にて仕るなり、かゝる賤しき見識にて推
 量しては、四百餘州を辭退して、跡を隠秦伯が心は、
 中々計り識らるゝ事に非ず、
 古より學者共、唐に聖人の有を以て、土地人情の宜所

の如思ふは、大なる僻事なり、唐の土地人情共に宜か
 らぬ事は、上に段々説たるが如、又聖人と云ふ者の合
 點ならぬことは、神學入式を、聖徳有無の不審の條に
 説たるが如なれども、猶又土地人情の惡き故、聖人の
 生るゝ證據を辨ず、唐に國初より彼是聖人の生るゝ
 は、土地が惡く人情が邪なるゆゑ、聖人が出て教ねば
 ならぬと云入用がある故生るゝなり、萬物一つも理
 に初まらぬ者なければ、一つも無用なる者はなし、唐
 に聖人が生れて聖徳の顯はるゝは、土地が惡ければ
 人情も宜からぬ故、天の神、聖人を降して教を立さす
 るに、果して人情の邪なるは、湯王、武王の如、弑奪の
 事ある也、教導をさへ弑奪すれば、教なきときは一向
 人とは云れぬなり、去るに因て聖人が教導びくの調
 法と成て、聖人たる徳がはきと別るゝなり、因て學問
 して利口に義理を説わけさへすれば、身の行ひはさ
 までの事なくとも、外々の者の爲に少にてもなれば、
 夫れほどの功となるなり、忽ち日本は人々道を生れ
 付て、弑奪することなければ、教なくとも道に叶てあ
 る故、聖人が出て何も用なくして、聖人の聖人たる
 徳が顯はれぬなり、聖人に限ず、凡て一物すぐれたる

者が出るは、佛氣の下國なり、土地が宜ければ、天化
 が平等に物に及で、別に一物すぐれたる者は出ず、土
 地が惡き故、天化に應ずる者と應せぬ者と有て、よく
 應ずる者が一物すぐれると、應せぬ者は別して劣て
 役にたゝぬ者となるなり、因て偏氣の下國よりは、時
 として稀物出で、其外は一向役にたゝず、並々なる者
 もなきなり、唐にても、舜は諸馮と云東夷に生、文王
 は岐周と云西夷に生れたり、若土地が宜て聖人生る
 ならば、東夷、西夷は、本唐、中華よりも土地が宜から
 んや、其外、伽羅、沉香、人參、肉桂のるいも、蕃國邊鄙
 の下國より出で、中華、本唐の産には非ず、日本にて
 も、金銀玉の都より出たることなく、或は力士、大人、
 又は文士才人にても、皆田舎偏國より出る者なれば、
 心を付て考見るべし、
 又學者の口僻に、唐の四百餘州を以て、日本の六十餘
 州を見こなし悔ざる、是又分別なしの御大將なり、何
 によらず宜き所が狭く少なき者なり、唐の四百餘州
 にても、南京は土地人情ともに唐のすぐれたる所な
 る由なり、日本にても五畿内は狭く、東西の果は大國
 なり、五畿内にては山城を上みとなし、山城にては

京、京にては御所、御所にては内裏と、段々宜き所は
 と狭く少なき者なり、人の五體あるも、肝要の所は
 一心なり、因て唐のひろきはどの下國なり、
 學者共、書物を見て記憶するのみを學問と心得、其實
 を吟味せざる故、かゝる事の思はく遠あるなり、神道
 の事も、神道者の云秘事口傳の旨説にたまされて、行
 事を神道と思ふは、思ふ者の誤なり、因て神代紀の訓
 點を、誠の事と見るは、見る者の不學なり、書物に目
 を晒しながら、文字を並て書たる書を、草紙物語の如
 く、訓點したればとて、眩さるゝは、字義に暗くして、
 神道を知る故なり、因て易傳に、觀は天の神道とあ
 るも、目にみへず、日本に云神道と、孔子の云神道と、別
 にて有まじきと云見識も立ざるなり、神道を知ると
 きは、神代紀は神系の御書にして、神道と皇道とて、
 分けて見るべき工夫が付なり、日本書紀と題して賀
 の理神、天照す大日靈尊を始祖の皇神と説玉ふこと、
 神系と神道との差別なくして通せんや、何事にても、
 少は思索分別をいれて見ざれば、消息文の如くつら
 つらと通する者に非ず、況んや神系の開卷一二の書
 に、文義なく書玉ふべきものならずや、其上板行して

下々まで取扱ことを御免なりたる書に、何の隠すことの有べきや、尤皇道御連綿の事に於ては、深き意味も有べけれども、是は中々下さまの耳に聞べき事に非ず、神道は萬國の共にする所、神系は天子の獨し玉ふ所の事なれば、賤しき下さまの、とやかく口の齒につける事に非ず、然れども神道を委しくするときは、日神純化の神孫にて坐す事を自得して、皇道の御傳は知らずしてすむことなり、

萬國一般の神道よりして云へば、佛は追前供養を行事とする天竺の神道なり、儒は五常五倫を行事とする唐の神道なり、日本は祈禱祭祀を行事とする日本の神道にて、其行事勤めかたの替あり、天化に日月星の替りある故なり、其外朝鮮には朝鮮の行事あり、阿蘭陀には阿蘭陀の行事ありて、皆其國々の神道なれども、和漢竺の君臣庶に應ずる外は、別に筋たつことなければ、其事聞へざれども、朝鮮は朝鮮自然の國風あり、阿蘭陀は阿蘭陀自然の國風あるなり、因て廣云時は、神前にて經をよみ、佛前にて四書五經をよみ、聖像を立て中臣祓を修しても、誠に二つはなければ、國に始中終の替有て、天化に日月星の應ありて、

君臣庶と替れば、他の法を用ひては益なきのみならず、却て害となるなり、

唐は左輔右弼、相替て事を主とる、聖人の教が臣下の國の自然に叶て宜けれども、日本純化の君國にては、一夫獨夫と云て、弑奪しては中々上下共に合點せぬなり、去るに因て、湯王武王を何ほど聖人の如く云ても、其湯武の聖に學習て、弑奪せんとは思はず、是日本の妙なり、元より平等利益、物我の隔なしの云ても、皆庶人の國の風儀にて、君國の者は主従となりては、決して一等には得思はぬなり、

何國の浦の果、山の奥にても、誠を元として其誠に感通來格する者は、三才に瀾論する所の神氣にして、外に儒氣と云ものも、佛氣と云ものもなし、固より天地の神化とはいへども、儒化とも、佛化とも云はず、神魂のたましいとはいへども、儒魂とも、佛魂とも、天地の間に生る者、釋迦でも、孔子でも、老子莊子でも、心の藏に神魂のたましいなくては、白く黒いを知る者に非ず、假令寂光淨土の阿彌陀でも、彌勒でも、活きて居る者なれば、活しをくが神の所爲なり、此所をよく合點して、吉水の和尚は、實には神を佛の道

しるべ、跡を垂るとは何故か云ふと詠じて、玉葉集に入られたり、是は神を垂跡と云て、佛を本地としたることを破したる歌なり、本地垂跡は、空海が天地麗氣記より初たることにて、天地の麗氣を神と見ずして佛と見るは、坊主の勝手了簡なり、其外坊主には、神の元たることを知る者多けれども、幼少より出家したる義理にて、流石に神と得云はずして、本地垂跡を云ひて、只口すぎ第一とするなり、吉水の和尚は、百人一首に前大僧正慈圓と有て、慈鎮和尚の事にて、よしある僧なれば、名聞利欲に拘はらず、見識の通説出たるなり、又自讚歌にも、わが頼む七の社の木綿經、かけても六つの道にかへすな、是等皆世間僧のよまぬ所なり、坊主は元虚體の佛を觀念する者にて、其佛とさす者、天地の神氣をさして、天竺にて佛と思ひたるなれば、實に佛を合點したる坊主は、神の元たることを知るものなり、如此云へば、佛者の云ふ神佛一體の見に似たれども、神は萬國通用の名にして、佛は天竺一土の名なり、因て神が本地にて、國常立尊と云が垂跡なれば、神に佛の本地があるものに非ず、佛でも活けられれば活してをくが神なり、眼前天地の

神氣と云ひて、佛氣とは云はず、神化、神魂と云ひて、佛化、佛魂と云はぬが慥な證據なり、佛經にも妙用妙化を神通神變とは云へども、佛道とも、佛變とも云はぬなり、

日本に靈神にして祭ると、天竺に佛にして供養し廻向すると同じ事なれども、天竺は終氣の國なる故に、來世と云、死でゆく所の別世界を立たるが、一つの趣向にて、人情の愚痴なる穴を、よく見こみたるなり、因て儒に云神鬼と、釋氏の云ふ佛は、只國柄に因て説方の替るのみにて、目ざす所は神氣の妙體のと云なれば、佛像なりとて龜末に取扱ふものに非ず、然るに神道者流共、何の辨へもなく、彼こそ神道者と云はれんとて、佛を仇敵の如云なし、路の傍なる石地藏觀音などを蹴倒して、小便しかけなごし快がるは、神の事も佛の事も知らず、只信心さへすれば非分に福德を惠賜はるやうに思て、欲心より起ことなれば、何ぞ不仕合事が二つ三つ重なると、打てかへて念佛申しと成て、又神をさんく狎侮ざるなり、先年淺利大賢と云神道者は、風呂場の踏石に石地藏を用ひたる由なり、何にもせよ、面目を刻みて人の拜む爲に拵置た

るものを、蹈ものにして快がるやうな若輩者の見には、神佛共に知らるゝものに非ず、是等の人は日本に生れて神の事を知らず、儒佛を貴ぶ者と荷もたらば棒がをれると云位なり、因て儒佛なりとて仇敵の如く云ふべき者に非ざれども、肝心の元とたる神祇を聞て、儒佛を信じ貴は、家の元とたる親を聞て、他人の親に孝行を盡すが如し、よし爲になること有りとも、人の人たる本意には非ず、殊に儒にても佛にても、世間一統に其教に成りかたまると、尤も國の大事油断のならぬ事なるべし、
儒は譜代相傳の恩澤を忘れ、透間を見て主人にても弑して、擧句の果には一夫獨夫と惡名を付て、君臣の義を失なひ、佛は平等利益の、物我の隔なしの云て、上下の階級を破、何れとも心奢高ふりて、上みを侮どり輕しめて、君主自然の國風を敗る上へに、儒に傾けば唐に従ひ、佛に傾けば天竺に従て、人情自然と其元とを慕ひて、すはと云は、一番に組して、國に心を止める者は有まじきなり、
八宗九宗と別れたる中にも、尤も恐るべきは本願寺宗なり、信長將軍の勇勢にてさへ、僅なる大坂の御堂

を攻兼て、和睦せしなり、是皆士卒の中に、夫宗旨者有て、鐵炮は玉をぬき、矢は根をはづし空へ放、只一町四方計の平地の堂をさへ、得攻やぶらぬなり、薩摩の要がいも、顯如の珠數に碎かれたる由なり、百五十年以前さへ然の通なれば、只今にては猶更のことなるべし、肝をひやす計なり、殊に東本願寺には、六萬餘、西本願寺には、八萬餘の末寺あるよし、其十四萬餘の寺に付從ふ且方、其外佛光寺末、高田末寺とて、其數々かぞへがたく、是等計にても容易の事に非ず、八宗九宗集て佛者に加勢する者ならば、諸大名方の催促に應ずる者有るまじきなり、殊に近年は、農民共一揆して、守護地頭に願やうの事有て、恨を合、思ひ合ぬ者ある由なれば、旁以恐ろしき佛法なり、
武士たる者は、家頼に本願寺宗旨の者有ては、實の喰つぶしにて、用の勤まらざる事も有べきなれば、心得べきの第一なり、かく云へば其宗旨の者は、宗旨の爲に主君の恩を忘るべきやなど、立派に云ひけす者もあるべけれど、百五十年以前の甲冑を枕としたる時さへ右の次第なれば、靜謐なる世人の臆見は、決して當にならぬことなり、尤人によりては宗旨の爲に

は、君恩は忘れまじきなれども、其代りには、決して忘る人あるなり、寔に忘れまじき忠義心あらば、他宗に改めかへをくが子孫の爲なり、只左やう思ひたる計にて、改宗しかぬるほどの人なれば、まさかの時は、一番に宗旨の爲に君恩を忘るべし、恐るべし、

切支丹の騒より、一統に宗旨を持こみ、都鄙共に宗旨改とて、御政事の一つと成、家別に宗旨を立て、彼になづけ、神國と云ふは名のみにして、店替にも氏子吟味はなくして、旦那寺は證文に書かせ、神社に仕る禰宜神主まで宗門にいれて、僧を頼むこと、神慮に於て快よかるべきや、尤邪法を用ひ、外國に與する改とは云ひながら、佛も外國のものなれば、堅め課せて安氣ならぬものなり、日本の萬國にすぐれて、土地人情の美なることは、上に段々辨じたるが如、一々憶なる證據あることなるに、昔より上々に迷こみ玉ひて、唐の禮を取れ玉ふのみならず、日本の古風を取失ひ玉ひ、適筆記し玉ふ神代紀は、者流訓ころされて、當時上下共に唐を國の元とのやうに心得たるは、皆神道に暗故なり、併ながら、眞金は砂に混せずと云道理

にて、眞の物は意に秀者なれば、時節至らば一統に神道に歸すこと必定なり、四百餘州の唐人ども、天子の段々變革して、竟に北狄の隗人を天子と仰ぐ事なれば、自然と天子の名義に叶はぬことを心づき、禮記の生れながらにして貴者なし、天子の元子も士なりと云語を見付て、實に天子ならぬことを知、日本神系、天子の古今一系に連綿し玉ひて、上下正しきことを傳へさかば、實に萬國一君の眞の天子なることを感心して、竟には來朝すべきこと必定なり、速にも神道明になりて、上下共に日本の萬國にすぐれて有がたきことを知るならば、其化竟に外に被て、今程は來朝の時連も來らん、何を云ても國の者が、國のありがたき事を知らず、却て外國の儒佛を貴び慕て、國神を賤しめ遠ざける事と成てあれば、中々其化の外國へをよぶことなく、其徳の顯はるゝ事もなきなり、
神系天子の、人倫に上みとし坐すことは、麟鳳龜龍の、鳥獸虫魚に靈なるが如し、人は萬物に靈なる者なれば、靈と云ふは勿論のことなり、因て靈と云はずして、神孫、神系と云ひ、人長、人主、或は人の子と云はずして、天子と云ふなり、因て唐の如く變革して、行

くえなく成果てば、神孫神系とも云べき謂なきなり、
 麟鳳龜龍は形を以て靈を傳、天子は生れを貴して、神を
 傳てこそ天子とは云ふべきに、五體共に衆に異なる
 ことなき人體を以て、天子と稱美するに、何の異なる
 奇特祥瑞もなく、一夫獨夫となるならば、何を以て名
 の實とせんや、聖人は徳ありて貴ぶべき者なれども、
 生れの貴には中々及ばぬことなり、唐の左輔右弼、相
 かへて徳を用ゆる臣下の國にても、紂を君として、微
 子比子を臣下とするは、紂は正后の子にて、生に貴き
 意ある故なり、古今一人と云る、孔子も、時に遇ざる
 は、徳を貴ばぬ時なる故なり、徳は貴ぶと貴ばぬと、
 時節により、生れの貴きは、時にかゝはることなし、
 因て生の貴きは、貴さの限なければ、引つゞきが宜け
 れば、唐の臣下の國にても、徳が及ばぬなり、然れど
 も元神孫の生貴ならねば、惡逆にして人に厭はるゝ
 と、其貴きことも兀て一夫獨夫となるなり、實に生が
 貴ければ、人に厭はれても、見放されても、貴ことに
 替はなし、因て天子と天の字を付て、人より自由する
 ことならぬ意義を示すなり、凡て天の字を稱するは、
 人より自由する者に非ず、況や萬物に靈たる人の中

にて、人主、人長と云はずして、天子と稱せられなが
 ら、善惡に因て取捨せられては、天子の名目の立たと
 云所に氣がつかぬとは、臣下の國ながら是非もなき
 ことなり、鳳凰は鳳凰を生み、麒麟は麒麟を生で、其
 靈を失はざるに、天子が天孫を生ずして、土を生む
 ならば、鳥獸にも劣たるなり、
 論語に、有若が孔子を讃して、麒麟の走獸に於る、鳳
 凰の飛鳥に於ける類なり、聖人の民に於るも亦類な
 りと云て、孔子を人の中、麒麟、鳳凰に當たるは大なる
 僻事なり、麒麟、鳳凰は鳥獸の中の靈物にして、麟は
 麟を生み、鳳は鳳を生みて、其靈徳を失はざる者な
 り、聖人は然らず、其徳父にうけず、又子にも傳へず、
 只其身一分の清氣を受たる者にて、犬猫などの逸物
 と云類なり、人の中の麟鳳は、神孫天子の事なり、四
 靈は鳥獸虫魚、靈有、人は萬物に靈にして、鳥獸虫魚
 の四靈も、其萬物の數にして、人は其中の靈長なれば、
 靈と云はずして神系と云ひ、天子と云て生れながら
 貴くして、元子は即天孫なり、唐に生貴を傳へる純化
 の神系なき故に、連綿する生貴の譯を知らずして、有
 子の如き賢才にても、かゝる不埒の喩を云なり、凡て

かやうなることは、日本の如き生貴、古今を統玉ふ神
 系の眞天子坐さねば、較ものなき故、唐の文華なる口
 才に云罷されて、際立ことも見へぬとも、似せ物は眞
 の物に並て見ると、影なきなり、然れども惡人有て善
 人たることを知るが如く、唐天竺の雜書來りて、淺聞
 しき絃奔の事を見るにつけても、神系の奇瑞坐すこ
 と、奇瑞と知りて一入有がたく覺奉るなり、かゝる較
 物できて、猥がはしくなるに付て、國の道の混雜なき
 やうと思召て、できたる書紀なれば、義理に疎くし
 て、文華に眩さるゝ者は、太子親王より始まりたるこ
 とのやうに心得て、夫までは紛れもなき故、書記する
 に及ばぬと云譯を知らぬなり、

日本の天子は、日神純化の神系にて、神道の神の無爲
 自然の化を受繼玉ふ故、書記なきが即ち神系たるの
 證據たることをよく會得すべし、神道は無爲自然と
 て、萬物の生化するも、生化せんとて心を用ゆるに非
 ず、只爲こと無して自然と生化する活理にて、人の作
 爲自由することならねば、書記するの用なきなり、其
 無爲自然に任する神の習はしを受繼玉へば、人皇に
 ならせ玉ひても、教道びく事なく自然に治まりて、

勸善懲惡の事に及ばず、因て書記して後の爲にする
 の用なくして書記せぬなれば、書記なきは實に神系
 の天子たる明證と云者なり、聖人は神道を以て教を
 設けて、人を道びく役人なれば、書記して後世へ傳る
 が當り前の職分なり、天地の間の事は、皆天の神の命
 令にて、唐の如き惡土には、聖人を降して教道びかせ
 て書記させ、日本の如き朴質國には、神系を降して、
 無爲自然に任せ玉ふなり、鳥は樹に棲しめ、魚は水に
 游がせて、中々人の察度をいゝやうに仕てある者
 に非ず、因て其所になき事を、人の作爲にていれ交て
 は、益ある如くに思はれても、益よりは害の方勝な
 り、日本に唐天竺の事を用て宜くなりたるやうに思
 ふは、天の自然なる味を知らぬ故なり、自然の氣味を
 主とする藥種類は自然生作爲の物とは各別なること
 なり、唐のこと日本のことも、自然を吟味するときは、
 一日の談に非ず、

唐のことは、口才にて面白く書たる故、皆實に思へど
 も、一推しをして見ると、さしたる骨もなし、火徳に
 してそこに都す、土徳にしてこゝに都すといへば、天
 子の如くなれども、段々と變革して、跡かたもなく成

果れば、火徳、土徳も取るに足らず、都すと云も過たることなり、書經に禹王の水を道びかれたることあり、信用ならぬ事なり、天地の間は山陸に川を通じて、色々廻りて、竟に海に落ゆくやうに、自然とできて山間に淀溜りて、落端のなき水はなきものなり、殊に禹外八年と有て、是ばかりにては、二ヶ所と土功なるものに非ず、只今頃段々人数多くなりて、耕作すればこそ、水勝手を作りかへて利徳を用るなれば、上代左ほど水の手をかせぐ程の事も有まじければ、少しの落口など土功せられたる成べし、然るを仰山に四百餘州の川々を世話したる如くに書なすは、皆文章の傍ごとにて、生涯百年にして何ほどできるものと云ふ心積りもなきなり、唐のことは華に過て實なきに實と思、日本の事は實なれども華なければ却て訝るは、發生の氣化にて、小兒の心持と同じく、餘所外の事が羨しき神道者流共、皇道を以て神道に推當る故、物事奇恠になり、竟に訓點にて紛らし、秘事口傳にてすまぬ事となりたるなり、因て只實と自然を以て引くらべて見るときは、萬國にすぐれて明白に知るなり、然るときは神武帝は勿論のこと、反正帝

の御宇より初りても、神系神孫の事に於ては、紛れなき骨髄を合點するなり、近來、吉川惟足、山崎垂加と云もの、神道を以て世に鳴たる由なれども、吉川は吉田家を神祇の長上と心得て傳授を受たる由にて、職原のことを夢にも見ぬ人なれば、兎や角と評するに足らず、山崎は元と洛西妙心寺出にして、一變して儒者と成り、後竟に神道と成たる由なれば、心香しく思しかども、門流の傳へ云詞と、彼是書殘したる草紙、或は橘家の墓目、鳴弦、土金の傳など、只文才ありて品よく利口に仕立たるのみにて、皆者流の好事なり、殊に八百年來連綿の伯家に參り正さずして、自己にて事を改めかへ、中臣祓をさし引、品よく直したるは、昔より伯職の奉り來所の御讀の中臣祓を知らぬ故なり、三種祝詞の、寒、言、新、尊、理、魂、賦、顯を、子丑寅の十二支に替たるは、易の乾兌離震巽に似たることを嫌て、三種神寶の中の玉に象て、流理して滯滞なきの意義を知らぬなり、乾兌離震巽が唐の事にて、子丑寅が日本の事と云慥なる證あるや、兎角神學者流は若輩氣にて、儒佛に似たる事あれば、夫を止めて自己の量狭く、見の賤きをも

思はず、心に任せて新作して傳事のケ條するなり、其外神代紀の始終を、神代の昔、天上にて有たる事實とする由なれば、定めて神々が虚空雲中にて立舞さまと云なるべし、一向論するにたらぬ事なれども、折よく生れて歴々方に用ひられたる故、別して名高く一流をなし、知らぬ者は垂加と云へば、直に神の出現なりたるやうに思ふなり、第一神祇白川家、神祇大副藤波家、神祇權大副吉田家によらずして、橘家の名を借ること、我意を立るの根元なり、貞觀の頃、神祇伯橘の朝臣永名と云人あり、是等を自當に橘家の名目を立ることや、○信哉按ずるに、橘家神道は、開闢の門人玉水正と稱する鈴木與三兵衛、及び其門人御水小兵衛惟義等より出でたるが如し、墓目鳴弦の法等を以て之を開闢に繋ぐるは、恐らくは非なる其傳へる所の墓目鳴弦式を見れば、眞言家にて作たる射手形の中に、梵字陀羅尼を省たるものなり、彼が見識にて、墓の目と書名目の俗なることを知らざるはいかり、迷たることや、但庭訓往來にも墓目とあれば、墓目を正字と思たるや、墓は蝦蟆にて、和名かはづ、又かいると云なり、（せんじゆ）蟾蜍一名類蝦蟆、和名ひきがいる、又畧してひきと云ふなり、無稽の者ども、墓をひきと心得て、蟾蜍のひきはよく氣を通する性

異の虫なれば、感通の道理にてひきめと云ふと邪推して、ひきめと云ふに、墓目と當字を書たるなり、ひきけるの感通を用るなれば、蟾蜍目と書べし、墓はひきがいるに非れば、墓目と書ては、ひきめとは讀れず、是等は小野篁歌字盡と云俗書、虫ひきがいる、土はか、巾まくと云ふに習て、墓をひきと用ひたるなるべし、よく合點してみるべし、弓矢は本朝第一の神器にして、正しき道具なり、萬物に靈たる人體にて、神器第一の弓矢を持、ひきめの神事を行なひながら、小虫の恠異を慕ひて、ひきめと名付るとは、淺聞しき心ならずや、かゝる賤しき意義を襲て、とやかくと作爲し、傳事を工にするは、狐を正一位稻荷大明神と拜する仲間なるべし、何事も其門を得て入ざれば、宇磨の美、百官の富を見すと云ふに、神系天子の神祇伯に任じ置玉ふ伯家に參らずして、別に橘家を起し立るは、全く口傳秘訣を作らん爲なり、外國は知らず、日本の中に神祇道を學ぶに、神系天子の外、流義と云ことの有べきや、伯家の流義は、即ち天子の御流義にして、白川家一己の私事には非ず、伯は天子の神祇一道の御手代にて、神祇官とて頭な

り、昔は諸家混任せられて、伯職の家と定まりたることなければ、諸家共に伯に任せられたる中にて、藤波家の御先祖の伯に任せられたること多く、吉田家などの伯に任せられたことは一度もなきに、吉田家の作系圖の下には、彼是伯に任せられたること數多ありたる如く記しある故、辨抄抄に委くこれを辨置たり、然るに人皇六十五代、花山帝の皇子彈正尹清仁親王の息延信王、神學に長玉ふに因て、萬壽二年伯に任せられ玉ふより、諸家混任の事やみて、白川家の定職となり、伯家と稱すること成事は、職原抄に委し、尤も少中將の間、一旦源姓を賜はれども、伯に任せられしより王氏に復、庶王の部に成、諱に玉の字を用ひて、延信王、延廣王と書こと二代、延廣王よりの規模にして、自餘の家にはなきことなり、

昔より御代々神拜式、中臣祓、其外神祇一道の式は、皆伯より奉りて、御代拜の事は決して伯に限、若伯に障あれば御拜を止め玉ひても、餘人の勤ることは曾てならぬ由なり、内侍所を預り玉へば、阿菜刀アサイト自までも皆伯の門人なり、殿下も御手代を勤め玉ふことある故、伯の傳を受玉ひ、假令ものすきにて、藤波家、

吉田家、其外一己の神學者の傳を受玉ひても、關白職に任せられ玉ふ日より、伯の傳を受玉はざれば、御手代が勤まらぬ由なり、因て五攝家方は勿論の事、清華、大臣家方の、他傳を受玉ふは一分の私事にて、實は表だぬことなり、前々は堂上方一統に、伯の傳を受玉ふことは云までもなきことなり、然るにいつの頃いかいしたる譯よりしてか、近衛家、九條家には、吉田の傳を受玉ひ、鷹司家は藤波の傳を受玉ふ由にて、二條家、一條家のみ相替す伯の傳を受玉ふ由なり、伯の傳と云へば、白川家一己の流義らしく聞ゆれども、左には非ず、只久しく相かはらず白川家に預玉ひて、諸家混任の事止みて、伯職の家と成たるまでに、往古より伯に掌とらしめ玉ふ神孫天子の御作法なり、日本に居て神祇を學ぶに、神系天子の御作法を外にして、神式の有べきや、尤も先祖伯に任せられたる家筋には、其時の書記などのあることも有べけれども、格式法則は、時に因て損益ある者なれば、時の天子の用ひさせ玉ふ事が、即ち時の臣下の守るべき道なり、然れば時の神祇伯の作法ならで、日本の中に神事の作法はなきことなり、假令伯は器量才覺にて

損益したる事にて、天子の用ひさせ玉ふ外に、何傳來事の有べきぞ、吉田家に唯受一人など云立るは、實に吉田家唯一人の私事にて、他の神職の守るべき事に非ず、神系天子の御國に生、神職と成て、天子の御作法を用ひず、臣下の吉田家の唯受一人の私法を習學ふは、日本を吉田家の國と思ふや、但は伯、權大副の階級をも知らざるか、餘り愚しき事なり、神道は萬國一般の大道にして、神系は日本の天子の獨し玉ふ日神純化の御血脉にて、行事作法は國の樞要なるに、嗜嫌の私を以、上々までが他傳を受て、行事作法を天子と別にし玉ふは、云ふでもなき僻事なり、是皆其家の雜掌等に、世へんの上手下手有て、輕薄追従よりいつとなく浸潤したる事なるべし、併ながら兎や角云くろめ迷はざるは、神道に暗く、神系神孫と口に云ひて、心に會得せぬ故なり、

吉田卜部の事は、伊勢外宮の神官出口延經が辨抄と云書を、尾張三の丸東照宮の神主、吉見左京大夫幸和が増補して、初學の者へ通じよきやうとて、俗解したる増補辨抄俗解と云書に、壹岐卜部の、鳥賊臣命の種類とは別に、吉田家は、伊豆卜部日良麻呂が

末にて、天和三年までは地下の官人なれば、系圖に色色偽を書記したる事、其外兼俱が謀計偽作にて、段々家格を持上たる次第、其代々偽の事を傳戸病に喩て、國史官牒の證據を引て、委細に辨明せり、

天津兒屋命の神孫にて、唯受一人の神道と云へども、吉田神道は兩部習合にて、其習合の仕かた神佛習合にも非ず、神儒習合にも非ず、佛法に道を習合したるものにて、神祇の事は曾てなく、三元、三行、三妙加持、其外神代の符文字と云もの、靈印祓の出所、委細白井玄鋒子の破偽顯證問答にあり、伯の長官たることは古今定りたる事にて、白川家に任じ玉ふよりは、王氏に復るの規模出來て今も伊勢奉幣の荷物に王使と云會符有なり、不案内の者は、帝王の使なる故、王使と書と覺悟すれども、左にはあらで、神祇伯王の使と云意なり、帝王の使は勅使にて、神祇伯の王氏承、其王氏の使なる故に王使と書なり、昔は神祇の四姓、王氏、中臣氏、忌部氏、卜部氏共遣はされけれども、今は藤波祭主の承と成たること、皆辨抄俗解抄に詳なり、

裏帳の女王と云て、御即位の時に高御座の中にて御

帳を襲て、百官に天顔を拜ます役女あり、清仁親王の
 姫宮永子、七十年代後冷泉帝の寛徳二年四月十八日の
 御即位に役玉より恒例と成て、其後御代々、伯の
 姫役し玉ふ事と成たるなり、かゝる由緒の家柄なれ
 ども、伯は神事の御手代にて、任職の間は一夜も他宿
 ならねば、竟に關東下向の事も無して、別に名を觸す
 事なき故、神學執心にて、職原の心がけある者なら
 ずやうの不法、不筋なることを爲されば、志の正しき
 者ならでは、入門する者なきなり、不筋不法にても、
 吉田家の如く、木綿手纏は何程、四組、六つ組と、謝禮
 直段を仕わけ、正一位の神階も、初は七兩二分なれど
 も、今は手筋よく取れば、金一步に二つも出して、
 伏見の羽倉氏と互に易くせり落しあひ、守名、紋紗
 の狩衣、橡の袍、それ〴〵に直段を立分て、不法不筋
 を元とすれば、類を以集道理にて、不筋を美目とする
 ことにて耳なれて、歴々上々たる人は、吉田は神つかひ
 にて、梅のすはへを以て、神をつかはるゝなど、何
 ぞや狐狸の如に思ふて、吉田を奇妙がるは、皆百口の
 三十計もぬけたる人なり、十八神道が十八貫文を云

名諸人の耳に残、神祇伯の外の神祇管領長上と偽り
 付たれども、漆はがすば元色もなしと云ふ如、塗筋た
 る物は、竟に元色を顯すべきなり、
 白川家は伯の職柄と云ひ、由緒ある家柄なれども、吉
 田家の如、臣下の身として、直段きはめて、正一位の
 神階も出さず、私に大和守、出雲守など云守名をゆる
 す事もなく、無位の神官へ紋紗の狩衣、橡の袍をゆる
 すやうの不法、不筋なることを爲されば、志の正しき
 者ならでは、入門する者なきなり、不筋不法にても、
 吉田家の如く、木綿手纏は何程、四組、六つ組と、謝禮
 直段を仕わけ、正一位の神階も、初は七兩二分なれど
 も、今は手筋よく取れば、金一步に二つも出して、
 伏見の羽倉氏と互に易くせり落しあひ、守名、紋紗
 の狩衣、橡の袍、それ〴〵に直段を立分て、不法不筋
 を元とすれば、類を以集道理にて、不筋を美目とする
 ことにて耳なれて、歴々上々たる人は、吉田は神つかひ
 にて、梅のすはへを以て、神をつかはるゝなど、何
 ぞや狐狸の如に思ふて、吉田を奇妙がるは、皆百口の
 三十計もぬけたる人なり、十八神道が十八貫文を云

立にして、氏子中を奉加にして、吉田官と稱して、一
 日晴の衣冠を着かざる者は、神職と云ふは名ばかり
 にて、土百姓同前の者なり、又一廉是非を咬わけて、
 十八神道は眞言家の十八行道より出たることを知な
 がら、十八貫文出して傳を受るは、齋服を着すべき爲
 なり、是等の事を以、吉田の仕くみ、取合せの上手な
 ることを合點すべし、十八神道を合點せぬほどの者、
 一舉あれば是非齋服を着することを知りて、十八神
 道の傳なき者には齋服をゆるさぬと、肝心の神服を
 奥へまわしたるは、實に齋服を重するにてはなく、小
 學文有、手剛者にも、十八神道を違背させぬ手段な
 り、諺にも名をとるよりは徳をとれと云へば、渡世身
 代向には手本とも成べき手段なれども、正直を表す
 る神道を、不筋不法に罷まし課ては、禰宜神主の不沙
 汰なるも、神祇の事の衰果るも、尤もなる事なり、
 吉田家の謀計偽作の事は、辨抄に委しき中にも、伊
 勢神宮より神敵吉田と書立られ、宮川限で神領へ吉
 田と云名を出しては立入る事ならぬ由、世に是よ
 り大耻辱は有まじきなり、かゝる家筋を神祇管領長
 上の、或は御本所のと崇めては、神職の者の發行せぬ

はずなり、内宮天照大神は皇帝の始祖と仰ぎ玉ふ神、
 外宮豊受大神は、中臣忌部の兩臣の出玉ふ元神にて、
 日本に生たる人は参り詣て拜禮する神なるに、穢多
 の外に名ざして神前へ向はぬと云は、吉田家ばかり
 の由なり、日本に居て太神宮の受玉はぬ拜禮を、いか
 なる神の受玉ふべきや、併ながらもはや程久しく成
 たらば、今も其通にいれざることをや、双方とも段々代
 替て若人に成たらば、睨と其譯も知らぬ勝なるにや、
 伊勢も神職の狼なる所なれば、其程覺束なれども、
 元文の頃、子息侍從殿の參宮めされたる時は、鈴鹿何
 某と云指札なりける由なり、伊勢には忘れても、吉田
 には忘れられざる事也、
 諺に、かせぐに追つく貧乏なしと云如、親王よりして
 中將の伯になると、伊豆下部より出て侍從の權大副
 になるとは、上みより下ると、下より上るとにて、餘
 り遠からぬ間なれども、兩家共に二位に叙せらるゝ
 所は同じ事なり、白川は無垢の正金なれども、手入
 悪ければ、瑣焦て光りなく、吉田は焼付減金の、くは
 せものなれども、手入よく持なしたれば、さらびやか
 に光て人の目につくなれども、繕ひてのは、竟に元

るものなれば、遅速はありても、一度は元て白地となるべし、
 近來は世間一統に文明に成て、何事も元を正して廢たるを興、絶たるをつがせ玉ふ御政務となりたれば、竟に滅金のつくりひものは元て、正金無垢の光輝かれ出んと、只有難時節を待ばかりなり、何さま日本は日神純化の神孫御國なれば、何がよく調ても、神祇の事が正しく明白にならざれば、眞實の靜謐とはいはれまじきなり、然るに近頃は上下共に日本の上國なることを知る者多きて、正直の自然の事を貴べば、吉田の正一位も賈遠なり、不筋なる守名をば望まぬ者あれば、そろく神祇道の興立る時節に趣くなりんと樂もしく思はるゝに、都鄙共に佛法のさかりほこへるを厭て、生土の神の神事祭禮を一入粧ほひいさめ、すゝしめ奉れば、幾はごなく實の神國と成、萬古不易の御靜謐と成らんかし、出口氏が辨抄抄は、太神宮の託にひとしく、吉見氏が増補俗解は東照宮の神慮なるべし、かゝる博識廣賢の人の考案に非ずんば、誰か數百年來代々の謀計偽作を考へ正さんや、實に神祇の龜鑑、國家の重寶なり、吉田家受領の者は、

憎き誹言と思ふらんれども、更々左やうに非ず、神は非禮をうけず、正直の頭にやどると云へば、正直なるぬことは、疾か遅きか、いづれ一度は正さる筈のものなれば、迎もかくすべき耻は、片時も早耻かきて、實の道に進が其身も仕合、神職も大慶と云ものなり、十八神道の傳を受たる者は、自分に考へ見るべし、天兒屋命より唯受一人と云諸神勸請の文句に、辨才天女、十五童子、善女龍王を云立るが佛法にてなきや、三元、三行、三妙が道家にてなきや、其外印を結、護摩を焚ながら、唯一神道呼はりは何事をや、少しは詞の合ふ合はぬと云ことを考へ見るべし、
 神道は萬國一般の大道にして、行事は神孫の御國の要道なれば、中々白川吉田兩家の争事には非ず、只何れにも正しく成て、奉仕の神威を増、儒佛に阿從はず、安穩に月日を送る冥加には、朝夕に行事を怠らす、寶祚長久御武運繁昌と祈奉るが、神職の當前なり、其本亂て末修まらざるは必然の道理なるに、今世の如、伯を閣て權大副が管領長上呼はりしては、神慮に叶はぬ筈なり、畢竟神祇の官名にし、耳なれば、只御公儀の方にて、御大老、御老中を閣て、武家一統

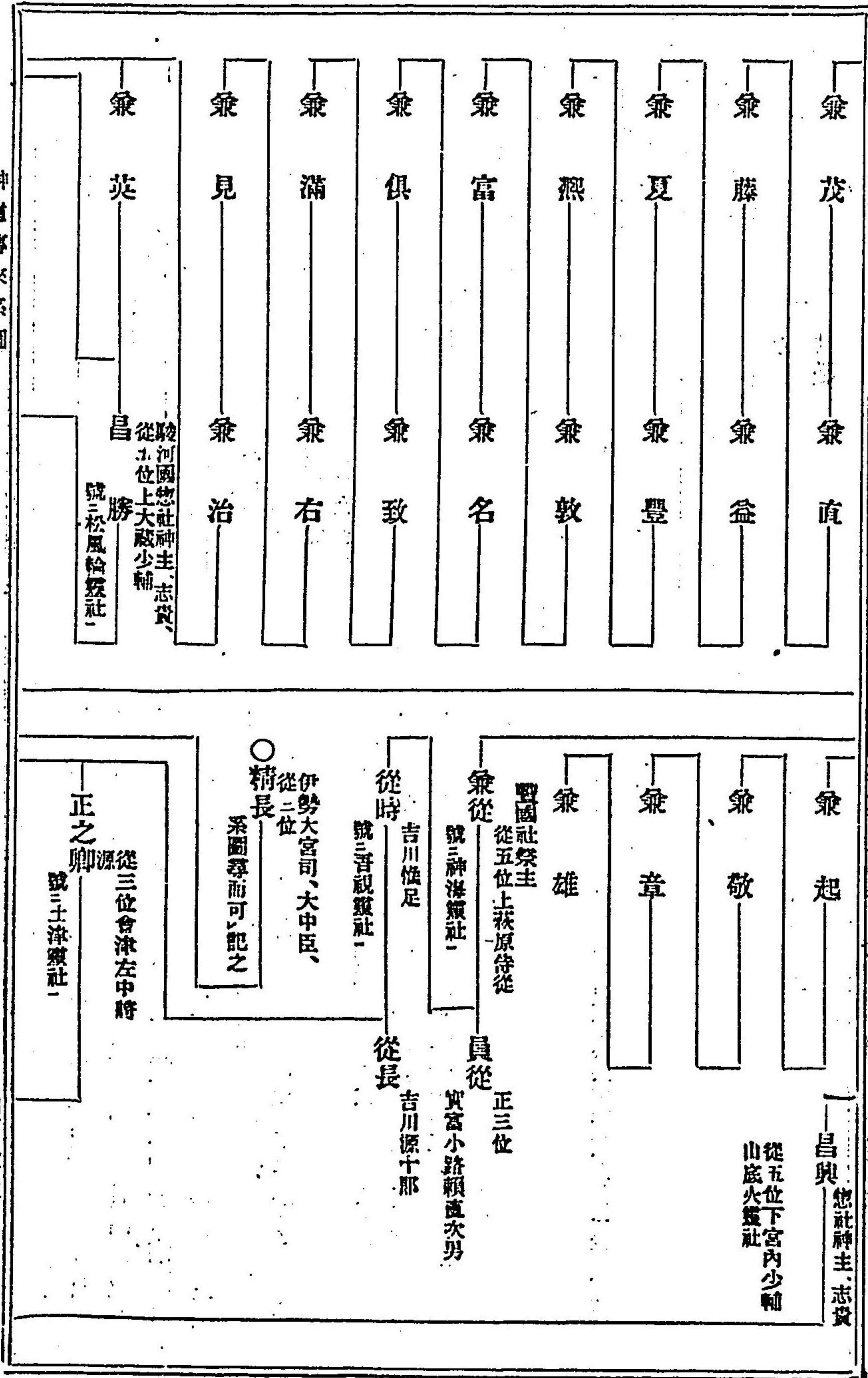
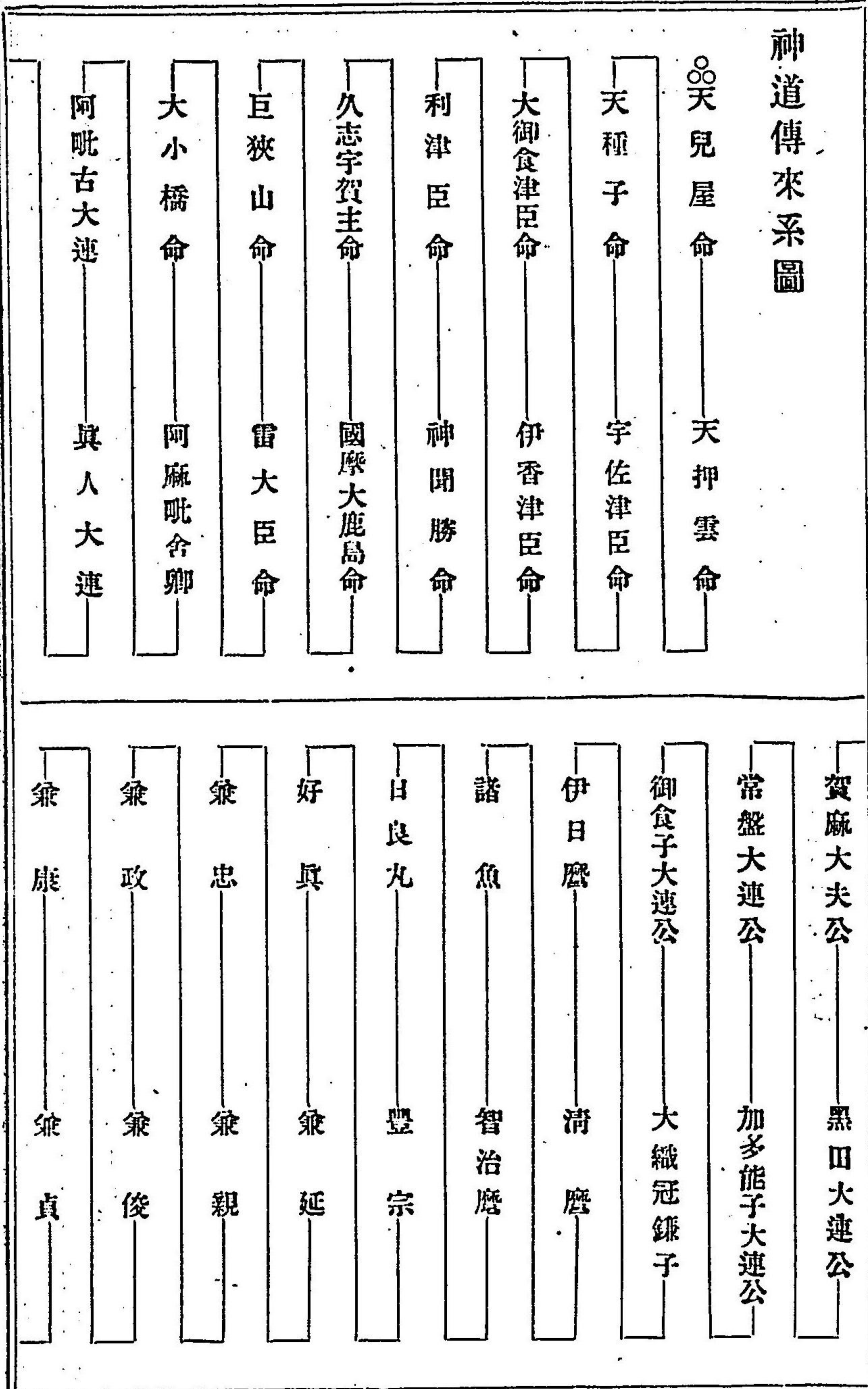
の支配、若年老と云て合點すべきや、然れば權大副の管領長上呼はり、譯を知らぬが頼にて、知ては我と我心に耻へき事なり、儒を誹り、佛を嘲けり、神道者流を阿、吉田を笑ふ、必ずしも事を好むの惡言にあらず、只國の美なる事を外にして、醜惡の飭事に既よさるゝ事は、神道の神道たることを知らざるより起れば、近き患の端ならんかと、遠慮て其勝劣を較證するなり、神書數多なれども駁雜にして統紀なし、故専ら神代二卷を主として、聖旨に洵徊し、他の篇冊を襲はず、又延信王遺篇に因て、神學入式を記し、神代紀を看るの階梯に備ふ、數百年來の蒙を發なれば、辨説すべきこと一に非ず、因て再三重復すること有と雖ども、強て誹謗惡を好むにあらず、文辭の鄙拙なるは固より予が學問の足らざるなれば、看る者よく勘辨して、無爲自然の美なる所を自得すべし、口傳に云、神學は三分の學問、七分の工夫と、信なる哉、

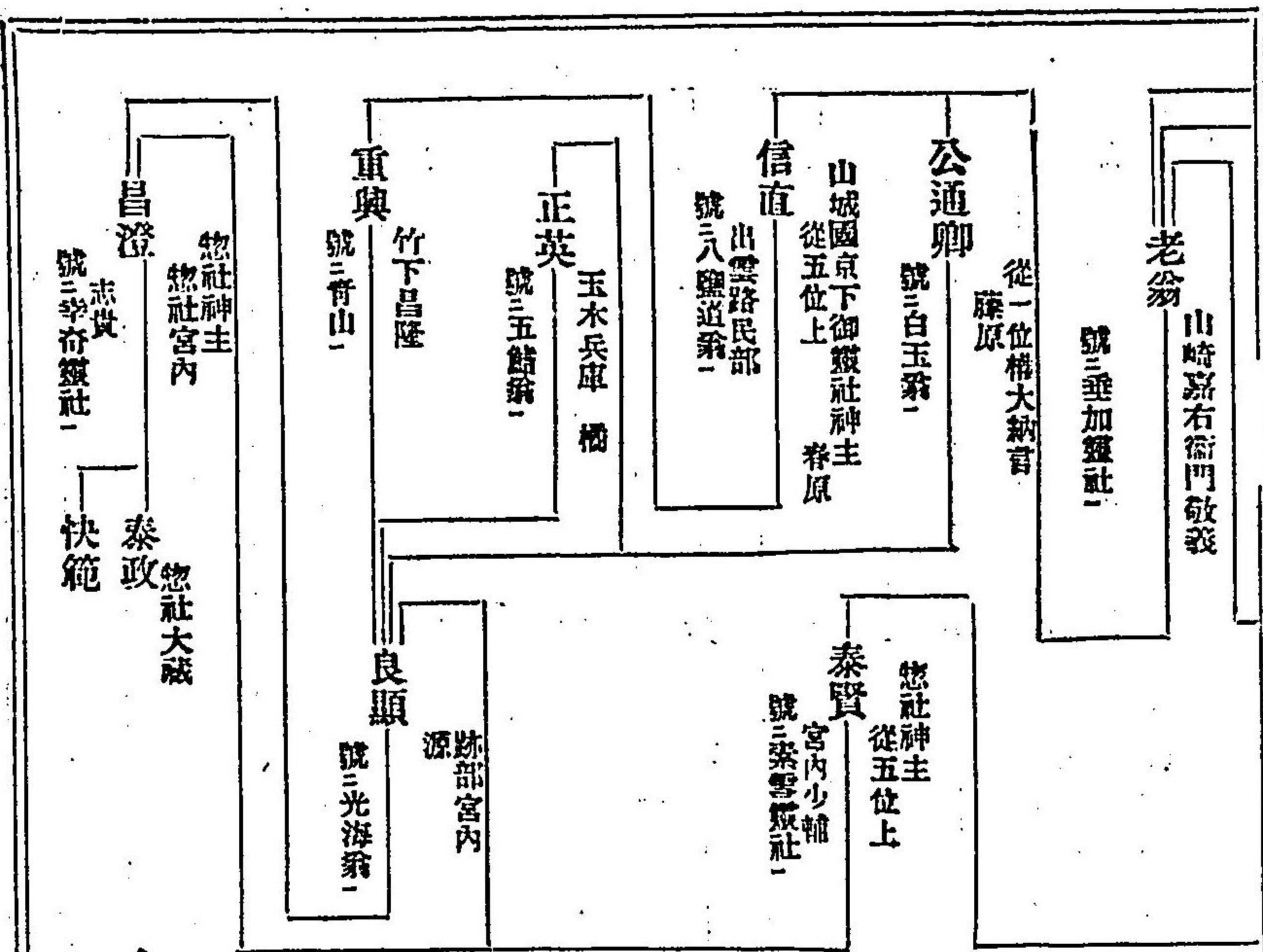
神祇伯資顯王家學頭森左京源昌胤

神道通國辨義終

右神道通國辨義上下貳冊、以和田英松氏所藏本合體寫畢、雖有誤脫、依無類本、不能補正、明治四十四年十月十一日、日鷗、

神道傳來系圖





信哉云、一宮巡詣記卷六貞享四年六月條云、九日駿府に至り、十二日新宮左近宅へ招れ、十三日昌興の廟所牧萱村のおきつきへ参る、輪靈神祠、昌勝圭天宗靈社、昌勝山底火靈社、昌興主皆一所なり、靈神の誓にて涌出し水、みたらしと成侍るをも見侍りぬ、ふたそじに餘る月日のながれ来てみかげを思ふ水の哀さ

踏分し其名計を聞及ぶ人さへ道におもひ入ける

又云、同書岡田正利跋云、一宮巡詣記十三卷者、爲證庵楠三喜所記也、此人肥前國中戸之産也、受神道於駿府惣社宮内昌興云々、

右神道傳來系圖一巻、以宮内省圖書寮御蔵本合書寫一校畢、明治四十一年三月一日、

神道傳來系圖終

神道書目集覽序

民咸利之之謂神、至于利民、豈以典書哉、言古人之糟粕已夫、則可矣、必有名世者、開諸參寥疑始、則知達道五達九經、所以行之者一也者、奚待副墨洛誦之子孫耶、蓋其人亡則息而已、雖然、在於方策焉、或學而知之、或困而知之、是不得於典書、而孰能焉、龍洞先生之志、常有於神書之學、數年、故以我朝所刊行、典籍之書目、與撰述之人名、編而爲帙、曰神道書目集覽、附以下末世者流、毫釐謬千里之論、意此舉也、所爲學者先務者乎、其餘著述數篇、欲追行、武昭鄙陋而未熟神書之學、詩云、自西自東、自南自北、無思不服、於其成功一也、民咸利之謂乎、然則、虎豹之鞞、猶犬羊之鞞、故序云爾、

明和庚寅秋七月望
東都 城武昭撰

神道書目集覽

日本書紀	舍人親王、宅朝臣藤原、紀朝臣清人、太朝臣安摩、其外文才儒臣撰	三十卷
古事記	太朝臣安摩	三卷
舊事紀	聖德太子、蘇我馬子、菅野真道、藤原繼體	十卷
續日本紀	藤原真房	四十卷
續日本後紀	藤原良房	二十卷
釋日本紀	下部兼方	十二卷
文德實錄	藤原基經、藤原良房、藤原行平	十卷
三代實錄	藤原基經、藤原良房、藤原行平	五十卷
延喜式	藤原忠平、藤原兼其	五十卷
日本紀纂疏	藤原兼其	八卷
神代卷抄	清原宣賢	七卷
神代紀頭書	龍照近	二卷
神代卷合解	兼其、正道	十二卷
神代卷口訣	兼其、正道	五卷
神代卷講述抄	出口延佳口授、山本康足筆受	五卷
神代卷評註		六卷
神代三部系圖		一卷

東武 鈴木行義子遠編

神代卷系圖傳	神代卷私記	神代卷私說	神代卷次第抄	神代直指詳解	神代卷鹽土傳	神代卷評閱	神代和訓集成	神代卷藻蘭草	神代卷御靈板	神代卷御靈板	神武卷御靈板	中臣祓抄	中臣祓瑞穗抄	中臣祓考索	中臣祓集說	中臣祓纂言	中臣祓訓解	中臣祓略說	中臣祓白雲抄
林羅山子	白井宗因	源仲之	源仲之	谷重遠	松下見林	淺利大賢	谷重老人	出口延佳	出口延佳	出口延佳	出口延佳	下部家	和田峨山	橋三喜	靜享春意	釋空海			白井宗因
七卷	八卷	十五卷	七卷	五卷	二卷	八卷	六卷	二卷	二卷	二卷	二卷	二卷	二卷	二卷	三卷	二卷	一卷	一卷	二卷
中臣祓諺解	中臣祓一毛抄	中臣祓直解抄	中臣祓追考	中臣祓直說	中臣祓義解	中臣祓千別抄	中臣祓瑞穗抄	中臣祓瑞穗抄	中臣祓	中臣祓要信解	中臣祓本末鈔	中臣祓旁觀	中臣祓伐柯	中臣祓句投	中臣祓松風鈔	中臣祓古義	中臣祓註解	中臣祓舊傳	
阿蘇宮宮內	龍照近	淺利大賢	淺利大賢	流泉散人	源仲之	源仲之	源仲之	源仲之	源仲之	一統道與	杉山出羽	八劍勝重	青木主計	松崎義克	東彌榮	山口日向			
二卷	二卷	二卷	二卷	三卷	三卷	二卷	三卷	三卷	三卷	二卷	二卷	二卷	二卷	二卷	二卷	二卷	二卷	二卷	三卷

神社考	神社啓蒙	神社便覽	神皇正統記	神祇卷	神名帳	神風記	陽復記	伊勢神異記	伊勢神末社記	伊勢參詣記	伊勢淺間記	江家次第	異稱日本傳	番神問答	元々集	元々集神祇部	古語拾遺	古語拾遺首書	古語五卷抄
林羅山子	白井宗因	白井宗因	北島親房	藤原忠平	正田木屑	出口延佳	出口延佳	出口延佳	土師	大江匡房	松下見林	北島親房	北島親房	忌部兼成	忌部兼成	忌部兼成	龍照近	龍照近	龍照近
六一卷	八卷	一卷	七卷	十二卷	十卷	五卷	二卷	二卷	一卷	一卷	一卷	十九卷	二十卷	一卷	八卷	十卷	一卷	一卷	一卷
拾遺遺言餘抄	神道肝要抄	神道深秘	神道名法要集	神道或問	神道秘決	神道大意	神道大意	神道演義	神道灌頂卷	神道真理記	神道和顯抄	神道卷上	神道故實問答	神道了簡抄	神道同一醜鈔	神道俗解	神道三部抄	神道要決	神道芋手卷
龍照近	最澄	下部家	出口延佳	日澄	下部兼直	下部兼俱	下部兼俱	最澄	最澄	下部兼俱	下部兼俱	阿蘇宮	阿蘇宮	頂抄寺日瑞	頂抄寺日瑞	龍照近	龍照近	淺利大賢	淺利大賢
二卷	三卷	二卷	二卷	二卷	四卷	一卷	一卷	一卷	一卷	八卷	二卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷

神道八箇圖	梨木三位	一卷	遷幸要畧	出口延佳	一卷
神名目類聚抄	正田氏	六卷	伊勢末社傳記	文周	一卷
神道昔物語	一統道興	二卷	大海書	阿蘇宮	一卷
神道行事		一卷	神皇大道本記		一卷
神道行事祓		一卷	神社考志評論		四卷
神道上帶	淺利大賢	一卷	神社一覽		六卷
神道學則	松岡太助	一卷	禮網本記		五卷
神稜威道別草		一卷	經教本記		六卷
神道明辨	掌彰	一卷	加皇大神宮記		一卷
神道綿以呂波	相莫	三卷	井蛙問答	阿蘇宮	一卷
神道服忌令		一卷	伊勢講義式		四卷
神道四品緣起	橋三喜	三卷	國名風土記	卜部家	八卷
神道三貫栢	坂井兼政	二卷	唯部神道大意		一卷
神道度會之橋	八重垣翁	一卷	三社託宣抄		一卷
神道深秘解		一卷	諸社一覽		八卷
神道八重垣傳	藤原齊延	五卷	神國決疑編	靑野近	三卷
神道憶原卿	近藤氏	二卷	天神和光傳		一卷
扶桑略記	阿爾梨皇國房	三十卷	神家常談	眞野氏	三卷
隱顯集		二卷	帝王正統錄		三卷
淺熊緣起		一卷	六根清淨祓抄	宮城春忠	一卷

同風葉抄	眞野氏	二卷	古語示蒙節解	高田白翁	五卷
首書六根祓		二卷	日本逸史		一卷
六根大祓集說	正田以正	二卷	日本考異	藤兼其	一卷
六根中臣祓集說		二卷	神令鈔	藤兼其	一卷
大祓淺說		一卷	神令鈔	小田成胤	一卷
公事根源	藤原兼其	三卷	大八洲圖說	梨木三位	一卷
公事言葉考		一卷	大八洲圖說	梨木三位	一卷
二十一社記		一卷	天津罪圖說	梨木三位	一卷
日本七福神傳		一卷	天津罪圖說	梨木三位	一卷
兩部神道抄		一卷	天瓊矛記	井澤長秀	一卷
兩部合神道抄		一卷	土佐國式社考	谷重遠	一卷
宮遷宮次第記		五卷	八幡本記	貝原好古	八卷
神事供奉記	出口延佳	三卷	禁秘抄	順德天皇御作	一卷
續神異記	慶會弘乘	二卷	神國類衆篇	藤波時綱	六卷
三社託宣圖記		二卷	神國祭物篇	藤波時綱	六卷
三社託宣俗談		一卷	神國神階篇		四卷
神祇要編		三卷	神國神道篇		十二卷
神事隨筆	出口延佳	一卷	神國諸院篇		六卷
神名畧記	出口延佳	一卷	三種祓和訓抄	同	五卷
神國童蒙先習	松下見林	一卷	三種祓和訓抄	同	五卷
古語拾遺句解	藤齊延	二卷	延喜大神宮式	出口延佳	三卷
			神語十數和解	石本經殿	三卷

年中參詣記	伊勢案內記	神風惠草	玉杵道卿	夢寐之說	心御柱口義	天橋立記	津島祭記	公事根源集釋	前王廟陵記	誠濃道志留邊	習合神道破釋	兩神道口決鈔	三才諸神本記	山神記	飽道通鑑	異理和理合鏡	無像小社探	真路常世卿	伽摩祓	
		跡部光海	跡部光海	跡部光海	同	藤波時綱	松下見林	松下見林	池永成政	慶安	慶安	增穂大和	增穂大和	同	同	同	同	同	同	
一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	
神路手引草	神路身鏡	志出譚語	增穂草	本朝麓近道	本朝神路事觸	拔參道知邊	辨惑增鏡	殘口猿轡	小社探買詞	一座物語	開書本津卿	惶根卿	神學存疑錄	天滿靈驗真書	宮靈驗真書	天神利生記	諸社靈驗記	神學大義	戶隱鎮座本記	兩部心鏡錄
增穂大和	增穂大和	同	同	坪内真左得	同	同	榮跡	北水子	北水子	人見榮積	取翠	多田理見	尹勝	吉野氏	同	厚瓊	厚瓊	乘因	瓜澤	瓜澤
三卷	三卷	二卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷

神道俗說辨	神道俗說問答	譬鳥鷺談	福神教訓袋	神儒辨義	八幡愚童訓	神令道知邊	天滿宮故實記	本垂跡辨惑論	深秘祓	六根清淨謹解	七福神傳記	神有磯海一日破	日本學則	和光訓	江府神社畧記	神千百年玄櫛	日本紀撰者辨	元亨王臣傳論	釋書王臣傳論	掛解二書辨
淺井玄中	今岡廣道	以敬	松本三卷	高瀬昌為	高瀬昌為	貝原篤信	大島居陳賢	辨石見	松本三有軒	波部氏	高祖規武	上月丹藏	藤原從門	河村秀興	谷重遠	谷重遠	谷重遠	谷重遠	鈴木意正	
三卷	三卷	五卷	五卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷
辨辨道書	辨太宰辨道書	辨辨道書	神國女訓抄	御即位御代始鈔	大嘗會御代始鈔	勢二宮一社傳	笑姿神辨惑抄	葵心集	三教要論	神道野中清水	明和七年庚寅七月、書于好古軒、	龍洞鈴木子達先生著述書目	古中臣祓正文	龍洞隨筆	中臣祓筆解	二書辨	中臣諸註集覽			
佐々木圓次	松下謙水	鳥羽義著	山口日向	藤原兼良	山口延佳	志賀忠寸	度會延貞	觀山子												
二卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷	一卷

二書辨追考	二卷
舊事紀大疑	二卷
射具本語考	一卷
ト 筮 論	一卷
神道書目集覽	一卷
論語朱氏新註正誤	十卷
仁齋徂來二先生得失辨	二卷
大學諸註集覽	四卷
中庸諸註集覽	四卷
好古軒語	四卷
太宰氏辨道書正誤	五卷
	二卷

附 錄

東武 鈴木行義子達 著

近時神學者流妄に門戸を立、何流何派と稱す、其門人互に流義の是非を争論すること、佛者の宗論に似たり、固陋の至り、皆道を不知ゆへなり、神道即人道也、人道即神道也、豈流派あらんや、大道を以て小道

とするの罪人なり、且神學者流と號する徒、國史正史に味く、家説秘説などと云ふの類を信じて、古典正史を取らず、皆神道を不知の誤なり、神道者流の名目、古書に見えず、巫祝或は神學者流のうち、少し神書を看て臆説することなり、徂來門人太宰氏が著す所の辨道書なる者を觀るに、日本の神道は佛法を以て作れる道なりと書す、行義按するに、太宰氏は東都の大儒にて、博學文章其右に出る者少し、徂來門下の一人なり、雖レ然惜哉儒書には博覽なれども、日本の古典正史に甚味し、故に此説あり、太宰氏卜部兼俱などが著す書を看て、神道は佛法を以て作りし道なりと理會す、兼俱が説は神道にあらず、浮屠の道に近し、信するに足らず、且太宰氏、日本上古神道の名目なく、道とのみ稱せしを知らず、只管神道の神の字に拘泥し、周易の神道の文を以て附會の説をなす、甚謬れり、神道の二字は日本書紀、孝德天皇卷に始て見えたり、儒佛の名有て後神道と稱す、太宰氏日本に生れ、其國を誹り妄説を著す、これを先王孔子之道を知る君子とは稱し難し、宋儒性理の學は、聖人の道にあらざるを辨するは極是なり、徂來

以後の一人にて、其論する處もつとも信すべし、神道を誹り、口に任て大言を吐くに至ては、神皇之道の罪人にて、一文不通の者に劣れり、山崎垂加門人佐々木氏、書を著し辨道書を誹る、又鳥羽義著、松下謙水なる者も、書を作て太宰氏を誹れり、然れども三書ともに鄙陋論するに足らず、予他日辨道書正誤を著し詳論すべし、故畧す、

日本の古書に詳畧あり、眞偽あり、後人の加文あり、故に活眼を以て看るべし、倭姫世紀、鎮座傳紀の扉に佛法之息の文は、後人の加文なり、倭姫の時、佛法日本に渡らず、故に信じ難し、其外神書の文に、和光同塵、得一、悉地、輪王、金剛神、八大龍神、福智圓滿、方便利益、福田、冥加、此等の語、悉佛書に出づ、皆後人の加文なり、行義不才にして妄に神道の古書を辨論すること、實に其罪免れ難し、雖レ然初學の徒、其邪正眞偽を知らず、浮屠氏或は後人の加文を以て、神道の正説を得たりと理會し、信するに至ては、日本神皇の正道を亂し、其害洪水猛獸よりも甚なり、故に不得レ已辨レ之、予が臆説にあらず、學者察レ之、古語拾遺は齋部廣く撰す、其書の序文に云、上古之世

未レ有ニ文字、下略朝野群載卷第三、大江匡房宮崎宮記に云、我朝始書ニ文字、下略人皇六十代醍醐天皇御宇、泰四年に、三善清行が勘文に云、上古之世、皆出ニ口昌傳、故代々之事、變應遺漏、下略近時損軒貞原氏、春臺太宰氏、蟠龍井澤氏、皆此諸説を以て上古無ニ文字ニの證とす、行義按するに、藤兼良公の日本紀纂疏、北畠親房卿の神皇正統記にも、上古無ニ文字ニ説あり、又神道者流の説には、日本にては天思兼命文字を造ると云、日御崎記には、神代文字の始りは大己貴命、出雲國清瀨にて造れりと云、日本紀問答には、神代の文字一萬五千三百七十九字ありと書り、近時平安の松岡玄達が著す所の結尾録には、日本上古の文字あり、唐土より文字渡りて、日本の文字失たり、今其残れること傳ふる者如レ左と書し、上古の文字の形を出す、行義云、上古文字の有無識べからず、古語拾遺は實に古書なり、雖レ然上古之世、未レ有ニ文字ニの語は、廣成が臆度の見なり、其外匡房、清行が説も無證の言、信するに足らず、古典正史に文字の有無を辨せざるを看て知べし、然るを日本の古書に博覽なる貞原氏、博學の井澤氏、只管古語拾遺に拘泥し、廣成が臆説を信じ

て無三文字と云えるは、深く考ざるの謬也、太宰氏が如きは、日本の古書に不通の人なれば論ずるに足らず、又神道者流の徒有文字とて、後世の書を以て證とするは取に足らず、日御崎記も巫祝家の書なり、信じ難じ、松岡氏の結尾録の、上古の文字の形を觀るに、偽字に似たり、玄達何れの書より抄出して記するや未審、故に上古文字有無の論は、二説ともに臆度の説なり、從べからず、君子は其不知ところに於て蓋闕如すと、聖言誠に信すべし、

漢土は敬して遠くるが鬼を待つ道の道なり、日本は神國の名を張る國なれば、信じて親しむが神に事るの國風なり、親之遠之、皆國風なり、和漢其道大同小異あり、考察すべし、

蘇我馬子は君を弑する逆賊なれども、佛法を信するゆゑに、世人其惡を云はず、物部守屋は忠臣なれども、佛法を破りしゆゑに、世人これを惡人と云、守屋没して後は日本人過半竺人となれり、可歎哉、

凡秘書といふは無きものなり、神書などを秘藏するは、皆神學者流の徒、利欲深きが致すところ歟、又は文盲なるゆへ歟、一人これを知て、十人知ことあたは

ざるは、神道にあらず、然るを妄秘するは愚昧の甚さ、論ずるに足らず、神學者流の説に、神代卷に二十四ヶ條の切紙傳ありなど、の説は、疑らくは其門下の愚人を誑惑するなるべし、於て手信じ難し、

俗人木綿纏をかけ、鈴を鳴し、中臣坂の文を日々に誦て、吾は神道を行ふ者なりと、他人の見聞を悦ぶ者あり、一笑に堪たり、神道は箇様の小道にあらず、日用常行の禮義、即神道なり、日本に生れし人は、儒者も佛者も皆神民也、皇天の道を誹り、外國の教のみ尊じは、神皇の罪人なり、慎すんばあるべからず、

神書に、高天原と稱するは皇都のことなり、又天子の御座所を云、神書に不通なる者の説には、高天原とは虚空の名なり、或は心性の名なりと、皆妄説なり、

神書に、伊勢神宮十二部の書に及び、諸社の藏書あり、或は神學者流と號する徒の家書なる者あり、其外諸家の書少からず、行義が編む神道諸目集覽に記するは、板刻して世に行る、神書なり、寶曆年中開板の書籍目録には、神書總に三十餘部見ゆ、予が編集覽には、延寶年中より寶曆までの凡八部の書籍目録より抄出し、其外諸書を考正し、不足を補ひ、世に行ふ、然れども

淺陋の書するところ、潰漏あるべし、博學の君子正レ之、

神書に古來相傳の説あり、神儒合一の説あり、神老一致の説あり、兩部習合の説あり、社家の傳説あり、又華彼夷我の説あり、神學者流と號する徒の家説あり、行義按に、華彼夷我の説は俗儒の見なり、其害甚し、神儒合一の説は其害淺し、然れども用ゆべからず、神老一致の説は、卜部兼直が説也、從べからず、兩部習合の説は其害深し、故に初學の徒、活眼を以て神書を看るべし、出口延佳、山崎垂加が如き、博學の才子すら誤説少からず、況や其他をや、卜部兼俱、橋三喜、淺利大賢、増穂大和が類は、論ずるに足らず、

先代舊事大成成續は、黃蘗派の僧潮音が偽作の書なり、必信すべからず、

龍熱近が著す神國決疑編は、陽に神道を辨する如くなれども、陰に佛法を尊敬せり、故に伊勢の五部の書に、佛者の加文あるを以て證文とし、神佛一致と書り、可惡の甚きなり、行義按するに、五部の書に、佛書の語意あるは、後世浮屠氏の加文なるべし、

出口延佳が著す陽復記は、宋儒の理學を以て神道を

解す、甚當らず、

山崎垂加が著す垂加草には、卜部家の神道名法要集を引けり、要集には佛書の語多し、予が著す好古軒隨筆に詳論せり、

神道を解くに固有神明、惑は心裏神舍と稱す、是皆心性の名にして、浮屠の道に一致なることを免れず、神道にもと此理なし、世の神學先生神道を以て心道とす、罪を神明に得ざる者、殆んど鮮し、

日本を神國と稱すること、日本書紀に見えず、三代實錄に始て見えたり、三代實錄は清和天皇陽成天皇光孝天皇の實錄なり、藤原時平撰之、醍醐天皇延喜元年に成る、行義按するに、三代實錄は時平撰といえども、實は大藏善行撰之、神道者流の徒、神國とは日本のみ稱すと理會す、甚誤也、漢土をも神州と稱す、天竺をも神州と云、日本のみ神國と稱するにはあらず、

倭國を日本と號すること、人皇三十九代天智天皇の頃より稱す、天智帝の朝には、年號なし、上古は日本と號せず、故に大祓詞臣祓に、大倭とあり、日本書紀は人皇四十三代元明天皇詔して、舍人親王、紀朝臣清人、三宅藤麻呂、太朝臣安麻呂、其外文才の儒臣等

撰之日本の號は朝鮮國より名づけしなり、然れども美名なるゆへ、大倭書紀と號せずして、日本書紀と號す、古の學者は彼我の見なきこと如此、近世徂來氏の説に、日本を皇宋皇元皇明の例に任て、皇和と號すべしと云へり、又曰、皇和の稱、古より聞かず、茂卿が文に始て書せりと自贊す、然れども徂來に先て、平安の伊藤仁齋、皇和と稱し、古義堂に仁齋自筆の書ありと、篠崎金吾、東海談に書り、今時の學者只管仁齋徂來に倣て所見も無く、日本とは無風雅なれば皇和と稱べしと云、又大東、日東と號す、行義按に國名を私意を以て改稱するは甚謬なり、從べからず、日本と稱すること、日の出る所に近き國ゆへなり、別に深意なし、藤原兼良公の日本紀纂疏、北畠親房卿の元々集の説は、二書ともに信じ難し、其外浮屠氏の説に、大日の本國也、故に大日本と號すと云えるは妄説なり、論ずるに言なし、

海内之英傑にて、故實者の一人なり、惜哉今は没しの、彼善古典正史に通達するゆへに、其論する所悉古書の證文を以て神道を辨す、山崎垂加、出口延佳と同日に論すべきにあらず、著述する所の書、數十部あり、然れども兵部が著す獸肉論に古書を引證し、獸肉は神社に穢なしと云えるは謬説なり、古書に拘泥せしゆへなり、行義他日一書を著し詳論すべし、龍雷神人と號する者、中臣祓舊傳と號する書を著し、世に行る、行義其書を觀るに、本文八百萬神等の等を達にする、これ即俗本にもとづき誤れり、貞觀式、延喜式、皆等の字を書り、且龍雷子、伊勢五部の書を以て引證し、國史に味し、其外辨論ありといえども略す、他日詳論すべし、

看す、俗人は佛名題目を唱ふ、神學者流は中臣祓を誦で、日本の古典正史に通せず、故に神國化して漢竺の國となり、形貌は日本人にて心は異國の人に近し、行義神儒佛の學者を誦らす、只日本人漢竺の人となりしに近きを、其憂るのみ、諸君子察レ之、孟子之書のうち、日本に用ひ難く、惡むべきの甚しきは、士芥冠髻の語なり、故古昔は孟子を不用、平安の伊藤仁齋は大儒なれども、孟子の誤説を論せず、只管其書を信ず、智者の一失なり、日本皇天之道行はる、國にて、君臣の道を亂すの語は、古典正史の學をなす學者は、必用ゆへからず、其書を讀むに至ては、神皇の罪人なり、畏べし、慎むべし、

明和七年庚寅秋七月、鈴木行義子達書于東武好古軒、

右神道書目集覽覽冊、以内閣文庫本書寫校合畢、明治四十四年九月二十四日、

神道書目集覽終

神道叢說終

難波常雄
田口重男 校
文傳正興

明治四十四年十月廿五日印刷

(神道叢說與附)

明治四十四年十月三十日發行

非賣品

編輯者兼
發行者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會代表者

早川純三郎

印刷者

東京市芝區櫻田和泉町七番地
高宗啓藏

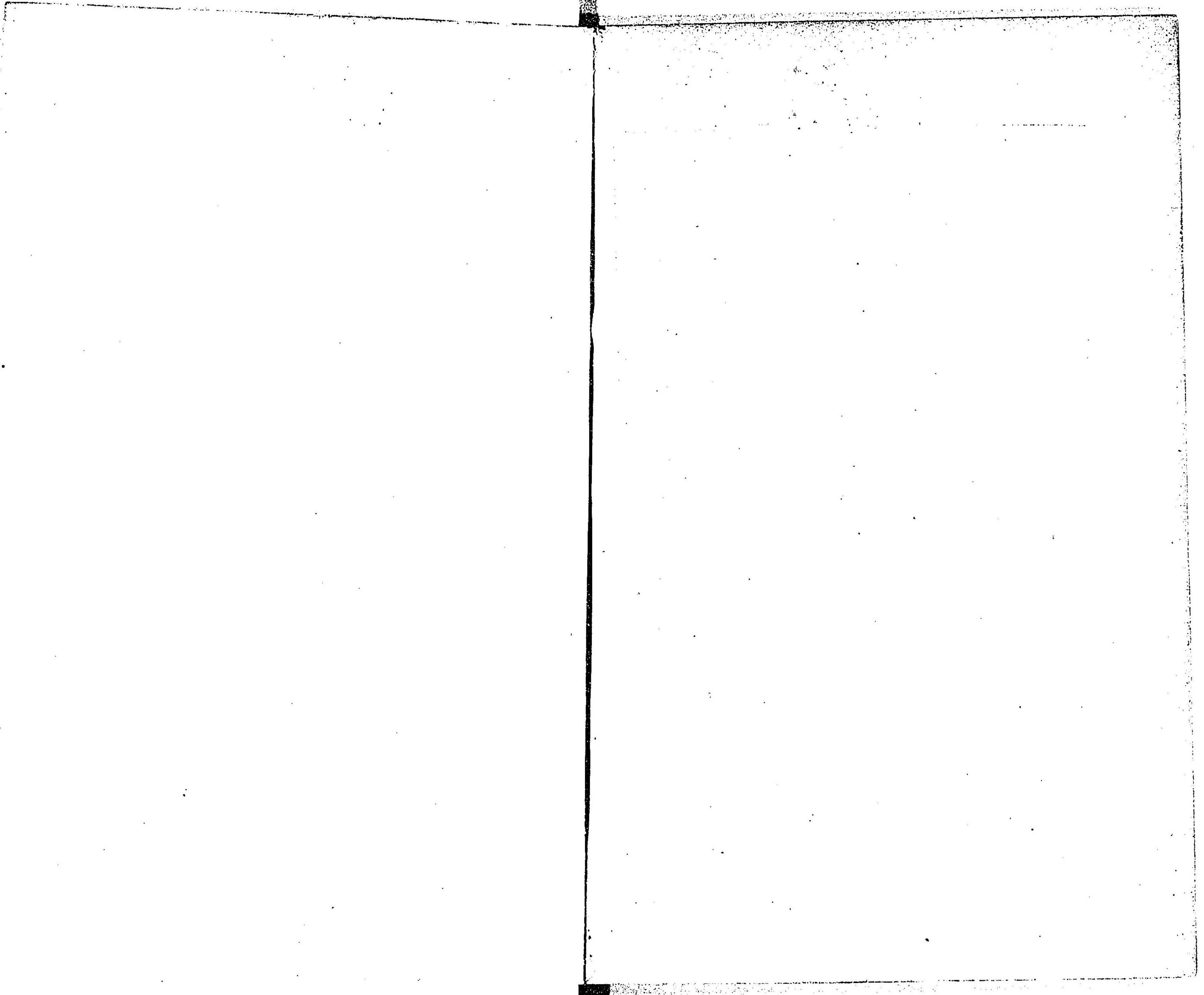
印刷所

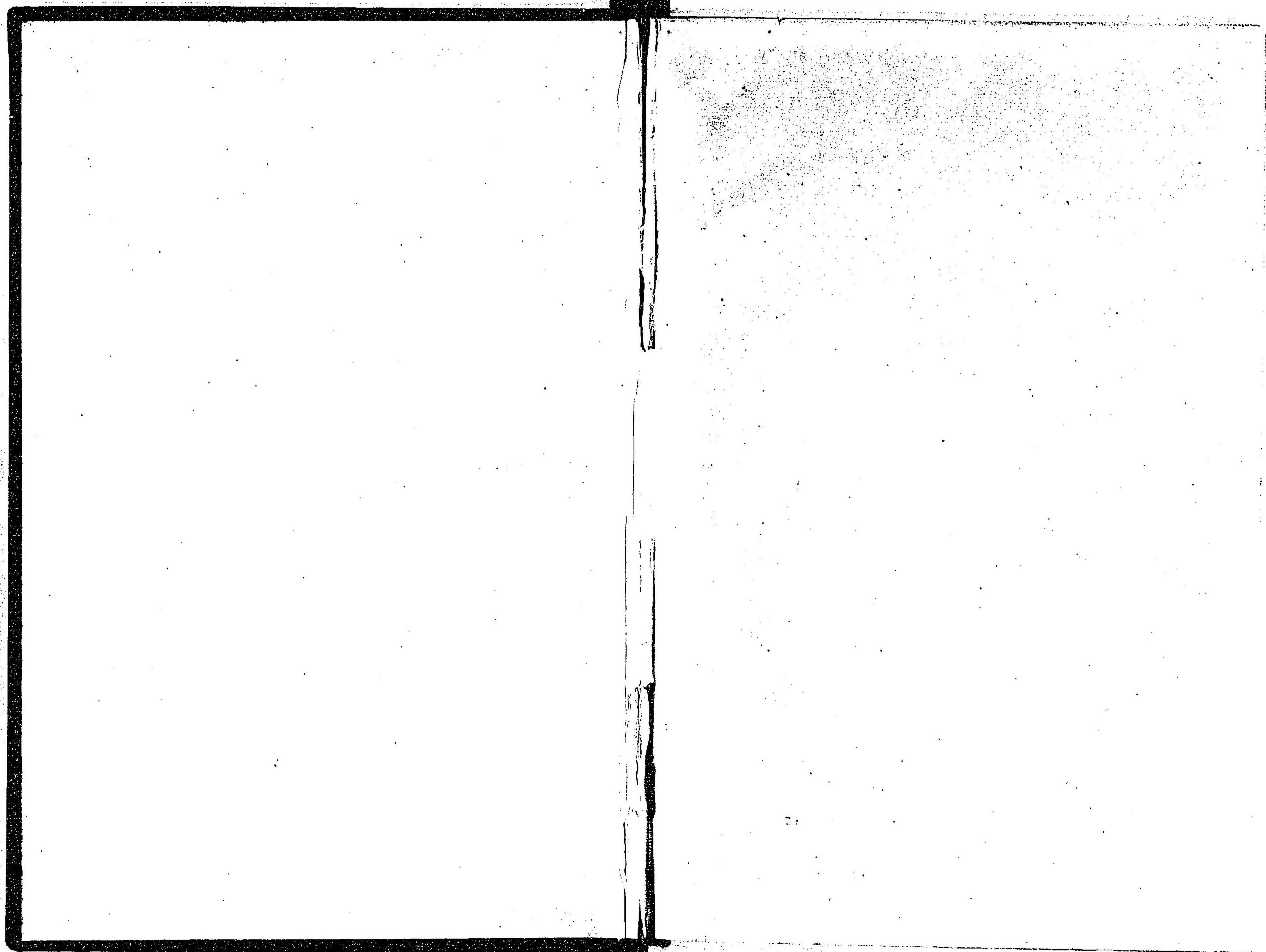
東京市芝區櫻田和泉町七番地
國書刊行會第二工場

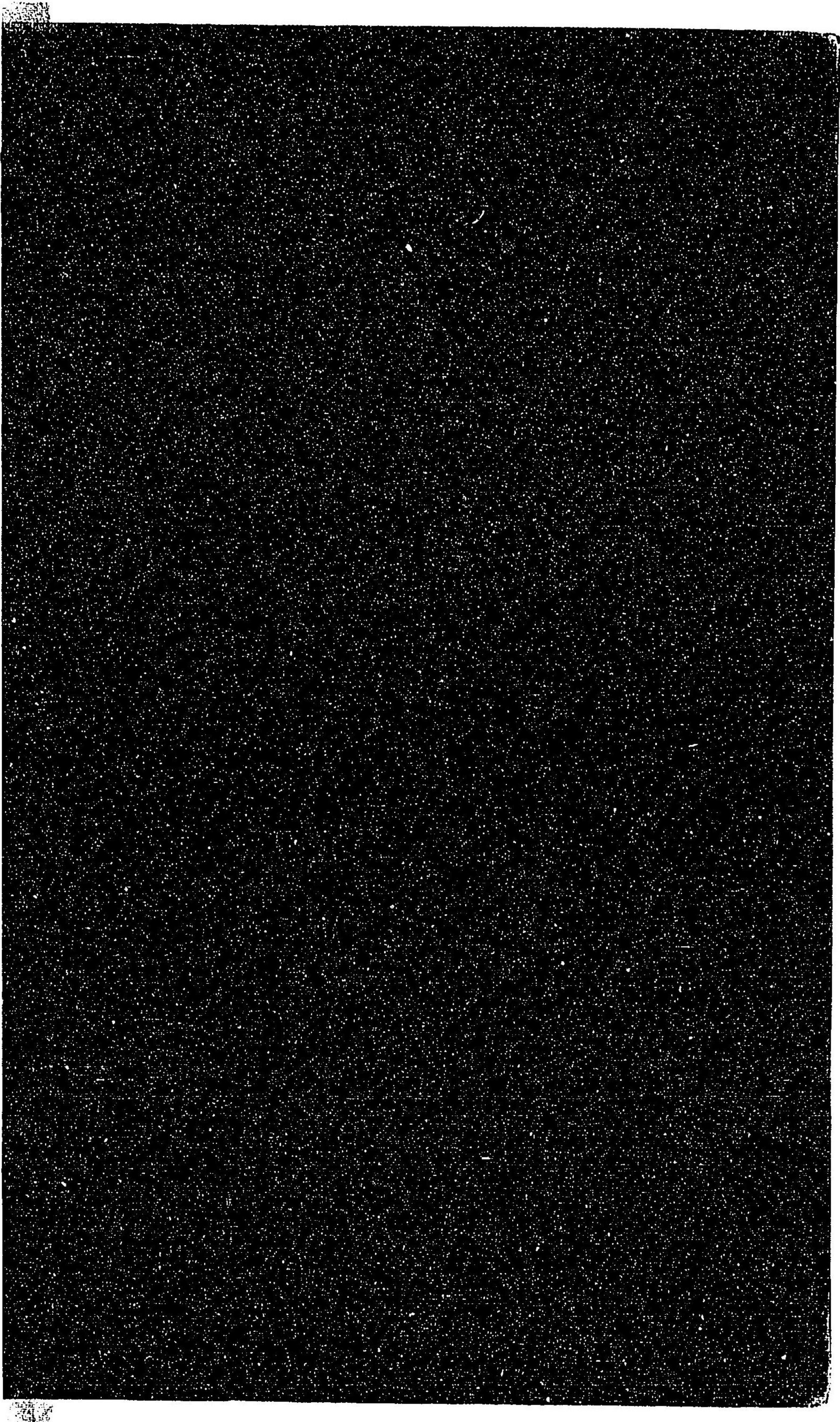
發行所

東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會









170.8
Si511
Y II

014251-000-7

170.8-Si511Y

神道叢説

山本 信哉/編

M44

ABB-0586



